

平成 16 年度予算

各会計及び企業会計 決算特別委員会会議録

開会 平成 17 年 10 月 5 日

閉会 平成 17 年 10 月 7 日

上富良野町議会

目 次

平成 1 7 年 1 0 月 5 日 (水)

○ 議 長 挨 拶	1
○ 町 長 挨 拶	1
○ 正・副 委 員 長 の 選 出	1
○ 委 員 長 挨 拶	1
○ 開 会	1
○ 議 事 日 程 等	2
傍 聴 人 の 取 扱 い	2
○ 議 事	2
・ 書 類 審 査 (分 科 会 審 査)	2
・ 全 体 に よ る 分 担 外 書 類 審 査	2

各会計及び企業会計
決算特別委員会会議録
(1日目)

- 1 日時 平成17年10月 5日(水)
9時00分 開会
(出席15名)
- 2 場所 議事堂
書類審査は第2会議室

事務局長(中田繁利君) おはようございます。只今より各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会に先立ち議長から、ご挨拶を頂きます。

議長挨拶

議長(中川一男君) おはようございます。早朝よりのご参集誠に苦勞様でございます。今日から3日間決算委員会と16年度の決算各会計の決算でございますが、大変な財政厳しいなか努力してきた面もあるかと思ひますし、また、まだ無駄があったのかなあというところもあるんでないかなあその様に思ひます。決算、私達が決算特別委員会を設けるということは、いま町も相当な情報開示しておりますけれども、これほど詳しくは開示出来ないとそれを町民に代わって、私どもが決算を見るんだと、そしてそれを評価していくんだということでございますので、皆さん方の特段の努力を頂きたいと思ひます。また、物の見方が変わればちょっとした観点からですね、気づくところもあるだろうし、また、今まで過去から使われてきた、執行されたものがこれからの未来の執行に対し、18年度、19年度に対する執行に対しての参考になろうかと思ひますが、皆さん方の特段のご配慮を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長からご挨拶を頂きます。

町長挨拶

町長(尾岸孝雄君) 皆さんおはようございます。大変ご多用のなか、決算特別委員会ということでご参集を頂きて誠にありがとうございます。過般、9月定例議会にご提案させて頂きました平成16年度の一般会計並びに特別会計、そして企業会計の決算認定につきまして、決算特別委員会をもって、慎重審議を頂くということで、只今議長からお話しございました様に、今日から3日間審査を頂くこと

にあいなるわけでありましたが、私どもは16年度のご議決を頂きました。予算に沿って事業の推進を図りながら、その結果としての決算をまとめ上げたところでございます。監査委員の監査意見も添付させて頂いてご提案させて頂いておりますので、どうか委員の皆さん方には慎重審議を頂きまして、ご認定を賜りますことをお願ひ申し上げまして開会にあたりましてのご挨拶に代えさせて頂きたいと存じます。大変ご苦勞様でございます。

正・副委員長の選出

事務局長(中田繁利君) 正・副委員長の選出でございますが、平成17年第3回定例会で議長及び議選の監査委員を除く16名をもって、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会を構成しておりますので、正・副委員長の選出につきましては、議長からお諮り願ひます。

議長(中川一男君) 正・副委員長の選出について、お諮りを致します。先例3の5によりまして、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会の委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員長ということでございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中川一男君) ご異議なしと認めます。よって、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会の委員長に西村昭教君、副委員長に仲島康行君と決しました。よろしくお願ひいたします。委員長登壇願ひます。

事務局長(中田繁利君) 委員長からご挨拶を頂きます。

委員長挨拶

委員長(西村昭教君) おはようございます。平成16年度の決算特別委員会の委員長ということで、3日間皆さん方のご協力をよろしくお願ひ申し上げる次第であります。一般会計も過去には100億円を超える執行予算を組まれていたこともありますが、今の時代背景を反映しまして、約82億円という予算執行が終わりまして、それぞれ皆さん方に、その決算の認定の審議を頂く訳でありますけれども、潤沢にあったときには、当然であったものの考え方も、この今の財政の厳しい中では、その考え方も変えなければならぬ部分も多々あった訳でありまして、そういう中で執行されてきた予算だということであ

りますので、これからですね厳しい財政を迎える中で、やはり今までの考え方と違った観点、視点で内容について、精査をしなければならないということがあろうかと思っておりますので、その点、先程議長申し上げましたとおり、18年度、19年度の予算に対する、執行に対する考え方、改めて我々も認識しなきゃならない部分があろうかと思っておりますけども、その点、一つ大所高所から見て頂きましてよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。つたない進行で何かと不手際もあろうかと思っておりますけども、よろしくご協力の程お願ひ申し上げまして委員長就任にあたりましてのご挨拶と致します。

開 会

委員長(西村昭教君) ただいまの出席委員は、15名であり、定足数に達しておりますので、これより各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。本委員会の議事日程等について、事務局長から説明を致します。

事務局長。

議事日程等

事務局長(中田繁利君) ご説明申し上げます。本特別委員会の案件は、平成17年第3回定例会において付託されました「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」の2件であります。本特別委員会の議事日程につきましては、本日配布致しましたとおりとし、会期は本日より10月7日までの3日間と致したいと存じます。本日は、これより会場を第2会議室に移し、議席番号単位による分担書類審査を午後2時までを行い、その後全体委員による分担外書類審査を午後5時まで行いたいと存じます。なお、各分科会において、分科長を選任願います。2日目は、議事堂において、各決算特別委員会の各会計の質疑を行います。なお、各会計決算特別委員会の一般会計の歳出につきましては、款ごとに質疑を進めます。3日目は、分科会による審査報告意見の取りまとめを頂き、引き続き、審査報告意見に対する全体での意見調整を経て、表決という順序で進めて参りたいと存じます。なお、分科会の構成と分担につきましては、既にお配り致しました議事日程表のとおりとし、第1分科会

議席番号10番から議席番号16番の委員、第2分科会は議席番号8番吉武議選監査委員を除く議席番号1番から議席番号9番までとなります。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長(西村昭教君) お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりと致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(西村昭教君) ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおりと決しました。

傍聴人の取扱い

委員長(西村昭教君) お諮りいたします。本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは、委員長の許可と致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(西村昭教君) ご異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは委員長の許可とすることに決しました。

議 事

委員長(西村昭教君) これより本委員会に付託されました「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」を議題と致します。本件は、先に説明が終了しておりますので、ただちに分科会を開会し、各分科長を選任の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。なお、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会の書類審査は、合同審査と致しません。念のために申し上げます。書類閲覧により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があるかと存じます。これについては、外部に漏らすことのないようにご注意願いたいと存じます。また、資料は、決算特別委員会としての審査のための資料であり、要求委員個人のみでなく全委員に配布することになりますので、審査にあたって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、各分科会で協議の上、分科長から別紙「各会計及び企業会計決算審査資料要求書」に必要事項を記入の上、委員長に申し出願

ます。

只今から、会場を第2会議室に移します。

事務局長(中田繁利君) それでは、第2会議室の方へ移動お願い致します。

(9時15分 第2会議室へ会場を移動)

書類審査(分科会審査)

委員長(西村昭教君) ただいまより分科会審査をはじめます。ただちに分科長の選任をお願い致します。

委員長(西村昭教君) 各分科長選任の報告を求めます。第1分科会。

(第1分科会から中村有秀君と報告あり。)

第2分科会。

(第2分科会から岩崎治男君と報告あり。)

委員長(西村昭教君) 各分科長につきましては、ただいま報告のとおりであります。

それでは、審査を開始して下さい。

委員長(西村昭教君) 13時まで昼食休憩と致します。

12時00分休憩

13時00分再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。分科会審査を続けます。

全体委員による分担外書類審査

委員長(西村昭教君) これより、全体による書類の閲覧審査を行います。分担外の書類についても閲覧し、意見については所管の分科長に申し出願います。

委員長(西村昭教君) 以上で、書類の閲覧審査を終了致します。明日は、議場において、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の質疑を行います。

本日はこれにて散会致します。

16時45分散会

目 次

平成17年10月6日(木)

○議 事	
・各会計の全般質疑応答	1
・一般会計の歳入	1
・一般会計の歳出	1款 議会費、2款 総務費	9
・ "	3款 民生費	12
・ "	4款 衛生費	19
・ "	5款 労働費、6款 農林業費、7款 商工費	25
・ "	8款 土木費、9款 消防費	28
・ "	10款 教育費	29
・ "	11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款給与費、15款予備費	33
・特別会計の全般	国民健康保険	34
・ "	簡易水道事業、老人保健、公共下水道事業	37
・ "	介護保険、ラベンダーハイツ事業	37
・企業会計の全般	病院事業会計	38
・ "	水道事業会計	41

**各会計及び企業会計
決算特別委員会会議録
(2日目)**

- 1 日時 平成17年10月 6日(木)
9時00分 開会
(出席16名)
- 2 場所 議事堂

開 会

各会計及び企業会計の全般質疑応答

委員長(西村昭教君) 昨日に引き続き、ご出席ご苦勞に存じます。ただいまの出席委員は16名であり、定足数に達しておりますので、これより各会計及び企業会計決算特別委員会第2日目を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」の議事を継続致します。これより、各会計決算特別委員会に続いて企業会計決算特別委員会の質疑を行います。はじめに、各会計決算特別委員会の一般会計より質疑を行います。

なお、一般会計の歳出については、款ごとに質疑を行い、質疑を終了していきます。また、一般会計終了後の全体質疑は行いませんので、ご理解を賜りたいと思います。付表及び資料等の質疑につきましても、その款ごとに行ってください。発言のある場合は、挙手のうえ議席番号を告げ、委員長の許可を得てから、起立して発言して下さい。また、発言するときは、ページ数を申し出て下さい。それから、私からのお願いでございますが、時間の関係もございますので、先の委員の質問と重複するようなことのないよう、質問をして頂きたいと思います。

また、10月の人事異動もありましたので、新課長におかれましては16年度決算について十分な答弁が出来ない場合もございますので、その時は委員長判断で前任課長に答弁を頂くこともありますので、ご理解を頂きたいと思います。それでは、質疑に入ります。

委員長(西村昭教君) 最初に歳入全体 1款22ページから21款59ページの質疑を行います。
13番村上委員。

13番(村上和子君) 23ページ1款1項1目の町民税のところでございます。2点ばかり質問したいと思います。収納率が前年対比0.44%落ちている訳ですけども、その主たる原因はなんであるのかお尋ねしたいと思います。それと2点目はですね、収入未済額が増えているんですけども、まあこれは大口2件の1千万円以上の滞納者が数字を上げているということですけども、まあこれだけの金額ですからもっと早くですね、手を打つことが出来なかったのかお尋ねしたいと思います。今後の入金の見通しについてもお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 税務課長答弁。

税務課長(高木香代子君) 村上委員の質問にお答え致します。一点目の町民税の収納率の下がった原因であ

りますけども、この3月の専決処分におきまして、町税は道民税と一緒に収納しているのですけれども、その専決処分におきまして按分、道民税分を落とすのを忘れてこういう形になったのでございます。理解できましたでしょうか。あと、未済の件につきましては、職員も努力しておりますけれども結果的にこういう形になっております。今後も滞納解消に向けて全力で進めて参りたいと思っておりますのでご理解をお願い致します。

委員長(西村昭教君) 5番小野委員。

5番(小野忠君) 歳入のところでちょっとお伺い致します。審査意見あの監査委員の審査意見もございしますが、この一般、昨日頂きました一般会計税外収入年度別収納状況を見ましたところ、あまりにも収納率が悪い、そこにおきまして児童福祉負担金のこれ保育所の問題だと思っておりますが、これがもう去年から見るとかなりの量が増えている訳なんですよね。これは何故なんだと、私達思うところは、自動車で送り迎えされていると思うんですよ、各家庭が。それがなんでこういう風に増えていくのか年々増えていっているのではなからうかと思えます。住宅使用料もかなりの未納になっておりますが、これらも今後かなりの努力はされて収納しておられると思うんですけども、これも職員の皆さん方では行ってもあまりぱっとしない、収納率が上がってないというのが、現状でないかと思うのですが、これらを今後何かお考えになって、何かのいい条例化を持って行くとか。そういう方向で収納率を上げるようなお考えが無いのか。この点をお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁

保健福祉課長(米田末範君) 小野委員のご質問でございます。児童措置に係ります負担でございますが、若干ずつ増加をしているという傾向がございます。前年の所得によってそれぞれ階層等を区分させて頂きながら負担額を決めていってございます。そういう点から、それぞれの状況があらうかと思えます。そうゆう中で、これらについて滞納を増やさない様な、努力と言うことで臨戸訪問等を行っている訳でございますけれども、なかなか追いついていけないということもございします。

ただ、あくまでそういう形の中でこれからも口座振込でありますとか、そういう体制の中で少しでもいいですか、解消という努力を続けて行きたいという事で、今お話しを申し上げる訳でございます。いずれに致しましても保護者の方々の理解を得るとということが第一だというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。ただ1点、子供の保育に係りましては、あくまで法律で保護しなければいけないという保育をすることになってございますので、そういう点との兼ね合わせが非常に難しい状況にあるということも含めて御理解を賜っておきたいというふうに思っています。以上であります。

委員長(西村昭教君) 5番小野忠委員。

5番(小野忠君) 今のご意見は、そんなところでしよう。住宅使用料につきまして、これも全然早く言いましたら未納額があんまり減っていない、やっぱり収納率が全然上がっていないというのが、結果なんでないかと思えます。今後、この収納率を上げる為には、どのようにお考えになっていくのか、もう少し具体的な監査委員

からの色々な意見書も出ていますけども、これらを今後どのようにお考えになって行くのか。この意見をもう一度聞かせて頂きたい。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（田中博君） 5番小野議員のご質問にお答えさせて頂きたいと思っております。ここにあります年度末における金額でございますけども、これは若干増えておりますけども、今現在は1名が、滞納者のうち1名が30数万円の収納がありまして、昨年に比して今の段階におきましては、少なくなってきました。それに今後におきましても、収納率の向上に万全を尽くして努力していきたい。それから年数のかなり滞納されている方が、今年の8月に退去して頂きまして、この方が今退去している中で少額ずつでありますけども収納頂いているという事で、この辺につきましても、尚一層努力して徴収をやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 5番小野委員。

5番（小野忠君） 今、住宅料の問題で課長からの答弁がありましたが、30万というのは、これ去年、一昨年、3年前のことでないかと思っております。この決算書見ましても、以前にもその30万は2名ぐらい居たはずなんですけど、1名は返済されたのかなど。こういう人達は徹底したやっぱり滞納措置をしなければ、結局いつまで経ったって、これはなまた来年も同じ事になるのではないかと思っております。いま一生懸命やられていると思っておりますが、ひとつこれをまず、なんとしてでもこれ、どちらかに解決方法を考えなければ、また、来年の決算委員会にもこの分がまた計上されてくるのではなからうかと思っております。その点ひとつ今後、本当にやるのか、やらないのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（田中博君） 小野議員のご質問にお答えさせて頂きたいと思っております。いま、30万円以上の方の所で1人1名完納されておりまして、あと1名でということで、いまその方とも交渉中でありまして、その結論と言いますが、その本人の考えと致しましては、12月までに結論を何とか出したい。結論ということは、収納とか結びつくものでありまして、それらを今担当としては、そういうことの約束について、きちっと検証していきたい。そのように考えておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 各会計別収支総括ということで、2ページ、3ページに渡って、出ているところで、この決算の報告を受けられて町長、どのように受け止められたかなど、実は町長5年から6年かけて5億円だったですか、6億円だったか削減をして自立でやって行きたいということで、言われておりまして、町民もそれ良く知っております。これは5市町村で合併に関する調査研究資料です。これの平成16年の歳入と言う所でみますと、76億円です。平成16年、歳入80億円ということなんです。これを見ますと82億円ということですよ。町長が新年交礼会から始まってずっと言われていた、そういう事で、町民に話をしていた。それに向かってやっていけるんであろうかと内容については、これから

色々厳しく、当然質問各課長にでると思うんですよ。今言われたようになかなか税金も集める事も出来ないという。そういう状況、そして、ちょっと景気は良くなっているけれども、果たして税金は上がるほどになるのかなという。その中でもって、更に抑制をしていくという。その第1歩の決算措置ではないのかなと思うのですが、その辺、どのようにこれをこの決算報告を受けて、どのようにお受け取りになったかお尋ねを致します。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤委員のご質問にお答え致しますが、町が今行財政改革の推進を図りながら歳入に合った歳出構造にもっていくと、言うならば歳入イコール歳出という財政構造にもっていくという事で、今第4次総合計画の最終年度、平成20年度を目標に計画を推進しているところでありますが、現在、この16年度におきましては、基金の支消で82億円の一般会計の歳出でありますけれども、その内相当数の基金を支消して対応している。ところが、その基金の支消につきましても、今年度の決算によりまして、約1億円近くの積戻しを致してきているという事で、15年度よりも16年度の方が、基金の支消額が減ってきている。そして18年度に向かっては、より一層基金の支消額を減らしながら21年度に向かっては、収入と支出とで、予算が組めるそういう構造にもっていく、除々にではあります。そういう方向に進んできているというふうに認識を致しております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。

4番（梨澤節三君） おっしゃること良く判ります。町長として何を目的にやるのか。今朝の新聞を見ますと二セコの町長選挙で出ておりまして。逢坂町長は、町民に豊かさの感じを与えていなかったというような事なんです。やっぱり一番大事なものは町民に豊かな感じを与えるという事が大事ではないかと思うのです。数字の帳尻とか、歳入歳出を合わすとか、そういう事では無いんじゃないかと思っております。やはり町民に豊かさであるとか、潤いというものを町長は与えてやらなければならないのではないかと思うのです。これで見ると、今のままで果たしてそれが可能な。今、二セコのもう片一方の方は、このように言っておりますね。私はボランティアと一緒にやっていくという事は、これはお金をかけないで、何とか町民の皆さんとやっていくという事を言っているのです。片や豊かにしてやるというような事でもって言っているのですが、町長はその辺この決算でもってですね。どの様に町民にその辺のところをお話されますか。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤委員のご質問にお答え致します。町は、町の基本であります第4次の総合計画、この総合計画に基づいて、予算を3ヵ年間のローリングの実施計画を組んで予算措置をしながら財政運営をしている。その中でも財政運営の中では、歳入イコール歳出構造に持っていくような努力を図りながら予算措置をし、事業の推進を致しております。ですから町は、第4次の総合計画の実現に向かって努力をしながら、財政対応をしていく。この第4次総合計画というのは、いうならば住民に対する豊かさ、心の安らぎ、そういったもの

をどういった形の中で行政が対応していくかと、このことにつきましては、私と致しましては、今、保健福祉関係の充実を図りながらその対応を図ってきております。ですからすべてにおいて、13千人の住民すべてが豊かな気持ちを持てるかというようなことには、なかなか難しい点もございますけれども、それぞれの総合計画の位置する事業についての展開を進めながらまちづくりを目指しているという事で、ひとつ御理解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 若干重なる部分もありますが、お伺いしておきたいと思っております。まず第1点目についてお伺い致しますが、大口の滞納者という形で、強制執行して分納をしているという報告もあります。そういう意味では今確かに景気の問題だとか、経済的な要因も含めて、かなり経営が悪化し、また当然悪質という方もおられるかと思っておりますが、収納にあたっての、そういう実態はどうなっているのかという点が1点。感じられた範囲でよろしいです。それとこの悪質な滞納者12件という事で、強制執行中という事で、いまの段階では収納したところという事になっておりますが、こういうのは、いままでのですね、経営か、一般なのか、それとも営業なさっている方なのかですね。この点です。この点について、まず伺っておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） 9番米沢委員の町税に関するご質問にお答えしたいと思います。まず1点目の収納率がなかなか上がらない実態をというご質問でございましたが、もちろん感覚的な点で、ご了承頂きたいと思っております。私も日々収納に歩いてございますが、やはり、ここの監査意見の調書にも書きましたが、北海道の経済情勢が非常に悪化をしているのだなというのを実感してございます。なかにはリストラにあった、あるいはその給料が大幅な減額があった。このようなお話を相当聞くところです。特に税金については、前年度の所得に対して賦課される税でございまして、当年のその収入がかなり落ち込んだことによって、かなり払いづらくなっている方がいるんだなという事を実感してございます。

一方、かなり納税、担税能力があるなという方についても、納税になかなか誠意を見せない。いわゆる悪質な滞納者も相当一方ではあります。ここにも書きましたように、そういう債権のある方については、強制執行を随時かけているところです。2点目の質問にもありましたように、強制執行の12件の内訳でございまして、ここにはちょっと持ってきておりませんが、営業者については、この12件の執行の中にはおりません。ほとんどが給与所得者で、その強制執行の12件については、預金と国税の還付金の差し押さえが主でございまして。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） これを見ましたら、経済的な要因等々が色々複雑に入り込んでいるというのが、実態として明らかになってきたというふうに思います。しかし、それにしてもそれぞれが納めている貴重な税金ということから、これは悪質なものについては、やはりきちんとした税の滞納措置、いわゆる督促に基づいて、これは是非やって頂きたいというふうに思います。一方です

ね。やはりあの経済的な理由、いわゆる失業や何らかの原因で病気等によって、仕事が出来ないというような、その収納にあたっては、一律にとにかく強制執行という事が伺われる場合もあります。その区別については、やはりきっちり現状を見定めた上での収納率向上ということ、心がけておられるかと思っておりますが、この点についてももう一度確認しておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） 米沢委員のご質問でございますが、委員おっしゃるとおり悪質な、いわゆる担税能力がありながらなかなか納税に誠意を見せない方、これらについては、当然督促催告、あるいは臨戸訪問の中で、何度も納税の自主納税を呼びかけても、なかなか誠意をみせない方については、国税徴収法あるいは地方税法の規定に基づいて強制執行をかけたいというふうに考えておまして、この4月から既に18件の強制執行をかけているところです。一方、払いたいのだけでも、なかなか払うような収入が無いという方については、納税相談をもとに少しずつ、遅れながらも分納に近づけていくような努力をいま重ねている最中でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 是非その点、納税の相談に応じるという事を前提に踏まえて進めて頂きたいというふうに思っています。次に児童福祉の負担金の滞納について、時間も無いということですから簡単に質問致しますが、歩いていきましたら保育料の単価が高いという声が聞かれます。ここで所得の少ない方は比較的きちっと納められるという形が取られています。しかし、実態としましては、こういう方であっても必死にやはり家計のやり繰りをしながら当然、自分の子供さんを預けている訳ですから、それを遅れてでも納めるという、本当に切実な声であります。そういうことを考えたときに、町は国の基準に100%近づけるといふ形の段階を経て、保育料を引き上げようとしておりますが、こういった部分の軽減措置というのは必要だと思っておりますが、この点。それと、住宅使用料の件であります。この監査意見の中にもよく、生活困窮者と前段の町税と同じ状況の中でいま、裁判に訴えると、どうしても滞納が増えた場合は、裁判所に訴えるというような手段も取られているのかなというふうに思いますが、その件について費用対効果ですね。裁判に訴えた場合の費用とそれよりもやはり基本は粘り強く住宅使用料についても、納めてもらうという事が、行政ですから。いわゆる取り立て屋ではないという事でありますからね。この点をやはり基準をきっちり抑えながらされていると思っておりますが、この点を伺っておきたいと思っております。次にお伺いしたいのは、歳入の交付税との関係で臨時特例債と減税特例債等があるかというふうに思いますが、今、国はいわゆる減税分の補填分ですよという形で、これも借金ですよ。その分は交付税等で借金も見てくれますというような形で、二つの似たような形ではありますが、こういう状況の中で交付税が減りましたとそのカバー分も含めて見ますという事なんです。この上富良野町の平成14年、15年、16年という形で見えた場合、この特例債を加味した場合に交付税というのは、そんな急激な減額要素は無いのかというふうに思い

ますが、その実態については、どのようになっているのか、この点について伺っておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員の保育料に係わってのご質問でございますけれども、保育料が高いという声があるという事でございますが、私どもと致しましては、この保育料の算定額に係わりましては、国がその負担能力の範囲で、定める客観的な基本的な基準だというふうに理解を致してございます。従いまして、それぞれ応じた階層ごとの負担であるというふうに理解を致してございます。当然にして保育環境は、それなりに十分に対応させて頂いているという事も含めまして御理解を賜っておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢委員のご質問にお答えさせて頂きたいと思ひます。住宅使用料のところの少額訴訟についてでございますけれども、この費用対効果ということで、ご質問の中で昨年、一件少額訴訟しようという事で、弁護士の方に相談致しました。この時に向こうの弁護士の方からの色々指導を受けた事によりますと、色々な日数とか、それから、そのものの保管する保管庫というのですかね。そういう様な場所に荷物を一回移して違う所に保管するという様な事から、引越し運搬だとか、いろんな費用の事を考えると、4、50万位かかるのではないかということから結論的には、やはり粘り強く納付で収納してもらおうほうが得策だと。これは、この弁護士によりますと他の町村でも2、3回くらい相談を受けた中で、その人の指導としては、粘り強くとにかくもらう事がいいのではないのかなとそのような指導をしているよということも賜って来ておりまして、うちもそのような事で、相談を受けましたけども、たまたま対象者が今年の8月に退去致しましたので、今後におきまして、やはりその様な事におちいることの無い様に、徴収に万全を期して努力をして参りたいと思ひますので、御理解を頂きたくと思ひます。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員の3点目の質問にお答え申し上げます。まず、減税補填債と臨時財政対策債の関係のご質問かと思ひます。まず、最初の減税補填債の関係でありますけど、この減税補填債につきましては、平成10年に国の経済対策によります恒久的減税の地方財政措置という事で、制度化されたものでございまして、減税補填債につきましては、この抜本的な税制改正に至るまでの間につきましては、その措置ということで、引き続き今後もこういう借入金という形で整理をされる事になってございます。なお、この減税補填債の償還につきましても、100%地方交付税で補填するという様な内容になっているところであります。それともう一方の臨時財政対策債につきましては、議員もご承知かと思ひますが、平成13年度から制度が変わりまして、それ以前につきましては、地方交付税の特別会計におきまして、財源不足につきましては、地方の責任のもとに借入れを起し、その結果、地方交付税として、私ども地方団体に配分されている経過にありましたが、非常に借入額につきましても、多額なものとして今後も推移するという様な懸念から、直接この地方債という形で、

地方において、地方の責任において借りて地方が償還すると、従来のそういう性格から100%償還については、交付税の中に入れるという様なことでございますが、そういう中にありつつも、非常に借入が表面的に謙虚になるという事で、国におきまして、この臨時財政対策債については、今後も縮減を図るというのが、国の方針であります。その裏付けとしまして、地方におきましても行財政の効率化を図るという事が、課題として位置づけられているところでございますし、私ども町におきましても、ご案内のとおり、いま現在も財政改革、行政改革という事で、取り進めてございますので、そういう制度の改正を踏まえながらも、町長が申し上げていますように、収支の均衡を図るような仕組みに構造改革に努めているのが実態であります。なお、13年度以降の推移におきましても、制度の改正の直後におきましては、非常に大きな額の減収を見たところであります。ここ近年はそれがある程度こう緩和されてございますが、今後の推移と致しましても、19年をまた境に時期のその三位一体改革というものが、打ち出されてございますので、また、私どもの予測としては19年を境に大きく変化するものというふうに認識をしております。いずれにしましても、臨時財政対策債については、もともと借金でございますので、国、地方においても縮減に努めなきゃならないという性格だと認識してございます。以上で御座います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 臨時財政対策債の性格について、本来であればやはり交付税措置で、国がきちりと財源確保という点で見なければならぬ。そういう意味では、この対策債取りにあたってのいろんな動きがあったかと思ひますが、この地方財政法からいっても、これは問題ではないかと。地方に借金させ、交付税等でそれが100%入ってくるというところ、それは確かかどうかわからないというところもありますので、そういった点では、地方自治体の収入、いわゆる財源確保という点では、本来の地方交付税を国がきちりと財源確保という点でも、見てもらうという点が、本来のあり方ではないかなというふうに思ひますので、この点はどのようにお考えなのかをお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員のご質問にお答えします。委員がおっしゃるように本来、地方交付税につきましては、国の責任において、原資を確保するというのが、当然だというふうに認識はしてございますが、法に基づきます国税5税が、原資になってございますが、ご案内のとおり景気の低迷から、その原資に基づきます交付税の受口の金額が、十分従前の需要に賄うような水準になっていないということで、特例的に交付税特別会計において、地方と国の責任のもとに借入するという非常に歴史的にそういう経過をたどってございますので、その点の課題も一つあるというふうに思ひますが、いずれにしましても、地方が標準的な行政運営が出来る原資を、国の責任において税の再配分をするというのが、基本でございますので、私ども地方におきましても、地方6団体を通じまして、また、国にそういう働きかけをすることが必要であるというふうに認識をしているところであ

ります。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行委員。

10番（仲島康行君） ちょっと関連になるかなと思うのですが、地方交付税のところを見ますと、13年、14年、15年と年々減少してきているという事なのですが、16年においても、そのとおりなのですけれども、町長の話では三位一体改革がはっきりしてから、なかなか難しいのだということなのですけれども、現状のままで18年度予算を組んで、町長は単独でやって行くという考え方もしているのですが、果たしてこのままやっていたらどうかという、感じが実はするのですよね。

この資料ちょっと見させてもらって今朝勉強させてもらったんだけど。この調子からいくとどんどん減っていくよ。国がいまおっしゃった様に借金をせよと。国も後で面倒見るぞといっているし、最終的に国は金が無くなれば、お前ら勝手にせよという様な形になってくるのかなという様な考えもする訳ですけれども、合併しなさい、合併しなさいというのは、何故かというとかかる経費が大きかろうが、小さかろうが、大した変わりはないと。だからとにかく合併をしてくださいという事なのだろうと思いますけど。うちの町このままずっとやっていたらどうかという問題があると思うのですね。今現在19億円位の基金があるのだろうと思うのですけれども。その19億円の基金をどれだけ支消すればやっていたらなくなるのか。あるいは、手をつけなくてもやっていたら状況であるのかという判断をもうそろそろしなきゃならないのではないかと私思うのですけれども。その点はどういうふうに考えておられるのかなというふうに思うのですけども。その辺を一つ聞かせて頂きたいなと。町長のあれの中では、国の三位一体で地方交付税が6%も減っていると臨時財政特例債も9.1%も減っているよと。それでも一所懸命やっているのだという事は良く分かるのですけども、果たしてこのままずっと20年も、25年もやっていたらかなという感覚があるのですが。これからうちの町でもやらなければならぬ事業も沢山あるんだろう思うのですけれども、その辺も加味しながら一つ安心出来るような答えは返って来ないかも知れんけども、一つお聞かせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島委員のご質問にお答えさせていただきます。今、町が進めております行財政改革をもって、将来的にも、自立の道を歩んでいけるかどうかということでありますが、先程も助役がお話申しあげました三位一体改革につきましては、18年度、来年度が最終年度でございます。この今度も18年度の予算編成に入ってきておりまして、その方向性につきましては、17年度とそう大きな変わりのないような地方財政の対応をして頂けるのかなと。計画どおりの三位一体計画の対応は進められるであろうけれども、大きく変わりはしないのかなという気がしますが、19年度から始まる第2次の三位一体改革と地方財政改革、これがどのような形で進められるのかというのが、全く私ども地方としては、予測がつかないと。国家財政が非常に厳しくなってきたので、現在の三位一体改革よりも、より一層厳しいものが出てくるのではないかなと、というような予測を致しております。いま現在、私どもは第4次の総合計画

の位置づける広域行政の推進を進めながら自立の道を歩んでいく、その財政運営を図っていくということで、今まちづくりをめざしている訳であります。今委員ご発言にありましたように、この自立のままで永劫末代に対応していけるという、計画はこれは私としては、立てられない部分があるし、出来るのか、出来ないのかという事に対しては、お答えする事もなかなか難しいなというふうに思っているところであります。ただこれからの国の施策の中で、北海道は一番市町村合併率が低いと言われていながらも、来年4月1日には180位の自治体まで変わってくると。そして、いま北海道がとり進めております市町村合併に関する事、あるいは、道州制に関する事、いろんなこと加味して参りますと果たして、このまま自立を20年も30年もしていけるのかと。そして、また今年から来年からと言われておりましたけども、今年からもう既に日本の人口が減少してきているというなかにありまして、10月1日の我が町の国勢調査の人口動態がどうなるのかという事が、非常に気になるところでありますけれども、やはり人口も今、12,600人程の人口であります。我が町の総合計画が目指す12,500人を平成20年度に確保できるのか、これも全く不可能な状況下になって来ているというようなことを考えますと、我が町の人口が10,000人にいつなるのかは、いつ頃になるのかと言うと、そう20年先、30年先というような事には、あいならんような危惧も致しております。そういった施策の展開という事が、ならないような展開というのが、いち自治体の能力でどこまで出来るか、という事を考えますと、将来的にはやはり自立の道という事でどこまで、自立の道を選んでいけるかということは、大きな課題であると。第5次の総合計画の中では、こういった部分も計画の中での検討の時から来るのかなという様な気を致しておるところであります。委員おっしゃる様に私としては現時点で、20年先、30年先も自立の道を歩んでいけるという事ではなくて、今、第4次の総合計画の目指す中には、合併という事は無いと。広域行政の推進ということでありますので、この第4次の総合計画のうちには、合併のことは考えずに自立の道を進んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行委員。

10番（仲島康行君） それではですね。広域という話が出たのですが、いま現在うちの町でもやっているといるのですけれども。いまだどれくらいまでに進んでいるのかなと。広域でやっていくもの、合併しないとなれば、当然広域の形になるのかなと思っておりますけども。道の方も非常に厳しくて10%給料の削減だというふうな新聞報道で出ておりましたけれども、最終的にそこに手を付けないとやっていかれないという状況であると。それならば、うちの町も似たような形を取らざるを得ないのではないのかという感じはするのですけれども。広域の進捗状況をちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思うのと。どこかここが必ず削減しないとやっていかれないのだと思うのですけれども。これからどのような状況になって全ての仕事が削減対象になるか分かりませんが、いづれ給料もすべてのやつに手をつけないとやっていかれない状況に同じ様な状況になるのではないかなと思

うんですが、その点はどのように考えているんですか。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島委員のご質問にお答えします。すでに行財政改革の中で位置づけておりますように、平成20年度に向かったの各項目における節減、削減計画を立て、それぞれに事業の推進をしてきております。補助金、負担金等々の対応等々も含めながらしておりますが、人件費につきましては、平成20年までに15%の削減をするという計画のもとに、今取り進めさせて地域計画を進めさせて頂いているところでありますので、行革の実施計画に基づいて対処させていただきたいと、実現していきたいというふうに思っているところでありますので、ご理解を頂きたいと思っております。それからもう一点、広域につきましては、ご案内のとおり5月中旬から職員を1名派遣致しまして、圏域の今後のあるべき姿を議論しながら、今その計画を立てているところでありますが、この14日に圏域の会議が召集されておりまして、中間報告をしたいという会長であります富良野市の高田市長からの案内がございますので、14日にはその方向が示されるものというふうに思っているところであります。また、加えて北海道もこの問題につきましては、非常に関心を持っておりまして、道州制の問題等々、市町村合併の問題等々含めて来週は、上川支庁長が来て合併等々の問題についての説明と、この地域の状況についての報告をする機会がございます。また、加えて今月の末には、管内の町村会におきまして、この地域における地域の今後のランドデザインについての説明会等々の報告会等々もございますので、そういったなかで、徐々にこの問題は進展をしていくものというふうに思っております。私どもと致しましては、いま、圏域が研究をしております。このプロジェクトチームの皆さん方の取りまとめが、どのような形で提案されてくるのか、それをもとに圏域としては協議を進めて行きたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 何点が質問をしたいと思っております。まず、22ページから23ページにかけて法人の町民税の関係です。収納率が非常にいいという事もありましたけれども、一つは決算特別委員会の開会の段階で、議長、それから特別委員長の発言の中で、18年、19年度に係わる関係課も含めて十分な決算審査をやって頂きたいという事もありましたので、今後の将来の展望という事も含めまして、一つ法人町民税の標準税率から制限税率にいくという様な関係で、従来町長の話では景気が底冷えの状態だから何とかこのままいくという事でございましたけれども、現実には、この法人の町民税の収納率を見ますと、13年度は99.5、14年度は99.4、15年度は99.5、16年度は今までかつて無い99.8%なんですね。そういう関係から行きますと、上川管内以前は24市町村の内、12、12が制限率と標準のやつとの関係があります。従って、今回同僚議員からもお話し先行きの悪い財政構造ということであれば、いかに算入を上げる形の努力をしますと。そういうことになりますと、法人の町民税を何とか1.2倍まで出来るという事でございますので、何とかそういう方向でいけば、大体400万円位の税収入が上がるのかなという計算を

しております。従って、先ほど配布をされました法人町民税の関係の、このデーターを基にしていけば、大体、私ら440万円位あるのかなという感じが致します。従って、今後の将来という事を含めて、この関係について、いかが考えるかという事で、お尋ねを申し上げたいと思っております。特に、平成13年度は199あった法人が現在210という資料でございます。それが第1点でございます。それから、第2点はですね。29ページの総務使用料の泉栄防災センター使用料です。備考欄の説明では、2,465円となっております。あとちょっと調べてみましたら、13年度は41,862円、14年度35,887円、15年度34,687円という事で、非常にこう14分の1位になったような感じが致します。従って、これは使用実績が無かったのか、それから条例、規則との関係で適用の変更があったのかどうかという事で、お尋ねを2点目致します。それから3点目は、その下の方の墓地の使用料の関係でございます。墓地使用料の第12条に、使用権の消滅という事があります。この12条には使用者及びその承継人が所在不明となり、10年を経過したときは、その使用権は消滅すると。それから13条では、使用権消滅による改葬という事で、前条の場合において、使用権消滅後2年を経過した時は、町長はそのお墓を一定の場所に改葬する事ができるという事になっているのですね。それで、私は心配するのはここから出た人で何年か放置されている方もいらっしゃるかもしれませんが、何年に1回来るかもしれません。ただ、そういう点のチェックをどういう形でされるのかなと。条例がある以上は、それに基づくチェックを一応していった方が、適切ではないかなという気がするものですから。その関係で3点目をお尋ね致したいと思います。それから次に、31ページ一番下段です。一般廃棄物処理業の許可という事でございます。これも資料を頂いたところですね。手数料条例の中にはありますけども、1件につき3千円、これは2年間有効という事で、今回の資料では一般廃棄物の運搬業許可が15件、それから処分業許可が1件という事で、表を見ますと15年に納めて、16年から開始するとかいうことで、表を見ていけば順番で分かるのですが、ただ、水道の指定業者の関係の金額は、内容的には違いますけども、若干この許可の関係については、安いのではないかなと私は感じるものですから。いかに歳入をあげるという事になるとですね、これらの関係について、一応、今後課題として検討してはいかがという様な気が致します。先般頂きました使用料、手数料の見直し案の中にこういう項目が無いんで、その許可関係についても、ある面で見直しの中に入れていくべきではないかという気が致します。それからもう一点、今の同じ31ページで住宅使用料の関係です。現実の問題として、今回同僚議員からもお話がありましたけれども、たとえば平成12年386万円、13年度400万円、14年度498万円、15年度654万円、16年度685万円という事で、滞納額がどんどん増えているんですね。今回、所管の意見聴取という事で、中を見ますと非常に適切な意見を述べられていて、監査委員も了承という様な事も含めて書いてありますけれども、あれを読めばいかにこうやって、今後もこうやるという事が出ているのかなという気が致しますけども。

ただ、今課長の方からですね、少額訴訟の関係で、少額訴訟は債権60万円、その内40万円かかるというような事で話をしていましたけど。これは平成12年から少額訴訟をやりますと計上して、今更なんだという認識を持つんです。ただ、少額訴訟でなくても何とか収納率の向上、滞納のことをやるという事なので、今更少額訴訟の内容をいま課長と論じてもしようが無いので。何とかこれで収納率向上のために努力をして頂きたいという事と。それから27ページに戻りますけども、児童福祉費の負担金の関係です。これは非常にそれぞれの保育所等で滞納金額、未納金額があるという事で、それでずっと調べてみますと、12年度が260万円、13年度が262万円、14年度は不納欠損31万5千円あれして231万円で、これを合わせれば263万円、15年度が260万円、16年度に至っては309万円というこう金額になっております。従って、この監査委員の意見書の中にもありましたけれども、現実に出した場合は、それから、もう一つは小学校に入学した場合ですね。もう終わったんだという感覚でその未納の分の支払いが、滞るのが実態だろうと思うんで。ただ、担当課の方では、出来るだけ当該年度はゼロにするという努力をする。それから監査の意見書の中では、とりあえず転出する前に、全部処理をするような努力をして下さいというような事がありましたので。例えば今、データーはどうか分かりませんが、現在滞納があって来年学校へ入る人達の子供の方の未済、未納額はどのぐらいになるかという。もし、データーが出れば、ちょっと、そのためにこんだと。無ければ無いでいいです。すぐ出なければ、無ければ、それであればそれに対する対策を、監査の意見書を踏まえ、それから我々議員の立場で、これだけどんどん収入未済額が増えるという事で、どう具体的にこれから3月までの間、どうするかという様な事を、明らかにして頂きたいと思います。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員の1点目の法人税の関係と、4点目の許認可料の関係について、一括してお答えさせていただきます。今、行財政改革の中では、経費の節減という事も、大きな柱でございますが、歳入を増やすという事も、これは行革の中で対応しておりますので、法人税の問題、入湯税の問題、いろんなものがある訳であります。また、新たな新税をどうするのか、出来ないのかというような問題等々も含めて、歳入についても手数料等々のあるいは、使用料等々につきましても、検討を加えていくという様な事から、この許認可料につきましても、公正さのある、また、料金についても、見直し等々も含めながら、行革の中で検討させて頂きたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 2点目のご質問でございます。私前任の関係、保健福祉課の関係の部分でのご質問でございます。泉栄防災センターの使用料のご質問でございます。これにつきましては、このセンターの管理を当初、総務課が管理運営の担当をしてございましたが、保健福祉課にこの管理の部分に移行された経緯であります。その際、十分事務等の引継ぎがなされてなかった部分もございまして、それらの関係で、実際出納閉鎖後、

使用料について、納入通知漏れがあったという事が判明しまして、これについて額が29,219円でございます。直ちに、この17年度の会計の中で収納されている事で、この辺の不手際については、大変お詫び致したいと思っております。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の10年経過した墓地の使用の関係でございますが、10年経過した時の対応という事でございますけれども、上富良野町におきましては、使用者及び継承者につきましては、全国的に散らばっておりまして、追跡調査はしていないのが実態でございます。この条件に該当する墓がいくつかあるかも、今のところは最近の墓につきましては、調査できておりますけれども、古い墓につきましては、不明であります。この様な実態がある場合につきましては、条例に基づきまして、処理可能であります。今後におきましては、十分な調査に基づく慎重な認定が必要であると思っております。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（田中博君） 中村委員のご質問にお答えさせて頂きたいと思っております。住宅使用料のことでございまして、12年から少額訴訟費を計上しておきながら、実行しなかったという事につきましては、大変申し訳なく思っております。また、住宅使用料の収納率向上につきましては、個人面談を強化するのをもとより、保証人との面談についても、大いに今後とも活用して参りたいと思っております。ご理解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員のご質問でございます。データーの関連につきましては、いまだそろってございませんので、大変恐縮ではありますが、今後揃えたいと思っております。今後に向けて就学になる児童とか転出された方々、とにかく提出される段階につきましては、保育の現場と連携をしながら未納等があるものについては、対処して行きたいというふうには思っております。もう一件、現年の収納率、いわゆる負担金の収納に対応して、どうしていくかという事について、これまで若干足踏みをしていたという言い方はちょっと当たらないかもしれませんが、職場の方々、実際に職を得ているの方々多いので職場へのアプローチをしていきたいと、非常に微妙な部分もございまして、この方向で今望みたいというふうに思っております。以上でございます。

11番（中村有秀君） それじゃ泉栄防災センターの使用料は、先ほど申し上げたデーターからいけば、非常に少ないという点で、私気が付いた2,465円しか無いのはなんなのかと、最終的に29,219円が閉鎖後きたという。それであればこの29,219円のお金は、4月1日から来た場合は、どこで保管をされていてどうなっていたのかという疑問が出て来るんですね。それは一括毎年そういう事で、3月末に納めるものなの。それとも、どこかに保管をしていたのか。それとも単なる違いで、どこかにあれしていた。いうならば、このお金が決算に出てこないという事で、出てこない以前お金はどこにあったのかという疑問が出てくるんですけども。その点どのような形態になっているかという事で、お尋ねを

致したいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 只今の泉栄防災センターの使用料のご質問でございますけれども、この件につきまして、一括払いという事で、先程この何故16年度に入ってこなかったかについては、事務の不手際で、納入通知書により請求行為をしていなかったがための部分で御座います。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

委員長（西村昭教君） 休憩を解きます。11番中村委員の先程のご質問ですが、いま資料を取り寄せておりますので、来次第、改めて答弁を致させますので、しばらくご猶予頂きたいと思ひます。

16番（渡辺洋巳君） 先程からの未収金の問題で、関連でもう少しお尋ねしたいと思ひますが。すべての会計を含めると、1億円近い未収金があるんですね。資料もらったものを見ると、国保から見ているんですけど、比較的農業者というのは割りと少ない。これは今、組勘制度というのがあって、半強制的に引かれる。その中で経営に詰まって離農せざるを得なくても、そんなに滞納者がいない。そういうのが今の実態というんですか。これを見ると非常に他の業種が随分と未納が多いというかな。その中で所得層を見ても500万円以上の方が15名もいるといひますか。これは、故意的に納めないでいるのかなと取られるんですね。もう少し強制的に、そこらへんは、やはり所得の少ない人については、これは致し方ない部分もあるのかなと思ひますけれども、結構所得がありながら、納めない方もいるという事で、もう少し強くでもらった方が良いのかな。それとですね、行革の町民会議といひますか。その中で、そういう話というのをしたことがあるのかどうなのか。使う金を減らして手当やなんか下げるとか何とかというのは分かるんですけど、そこらの未収の問題なんかも、そういった問題話した事があるのかどうなのか、聞きたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 税務課税務班主幹答弁。

税務課税務班主幹（田中利幸君） 16番渡辺委員のご質問でございますが、500万円以上の所得があるのに滞納があるという点、15件ありますが、この15件の中には、実体は、国保税のいわゆる擬制世帯の方、もっと説明を致しますと、世帯主は給与所得者で500万円以上持っている。一方、成人したお子さんがどっかで働いていて、こちらに帰ってきた。この成人したお子さんは当然国保に入る訳ですが、そうなりますと国保は世帯主に付加される税でございます、その世帯主は会社員ですから社保に入っているという。この様な方が相当、この15名の中におられます。そこにいきますと、自分は社保に入っているから、これは息子の分だと。よって息子に支払いをさせるから、自分は知らない。こんなようなケースが、この15件の中に相当実はおられます。引き続きこういう方には、国保税の世帯主に付加される税だという事で、説明をしながら理解を得ながら、収納に努めている最中でございます。ちなみに、この15件の500万円以上の方については、今日現在、5件の完納を見てございますので、残り10件、すべてが国保の擬制世帯では、もちろんありませんが、こういう方について、なかなか理解を得られない状況がありまして、今、

説明をしながら分納にしているところです。ちなみに残り、10件の方については、すべて今、分納計画を出して頂いて、誓約をし、今引き続き計画的に収納されている状況でございます。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 16番渡辺委員の行革の関連のご質問にお答え致します。町民会議におきましても、行革のですね32項目、幅広く議論させて頂いてございます。議員の皆様にもご案内のとおり、町長が言われている歳入に見合った歳出構造にするという事で、歳出の人員費を始め、町民の皆様にも色々ご提供してございます。行政サービスの見直しの観点も説明させて頂いてますし、一方、歳入におきましては、先程もご意見ありましたように、使用料、手数料等の見直しもする方向を説明させて頂いてます。そういう説明の中で、ちょっと行革的には、この数字的に表に出ていない、今言われている税を始め、税外収入の滞納額がですね、委員おっしゃる様に変年々額が増えているというような実態からそういう財源の確保についても、公平性の観点から努めて対応すべきだという事で、委員の中に役場OBの方もいらっしゃるって非常に厳しくご意見が出ているのが実態でございますので、私ども、そういう意見を受けて、今色々具体的な策を講じながらですね、実効あがるように、今後も進めて参りたいというのが、実態でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。それでは、先程11番の中村有秀君の質問について残して、以上で歳入の質疑を終了致します。暫時休憩と致します。

事務局長（中田繁利君） 開催時間を10時40分と致します。

10時21分 休憩

10時40分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。先程質問頂いた11番中村有秀君の質問について、答弁を致させます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村委員の先程の泉栄防災センターのご質問に充分なお答えでなかった事に対しましてお詫び申し上げます。先程の使用料の扱いでございますが、この条例の第4条第2項の規定に基づきまして、この泉栄防災センターの使用料につきましては、地域住民会の団体であります栄町のママさんミニバレーボールの定期利用の利用料でございます。そのことで、この条例に基づきまして、定期利用の1年分の利用の分をまとめて、一括して住民会に請求して、納入して頂く様な事務を進めなければなりませんでしたが、先程、お答えした通り私どもの事務の不手際もございまして、出納整理期間終了後、請求漏れがあったという事が分かりまして、直ちに6月6日に栄町の住民会に請求致し、そして、請求と同時に調定も行き、8日に先程申し上げました金額につきましては、納入になっているという状況でございます。以上が先程大変お答えに不十分であった事に対してのお答えでございます。大変申し訳ありませ

んでした。只今申し上げました様に16年度の定期利用の分について、出納閉鎖後に発覚、現実には5月31日までには、入っていなかったという事で、16年度の決算には計上されませんが、歳入の債権が分かった時点の所属年度で収納させて頂くという事で、17年度の決算の中で、この金額については、計上されるという事です。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀委員。

11番(中村有秀君) 今、泉栄防災センターの使用料の関係で、17年6月6日に請求、6月8日に納入をされたという事だけ。現実の問題、あの定期利用のところは全部1年間後払いでやっているんですか。ちょっとその点をまず確認をしたいと思うんですけども。当然、教育委員会関係等も定期利用があると思いますけども。その点、できれば統一した形でやっていかないと駄目でないかなと言う気がするものですか。その点で、ちょっと教育委員会とそれからセントラルプラザ定期利用ってのはあんまりないですね。その点ちょっと見解を出して頂きたいと思うのですが。

委員長(西村昭教君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 只今、課長の方から説明したような経過でございまして、不手際がありました事については、大変申し訳なく思いお詫びするところでございます。今、中村委員の方からご質問ありました。他の団体との取り扱いの統一性という問題もありますので、私もスポーツ関係の教育委員会がございまして、そういう取り扱いの実態を充分把握して、今、申し上げます様に泉栄防災センターがスポーツ行事で使っているケースにつきましても、他の実態に合わせる様に改善検討を加えて参りたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思っております。

委員長(西村昭教君) それでは、次に歳出の質疑を行ないます。歳出につきましては、先程申し上げましたように、款ごとに質疑を行ないます。最初に1款の議会費、2款の総務費について、質疑を行ないます。ページ数は60ページから97ページです。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三委員。

4番(梨澤節三君) 87ページの地域防災計画について、お尋ねを致します。頂いた資料では、防災会議という事では、駐屯地自衛隊が入っているんですね。警察、消防、自衛隊と。それから十勝岳火山防災という事になってくると、自衛隊の方は入っていないんですね。実際に、十勝岳のあの時、訓練の場所に行っていると、来ているんですけど、この辺は何故ですかね。お尋ねします。

委員長(西村昭教君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 梨澤委員のご質問にお答えします。防災会議の関係かと思いますが、町の防災会議につきましては、今、委員がおっしゃる様に警察、消防、防災に係わる関係機関は入ってございまして、陸上自衛隊につきましても、当町の防災会議の構成委員という事で、明確に位置づけられてございますので、その点、ご理解を頂きたいと思っております。

4番(梨澤節三君) 頂いた資料を見ますと、これ作業した人は、私言ったら判ると思うんですけど、入っていないんですよ。明瞭に違うんですよ。防災会議と言う

のと、十勝岳火山防災会議とイウものでもって、後からの火山の方は、入っていないんですよ。入っているんですかね。入ってほしいんですよ。

委員長(西村昭教君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 大変失礼しました。この十勝岳火山防災会議協議会につきましては、美瑛を含めた2町で構成してございます。関連かと思いますが、これらにつきましては、今、ここの名簿上では入ってございません。町につきましては、前段で申し上げましたように、町の防災会議に入っているという事で、広域的には、まだ、発足から、相当年限経過してございますので、より実態に合う様な課題も中にございますので、今、言われるような意見については、充分参考にしながら、今後の対応を計って参りたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三委員。

12番(金子益三君) 一点分からないので、質問させて頂きたいんですけども、91ページですね、住基ネットワークシステムの事でお伺いしたいんですけども、住基カード発行機器借上と40万円程となっておりますけれども、これは、まずこの事で聞きたいんですけども、これはカードを発行する機械の事なのか。それで実際、その町民の方に配られているというのか。カードの枚数等々、これが、どういう状況になっているのか。それと、この40万円に対してというのは、これは収入の国庫の補助なのか。その辺ちょっと教えてください。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 金子委員のご質問にお答え申し上げます。この住基カードにつきましては、住基カードの発行機の借上げでということで、408,996円の決算でございまして、あくまでもリース料ということで、ご理解を頂きたいと思っております。そして、カードの発行枚数でございまして、現在17年度9月末現在ですけれども、現在59件のカードを発行してまして、16年度につきましては、20件のカードの発行ということでございます。今後につきましては、また広報等によりまして十分に普及していくような形で進めたいというふうに考えてございます。財源につきましては、一般会計から借上げということで支出してございます。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三委員。

12番(金子益三君) 毎年、毎年結構なお金払って全然増えていないし、この利用の方法が明確にもなっていないと思うんですよ。IDカード等々にしかならないと思いますし、はっきり言って無駄だと思うんですけどね。こういう事ってなんら行政として、これら持つことの意義とかっていうものをもっと明確にして、いってあげないと、毎年、毎年微々たるものかもしれないですけども、40万ただ捨てているような気になるんですけどもいかがなものでしょうか。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 今ご指摘のとおり、このカードを発行するのに際しまして、200万円程住基カードのネットワークの関係で200万円程支出しているところでございまして、その支出に当たりまして、効果につきましては、現在まで59件ということでございまして、大変普及されないのが大変ということでござい

ますけれども、先程も申し上げましたように、これにつきましては、今後お年寄りの方が、免許証代わりに住基カード発行という事も合わせまして、普及を図っていききたいということを考えてございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三委員。

12番(金子益三君) せめて職員のみなさんは持つようにしないと。これ59件という事は、職員も持っていないという事です。だから、そういった啓蒙すらしないで、これから町報なりでやっていきますっていうのは、これはちょっと怠慢だと思いますので、是非、毎年200万円とか、お金かかっていますので、これも貴重な町民の血税でございます。何とか有効に活用が図られるような方策を考えて頂き、推進を図って頂きたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ご指摘のとおり、町職員につきましても、普及を図っていきたくて考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀委員。

11番(中村有秀君) 73ページ、2款1項6目の負担金の関係です。開発道路白川美唄線の関係なんですけど、ずっと25千円ずつ払っていて、国の方針で16年度から実施をしないということになっているんですけど、この25千円で、いうなれば決算等は、これで全部期成会が解散ということになっているだろうと思うんですけども。それらの決算報告だとそれから、若しくは残金の処理等がどのような形で終わっているのかということで、お尋ねしたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 11番中村委員のご質問にお答えします。今委員がおっしゃるように、白川美唄線につきましては、事業評価ということで、方針を大きく転換しているのが実態であります。ただ、この期成会につきましては、7市町で構成する期成会でありますので、関係する一部の、受益団体の活動を支援するという申し合わせをしていますので、期成会については、解散しないことで、存続をしているところであります。ただ、一部の地域の活動ということで、従来の組織をあげて、要望を展開するという事については、少し、若干後退をする訳でございますが、側面的に他の市町村については、支援をするということでございまして、従いまして従来の費用負担については、関係する自治体のみで、それ以外については、新たなこういう拠出をしないという形で、今現在残余の中で、関係する市町村の拠出の中で運営するという事で、お聞きしていますので、そういうことで解散をしてない。それから費用については、今後、私どもの町村においては、直接関係してございませぬので、こういう拠出は、見合わせるというような状況にあるところでございます。

委員長(西村昭教君) 中村有秀委員。

11番(中村有秀君) 一応、期成会はいくつかの町村が残って存続をするとして、上富良野町はその中に入っていないということなんですけども。それは理解できるんですけど、それじゃ関係する町村というのは、いまなんぼの町村でこのまま期成会が存続しているのかと

いうことで、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 町長答弁。

町長(尾岸孝雄君) 白川美唄線でありますけども、これ我々も加入しております。まだ現在も発足当時の旭川市を含めた全部で7ですか。美瑛この辺では、中富良野、富良野も含めてですね。まだ工事は続いております。ただ、今工事につきましては、最終的に国の方針として、過般の調査によりまして、白川美唄線につきましては、年数も経っているということで、見直しが図られまして、美瑛の藤沢から清富までの路線についての工事をして、終了するという事に相成りまして。上富良野、中富良野、富良野には関係がなくなったということで、これから会費は納めないけれども、発足当時のままで会員として、加入しているということで、この工事がすべて終わるまで会員として、存続していくということで、継続しておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英委員。

9番(米沢義英君) 行政改革の点について、まずお伺いしておきたいと思えます。この行政改革推進の町民会議という形で設置されておりますが、この点で議会にでてこない部分が出てきたりというような内容の話が、ホームページ等を見ましたらでてきております。どの方がどういう発言したのかという実名がないので、ちょっとその実名を公表してはどうかというふうに思えますが、この点。更にこの間、町ではスタッフ制という形の中で行政の簡素化、住民にやはり、よくサービスが行き届くという形の中で、職員定数の見直しも含めて、そのスタッフ制が導入されましたが、この間のですね。成果等については、町長はどのようにお考えなのか。まだまだ改善すべき余地もあるのではないかとこのように思えますが、この点はどのようにお考えなのか。まずお伺いしておきたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 9番米沢委員のご質問にお答えします。まず最初の会議録の公開については、公開をさせていただきます。あとそれぞれ委員の名称につきましては、以前は伏せてございましたが、6月以降は公開しているということで承知を頂きたいと思えます。あとスタッフ制の関係につきましては、平成11年の機構改革の中で横断的に効率のいい行政運営の方法という事で、職員の配置につきましても、課に配置し、課の中で横断的に、対応するというような事で現在に至っているところであります。このスタッフ制については、内部的には、成果があがっているというふうに思っているところであります。一部色々と精度的に改善検討を加えなきゃならん要素もありますし、今、また更にこの年数経過の中で、機構の改革スタッフ制も含めた機構の改革の検証することが課題となっておりますので、この検証を早期にしまして改善すべき点を洗い出せば、その点については、また改善等を加えるということで、今現在そういう段階にある事をお願いしたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英委員。

9番(米沢義英君) 最後にお伺いしたいのですが、前段この組織改革という形の中で、行政も人員的にもスリム化を図るという形で行なってきました。それでテレビ等でも町長見られたかと思えますが、矢祭町、い

わゆる自立するという形で、その住民票等についても、その地域で交付できるよう、もらえるようになったという形で。目に見えるいわゆるあの行政改革の成果、住民サービスの向上という点でのやはりこの部分、これと同じ事をすれと言うんではなくて、やはりそういう形のを、住民に始めて示してこそその成果というのが生きてくるんだというふうに思っているところです。そういう意味では、この16年度のこの間見ていましたら、確かに内部的な財政や組織改革という形で、なかなかそういう気持ちはあっても、そういうところには手が届かない、歩み出したという部分もあると思いますが、やはりこういった部分の、実利、実益が本当に伴って改革が前進してきているんだというような、成果というのが住民に対したら一番分かりやすいし、求めているんだと思うんですが、この点ですけれども内部でもパブリックコメントという形の中で、いろんな町民との信頼関係ということでやっております。こういった部分では、評価、私もいってしておりますが、こういった改善がもっと必要だと思いますが、この点を伺っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢委員のご質問にお答えします。何回も申し上げますけど、今非常に財源的に、厳しい状況の中でありますので、従来のもまでのその維持はできないというのは、もうご案内のとおりであります。そうゆうことから、従来の姿を単に縮小するという点では、今いけなと思いますし、その点では米沢委員のおっしゃるとおりかというふうに思いますし、私どもとしまして、今までやってきたもの、質も量もありますが、そういうものが全体的に支えきれないという状況下にございますので、場合によりましては、住民のみなさんとも合意形成をしながら廃止するとか、縮減するとかっていう選択も必要ですし、一方この時代に対応するために、今後いろんなものが、また必要性が問われますので、そういう部分につきましては、積極的にですね、取り組むようなことで、いわゆるメリハリをつけなければならぬというのは、もうご指摘のとおりでありますので、そういう観点で町民会議のみなさんのご意見、この議会からのご意見等を充分踏まえながら、その努力をして参りたいというふうに認識してございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行委員。

10番（仲島康行君） 69ページの燃料というところの問題で一つお尋ねを申し上げます。今年是非常に燃料が高騰しているという事なんですが、今まで何回か燃料についての入札価格というんですかね、そういうものずいぶん指摘されている部分が私はあると思うんですけれども、今現在は一括して総務の方で、納品してもらっていると思うんですけれども、これを見ると、いま分部分さんが一応スタンドとして一つ無くなってしまったという関係もあるんですが、これから入札するにあたって、一減のままの入札制度にするのか、あるいはやっぱり少しでも安くというような考えもあるんだと思うんです。よそからの納入業者も入れて入札価格にするのかというような考えもあると思うんですけれども、もう少しやっぱり努力する必要性があると思うんです。それ私の場合には立場上非常に苦しいところもあるんですが実は、しかし、行政

的に考えると非常に努力が足りないだろうと私も前に指摘したことあると思うんですけれども、私自信が仕入れるのとちょっと行政の方と値段の違いがあるぞということ実際にあったもんですから、それが現在どのような形になっているのか、今後どうするのかという問題もあるのと。もう一つLPガスなんですが、これも1回指摘は前にさせてもらったこともあるんですけども、非常にバランスが取れていないと思うんですよ。3社で入っているようになっているんですけども、一番多いところは190万円と少ないところは28万円とこういう非常にバランスの悪い入札制度になっていると。これも考えてもらう必要があるのではないかと一回指摘したんですが、一向にそれは改まっていないという事なんだと思うんですね。ある業者がそれを一回指摘したときに、行政の方にきて実は値段を下げることは出さるんだということ下がった経緯があると思うんですよ。それを踏まえたときに、その業者がきてそれまでの仕事はしたぞと、行政としては、何十万かの利益が確か浮き上がっていると思うんですけども、何かの改善があるのかといたら、まったく無いと。そのまま同じだということになると。この辺をどう考えるのかなあと思うんですよ。その考える方法を少し取ってほしいという話を総務と助役の方に話も一回したこともあるんですけども、考えて見ますということから5年も6年も経っている。その辺、今後どのような考えでいるのかと。非常にいま69円ぐらいで入っているんだと思うんですが、いずれはいま67円か70円も越すだろうといわれている現在、今後の対応という事を一つ聞かせて頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 助役答弁。

助役（田浦孝道君） 10番仲島委員の2点のご質問にお答えします。まず、1点目の石油系燃料の関係につきましては、いま委員がおっしゃられるように従来の随意契約方式を入札方式に改めたという経過にございます。その後、そういう契約方法の中で年に最低一度の更改ということではありますが、ここ近年非常に原油の高騰によりまして、非常に供給もいまのところ不安がないように見受けられますが、今後そのどうなるのか私どもも計りしれませんが、今言われるように出来る限り安価なものを、安定的に供給を受けられる方法については、私ども町としても望むところでございますので、その点を念頭におきまして、この業としている地域の方々との、そういうその協議を重ねていくことが必要だろうというふうに思います。ここ近年、ここ最近ですね。一店廃業されている実態にありますので、そういう形で今後、安定的に供給を受けられるのには、また少し全体的に見直すことが必要であれば、またそういう見直しをしなければならぬというふうに思っていますので、その点一つ課題として私どもも受け止めさせていただきますことをよろしくお願いしたいと思います。それと2点目のLPガスの関係につきましてお答え申し上げますが、私も当時総務課に所属してまして、この問題について色々ご意見も頂きながら改善に努めてところであります。委員がおっしゃるように料金単価につきましては、他にあまりひげ目の取らない水準になったというふう認識してございます。しかしながら、指摘のありますような、少し供給を受けるその姿というものにつきましては、まだまだ大

きな偏りがありますので、この点をどうするかについては、今現在もって課題だというようなことであります。私どもも当時お聞きしていますと、業者それぞれが供給するための接続装置が統一的なものでないということで、その供給先が変わるとその改善を図らなければならない。その改善については、また発注する町として、一定程度また費用投下をするようなこともあったというふうに認識してございますので、その点、どのように改善ができるのかについては、また内部的に、充分相談しながら業者さんとも色々助言を受けながら、出来るだけ競争性が発揮でき安定的に供給が受けられるような、理想的な体制に向けて、町としても改善を進めてまいりたいと思いますので、その点一つご理解を頂きたいと思います。

委員長(西村昭教君) 10番仲島康行委員。

10番(仲島康行君) 分かりました。それは、努力すれば出来るんですよ。ということは例えばローリーで入ってくるよ。小口配達するよという事で値段実際違うんですね。これ昔同じだったんですよ。それ非常に指摘されて努力するよというふうになりますよという事なんです。資料見るとですね。そこまでは素晴らしいことやってくれているのに、こっちの方6年も経って7年経って全くできないというのは、これ器具の取替える部分もあるんだと思うんだけど。難しい部分もあると思うんですけども、やはり努力してもらわなきゃならないというふうに思いますんで、その点もう一回強調しておきましょう。

委員長(西村昭教君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) ご指摘のとおり私どもも出来るだけの努力を重ねて参りたいと思います。以上です。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀委員。

11番(中村有秀君) 成果報告書の関連も一つあるんですけども、一応、行政改革の関係で行政内部に8つのプロジェクト設置をして、調査研究に努めたという事で、17年7月末現在の進行管理表というのを見させていただきました。特に我々は現場にいる皆さん方がそれぞれの8プロジェクトの中で、いかに行政改革を我々職員の中からどう進めるかという事で、我々は大いに期待をして見ていたところでございます。ところがですね、例えば行政評価システム研究プロジェクトの第1回は11月の29日、いうなれば16年の11月、このプロジェクトは、今年の7月までに14回のプロジェクトの会議を開いているんですね。我々が一番これは現場の中から充分やってもらわないと。例えば委託料の積算基準見直しプロジェクトの第1回は16年の12月21日、第2回は17年の1月18日と2回しかやっていないんですね。ですから非常に多いところは14回、少ないところは2回という温度差がありますし、それからプロジェクトの報告会という事で、すでに二つの出前の関係、職員提案の関係は終わっております。刻々と行政的ないろんな課題が出ています中で、できればそういうこのプロジェクトの進行管理の中から具体的に行政に反映させるものであれば、反映させていくという事で、我々期待をしていたんですけども、この進行管理の8つのプロジェクトの最終的な結論といいますか、一応報告をプロジェクトで出すという最終の目処というのは、どう思っているかというのと。それが1点。それからいままでは

られた中で、17年度に反映させるものがあつたのか。若しくは今後一つの課題として、行政改革の中でこの部分は、入れていかなければならないという事であった部分があれば、報告を頂きたいと思ひます。以上です。

委員長(西村昭教君) 助役答弁。

助役(田浦孝道君) 11番中村委員のご質問にお答えします。行革関連のプロジェクトの状況については、委員からいまおっしゃるようなことで、8つございますが、もう既に終わっているものと、それから残って今課題検討していますが、相当、数を重ねているプロジェクトとそれからそうでないプロジェクトがあるのは実態であります。残り6つのプロジェクトにつきましても、一応基本的には、今年度中少なくとも今年度中には、その結果を出すことが目標でございますので、いま現在この下期に入りましたが、鋭意結果を残せるように努力している実態にございますので、ご理解を頂きたいと思ひます。それと、行政活動への反映という事ではありますが、これらどのプロジェクトの課題につきましても、最終的には、行政のしくみに反映するということが、このプロジェクトの使命でありますし、私ども行政としての使命でもあります。この中で、職員提案制度につきましてもすでに終わってしまひて、もう既に内部的には指示をして、その課題の提起、提案の提起をするその実践の途上にありますので、その点ご理解をいただきたいと思ひます。出前講座につきましても、メニューの整理が終わりまして、近々の広報を通じまして、広く町民にもご案内できる段階にありますことをお伝え申し上げておきたいと思ひます。あと、残りの施設にかかわるプロジェクト、3チームございますが、これについても、できる限り18年度の予算に何らかの基準、方向が示されて反映できればという思いを持ってございますので、この点はこの下半期の進捗の状況推移を見守っていかなければならないというふうに思っています。あと、人事評価の関係と、それから行政評価の関係、これらにつきましては、非常に大きな課題であります。なかなか簡単なものでないという認識も、私持ってございますし、特に行政評価システムにつきましても、チームの中でしっかり勉強加えながら、いまある姿の構築に向けて進めてございますので、充分そういう必要な時間もかけながら、しっかりしたシステムを組織の中に溶け込ませていきたいというふうに思っています。あと人事評価の関係につきましても、いま人事委員会の中での勧告の内容にも触れますので、そういう内容との整合性も図りながら、構築しなければならぬということでございますので、若干そういう観点からすると少し時間を要するものではないかなというふうに思っています。いずれにしましても、いまの段階では、この年度中には、一定程度方向が見いだせる事を期待しながら、今見守っているのが実態でございます。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 他にございませんね。以上で1款の議会費、2款の総務費についての質疑を終了致します。次に3款の民生費について、質疑を行ないます。96ページから129ページです。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子委員。

13番(村上和子君) 105ページの保健福祉総合センター施設の備品の件でございますが、この施設を建

てたから、この際買っておこうなんていう事はないと、必要な物を買われたと考えておりますけれども。その内の中で冷蔵庫4台購入しております。その内1台は本当に必要であったのかどうかという事なんですが、実はこの施設建てまして1年になります、現在これが未使用になっております。使わない物買って置くという事は、いかがなものでしょうか。これはですね、町民の方から指摘がありまして、ロビーの喫茶コーナーのところに冷蔵庫が置いてあるが、これはだれが使うのかとこういう問い合わせがありまして、私もちょっと、あれ、そんなところに冷蔵庫があったかしらと思ひまして、行って確かめましたところなるほど、ペットボトル1本ぐらいが入っておりまして、使われておりませんでした。それで、電気代もかかることとございますし、これだけ経費節減という折の中にありましてですね、これはこういう使わない物買って置くというのは、いかがなものございましょうか。まず、それちょっとお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 村上委員のご質問でございますが、ご指摘のとおりロビーにございます1台。いま現在基本的には使ってございません。実はあの場所につきましては、喫茶コーナーという形で、福祉関係の団体の方の一つの運営をお願いし、特定になりますので、ある程度お話をさせて頂きながら今日に至って、残念ながら大分長い間結構検討頂いていたようではありますが、結果としていまの段階では、できないというお答えを頂いて、また新たなところにお話をさせて頂く状況になってございます。これらについては、早急にあその利用という事について、積極的に進めたいと考えてございますので、無駄な備品をそろえたという事ではございませんので、今後また有効な活用に向けて、努力を進めたいと思っております。以上であります。

13番(村上和子君) 備品につきましてはね、どうしても必要であるとなった場合でも、いいんじゃないかと思ひまして、何か新しい事を考えて、団体の方が使うというような事も考えてらっしゃると言う事でございますけれども。これだけですね、行財政改革、経費節減と言っている中にありまして、やっぱりあの施設は町民の方もかなり利用しておりますし、町民の感覚と職員の方の感覚とのズレが生じているんじゃないかと。もう少し職員の方も、経営者の感覚になって考えて頂きまして、計画とですね、そういった必要なものとはきちっとドッキングするような形で。1年間も使用しないものですね、買ってありまして、これは必要でないとおっしゃいますけれども無駄です。電気代かかっておりますしね。また、これ施設の管理費もかなりかかる訳ですので、ちょっとその感覚がちょっといかがなものですかね。もうちょっと厳しくいま経費節減、経費節減とことあるごとに言っている中で、この1台の冷蔵庫は後で、その必要が生じた時に買うべきでなかったと、こういうように考えますけれども、いかがでございますか。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 村上委員のご質問でございますが、現状でまだ利用に至っていないという事については、進み方として申し訳ないと思ひますが、

対象をある程度福祉関係の団体というところ定めながら進めているという事、先程申し上げましたとおりであります。なるべくそれについては、早く利用が可能なような体制を作りあげていきたいと思っております。職員もそれらについては、充分理解を進めながら次へ進めたいというふうに思っておりますので、決してズレているという事ではございませんので、ご了解頂きたいと思ひます。以上であります。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三委員。

4番(梨澤節三君) 111ページのボランティアのまちづくりと閉じこもり予防についてお尋ねをします。まず、ボランティアのまちづくりという事ですが、これはボランティアというのは大体福祉に集約されていっているかと思ひます。色々ある中でその中でも、また災害時におけるそのボランティア、そういうものに行くのではないかと思うんですが、どのような事をやっておられるのかという事をお尋ねしたいと思います。それから、閉じこもりなんです、これは敬老会とかですね、住民会で敬老会とか、それからふれあいサロンとか、そういうのをやっているんですが、その数字ったら、エッというぐらい参加しないんですよ、どうしてでしょうという事で、集まった人達で検討会議をやったりもしました。こういうように、閉じこもり予防事業準看護師であるとか、閉じこもりのための介護福祉士という方たちがおるのは、これどういうところに出るようにしているのか。私が思うのはやっぱり身近なところで、一緒に朝晩顔を合わせている人達でもって一緒にそういう中に入りませんかという事なんですよ。民生児童委員の方とかですね、そういうような方にも入ってもらったり、町内会の福祉係という方にも入ってもらったりと、福祉系の活動が悪いのかなという、そういう懸念もあるんですけど、それはそれとして、ここのところどのような事やっているかという事をお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 梨澤委員のご質問にお答えをしたいと思います。まず第1点のボランティアのまちづくりということで、実際に災害に対応してどうするんだという、その災害に対応してのボランティアどうしていかってという事でありましてけれども、実はご指摘のとおり充分なこれまでの対応はできてございません。これから先のこととして、まずどうあるべきかという事について、私も関連の者同士で一つの方向性をみだすための一つの図上訓練を今後したいという事で、早い時期にそういうペースをもっていきたいという事で、11月頃になるかなと思っておりますけれども、それらの取り進めから次どう展開していくかという事については、まだ更に検討していきたいし、具体化も図っていくべきものというふう理解してございますので、取り組んでいきたいというふうに思っております。もう1点の閉じこもりの関連の事につきましては、担当主幹の方から答えさせて頂きたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課福祉対策班主幹答弁。

保健福祉課福祉対策班主幹(前田満君) 梨澤委員のご質問にお答えしたいと思います。閉じこもり予防事業ということですが、我々が言っている介護予防事業の一端としてですね、さまざまな事業をさせていただいてご

ざいます。その中で特にそれぞれのデイサービスに介護福祉士が出向いたり、あるいはあの準看護師が出向く、あるいは特にあの在宅看護支援センターというものが、主体になって、それぞれやっております。先程委員がご指摘のとおり元気ハツラツ塾というのを実際にやってございます。これは平成15、16と各定員20名の枠をいっぱいになって実は参加者を募りながら、虚弱なお年寄りに集まっていたきまして、軽運動を含めながら筋肉の筋力増加ですとか、そういうものを目的とした、軽作業、軽運動を含めて、それぞれ当然虚弱者ですので、それぞれの皆様の個人の体力測定から始まりまして、その事業の成果を含める最後にはもう一度体力測定を行なって、それぞれの効果を確認しながら、進めていくという事業がでございます。この元気ハツラツ塾、実は今年度、16年度までは当然20名の枠の中で進めてきて、15年、16年とやりました。その塾生といたら言葉ちょっと適切かどうか分かりませんが、その参加者の中で今度は自らの自主活動運動という事で、我々在宅介護支援センターが関与しないまでも、自分達でリーダーを作りながら進めていくという、そういう成果もございません。そういう形の中であとふれあいサロンに出向いたり、あるいは各独居老人昼食会、あるいはケアハウスですとか、そういうところにもそれぞれこういう担当、在介の人間だけではちょっと回りきれない部分については、この介護福祉士、あるいは準看護師にご協力いただきながら進めてきております。ちなみに16年度の介護予防事業の実施状況の参加者については、約3,832名、約4,000名程度になりますけども、参加を頂いて、それぞれ転倒予防運動ですとか、そういう形を脳卒中予防運動ですとか、それぞれの効果を得ているところであります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 閉じこもりとですね、防災ボランティアっていうのはつながっていくんですよ、最終的にね。という事であるとですね、課長言いましたようにね。図上訓練から始まって訓練関係、要するに町が前面に早く出るべきです。今、福祉協議会やって動いて色々下準備やっていますけど、やはり町が顔を見せるべきですね、そうするとそれなりの団体もありますから、町が出てきているねって事になってね。もっといい方向に行くのではないかと思います。それとですね、その閉じこもりの方なんですけど、これ、デイとか在宅そちらには確かいっておりますね、それから歩いたり、プールですね、非常によくやっているんですけど、何故かこの身近な隣同士で顔を合わせる人たちの集まりに出てこれないというこの辺のところですね。あの、ここが一番私大事だと思っていますから。努力をしているんですけど、私は中に入っていけませんし、なかなかね、そういう立場の人から集まった時に、こういう住民会とか町内会でやっている集まりには、顔を出して話し合いをやって下さいというように声をかけて頂きたいなというのと。最終的に、町内における防災のボランティアという町内会活動になるんですけどね。それにも入っていきますから、いずれ町内会はですね、そういう事もありますので、普及といたら変ですけど、普及教育といたら変ですけど、そういうところで説明をしてご参加下さいという

様に言って頂きたいというように思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 梨澤委員のご質問にお答えしたいと思います。防災にどう対応していくか、有事にどう対応していくかということについては、これからでございます。今こうしていきますという事は、今言い切れませんが、最終的には、自治防災組織というものが基本的に各地域に作られていくとすれば、そういう中であって、なおどうしていくか、そして地域の方々の状態といいますが、実情の把握も含めた日常的な地域内の連携というのはどんなふうに作り上げていくか。これは防災とか社会福祉とかだけではなくて、住民活動の中で展開されて行く方向が一番望ましいだろうと言うふうに思いますが、そういう中であって私どもがやっていかなければならない事は、何かという事もしっかりと踏まえながら前へ進めていきたいというふうには思っております。只今でございますようにボランティアセンターというのが、社会福祉協議会内に設置されてございます。これらの機能というものもしっかりと、又作り上げていくことも大切ではないかなというふうには思っております。以上であります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） これですね。行政と住民の組織というかですね、これ分れているんです。今の話でいくと、やれよっていう感じなんです。お前たち出来たら俺ら出て行ってやるよ、見てやるよっていう感じ。それと実際に災害にあった時もね。バァーと動くのは、要するにそういうのをやっている人達なんです。社会福祉協議会とかそういうところなんです。それで行政が出てきたら、お前ら下がれ下がれ下がれ下がれ下がれ。これやっているんですよ。現実には、防災地震なんかあったところでは、それが今チラッと見えたから、今わざわざ3回目立ったんですけどね。そうとうことじゃないと思いますよ。もっと、だから先程言ったように顔を出しなさいって言ったのは、そこにあるんですね。俺たち行った時はもうちゃんとできているんだっていう、そんなことじゃないと思うんですよ。行政と住民自治はですね。私は一体だと思っていますよ。住民自治に行政は入らないんだという考えを持っていたら私は、これはとんでもない間違いだと思いますね。これからなおさらそうだと思いますよ。そのところをどう思いますかね。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 言葉が足りなかったのかもしれませんが、情報の提供等を進めながら、更に町民の方々と共に行政がどういう役割を果たしていくのかという事が、重要だというふうには私がお答えをさせていただいたと思っております。色々なシステム作りとか、そういうものについて進めながら展開していくべきものというふうには理解をしておりますので、決して遊離していくものではないというふうには理解をしておりますので、ご了解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三委員。

12番（金子益三君） 2点程、先程の13番同僚委員の質問とちょっとかぶりますけど、105ページです。保健福祉総合センターの備品のところのプレイル

ームの中の子供のおもちゃの件なんですけども、こうしてみると結構高いものなんだなとびっくりしておりますし、実際ですね、私あそこの中で遊んでおまして、相当いたんできていますと拝見しております。また、これボランティアなのか買い足したのか分からないですけども、新しいおもちゃも数点入っているのも見受けられますけれども、やはりこういった物、考え方二通りあると思うんですけど、新しく、新しく買い足しをやって壊れたら捨てるというのではなくて、例えば町内で当然子育てをされている方で、もう子育ては終わって、まだまだ使えるおもちゃってものがね、沢山あると思うんですよ。そういった物を広く募って使える物はそこで大事に使っていく。そういう方策をとっていけないのかなと、もう一つ、私は何もおもちゃというのは、こういうものを売っているものばかりを子供に与えるのがおもちゃではなくて、保健福祉総合センターという機能から考えますと、当然お年寄りの方も沢山いらしている訳ですから、そこで多世代間交流を図るためにも、お年寄りが昔のおもちゃや手作りの木のおもちゃ等をそこで子供達と一緒に作ったり、作ったものの使い方を、今の若いお母さん達も含めて、やっていくという事の方が、むしろ大事なことなんじゃないかなと思っておりますので、今後そういったものにどうやっていくのかということが、まず1点目お聞きしたい事と、もう一つ別件になってよろしいですか。107ページの寝たきり老人等オムツ購入助成について、ちょっと聞きたいんですけども。前年度から13万円程多くなっておりますし、これはですね、今後益々お年寄りの方が、高齢化率が進み上富良野町でも、寝たきり老人が増えていくのは予想されます。大切な事だとは思いますが、この部分というのは、恐らく右肩上がりですとどんどん伸びていく事になっていくと思っております。これらはどのように、今後対処されていくのか、もうどんどんお年寄りが増えていってかかるものを、厳しい財政の中であっても出し続けていくのかどうかお聞きしたい事と、もう1点、寝たきりのお年寄りのオムツ助成があって、なぜ乳幼児のオムツの助成がないのか。お年寄りのオムツというのは、いつ終わるのかは介護されている方、詳しくは分からないところあると思います。逆に乳幼児であれば5歳も6歳もなるとオムツをしている子供はいない訳ですから、ある程度読めると思うんですけども、そういったものはなぜ設置しないのかも、また合わせてお願いします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 金子委員のご質問にお答えしたいと思います。備品の関連に関わりましては、ご発言頂きました内容につきまして、今後進めたいというふうに、まだ進めているという状況でないんですけど、そういう考え方をもって、今いきたいというところが1つありまして、考えてございますのでそういう進め方をしたいというふうに思っています。もう1点の多世代間の交流という事につきましては、子供センター等もそれぞれ考え方をもってございますので、これらについてまた、具体化の方向を考えていきたいというふうに思います。それから2点目のオムツの助成の関連であります。今後はどんどん増えていってないかなという事、これにつきましては、補助金の見直し等、いま現在行なって

ございまして、これらについて、また全体的な補助金の見直しと合わせながら進めたいというふうには考えてございますが、現実に非常に多くなっていくという可能性から、ある程度の枚数、ご利用頂く制限させて頂いてございますが、もう若干制限をさせて頂くような方向で進めさせて頂こうかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、若干の削減傾向を捉えたいというふうには思っております。それから乳幼児にはどうして対応しないのだという事でございますが、高齢者だけという事ではなくて、排泄に関わって障害をお持ちの方の対応として制度上で、それらについて対応があるものについては除きますが、そうではない場合について対応させて頂いているというのが、オムツの助成制度でございますけれども、当然にして生まれてオムツを使用する。そして、期限がおおよそ定まっているという事が、極々一般的にそれは展開されるものであるというふうに理解をしてございまして、特に身体が大きくなってきて介護の上で非常に導入をしなければいけないという状況に対応して、その在宅での介護に対応しようという考え方がこの中にあるということで理解を頂きたいというふうに思う訳であります。従いまして、通常の育児というベースの中では対応はしないという考え方で進めているという事で理解を頂きたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子委員。

13番(村上和子君) 125ページの幼児の健康診断のときの金額でございますが、前年と比べて前年が238千円だったんですけども、半額丁度50%減になっている訳なんです。これは幼児の多少減少傾向にあるのかなと思うんですけども、それなのか単に風邪をひいたとか色々ありますから、そういった受けなかった人が多かったのか、ちょっと人数は何名だったのかちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) ちょっといま担当が来ますんで、後で答弁させます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀委員。

11番(中村有秀君) 4点ほどお願いを致します。第1点は119ページ3款2項2目の需用費一番下の方の需用費で修繕料、314,790円です。これは昨日の決算の中で調べましたら西保育所の壁補修という事になっております。それで現実の問題として、西保育所が委託をされた以前からですね。職員室の天井に雨漏りがあったという事で、私も何回かあそこの学芸会を見たら、天井見ればくっきりと跡が残っていて、それが良くなったということでございまして。これ16年7月2日契約してフクタカ工業がやっております。現実に314,790円お金をかけたんですけども、また同じような雨漏りがあって、天井ボードにくっきり跡が残ってるいと。ちょっと見栄えが悪いというので保健福祉課の担当の方が天井のあれを取り替えてくれたという話なんですけども。現実のもとを直さないと同じ事を僕は繰り返すんでないかと思うんですね。そういう点で現状の当然、フクタカ工業や担当者、工事担当者も含めて現場を見たんだろうと思うんですけども、これはまた同じように金かけてもあれなんで、根本的にどうなのかという事の見直しをしてやらなきゃ駄目でないかという気がします。それが第1点、それから第2点はですね、121

ページ備品購入費51千円、一番下の方ですね。これを見ますと昨日の決算見ますと卓球台51千円となっていますね、これが平成16年の12月8日に契約をし、17年1月12日に納入されているんですね。折角予算措置がされているのであればもっと早く発注をし、利用させるという事が一番大事でないかなという気がするんですけども。この点の経過についてお答えを頂きたいと思えます。それから次に123ページです。一番下の備品購入費344,006円のところなんですけども。これちょっと調べて見ますと、たまたま、かみんの備品台帳一覧表を見た訳です。夕べ家へ帰って。そうするとかみんの中の登録番号008から009愛育ベットマット付というのがあります。これは17年3月28日に納入をされていて、35,521円なんです。それでこの123ページの備品購入のところのずうっと調べていくと、同じく愛育ベット(マット付)というのがあるんですね。片やかみんに置くし、片や子育て支援センターに置くから、それはいいんですけども。かみんの方は1台35,521円、それから支援センターの方に置くのは36,400円になっているんですね。たまたまこれはかみんの方の納入は17年3月28日、それから支援センターの方は17年3月18日、わずか10日しか違わないので、発注の時期は恐らく当然違うと思えます。思いますが同じ課の中で、片や福祉対策班、片や子育て支援班という事で、金額はあれですけども879円違うものですかね。これはどういう形なのかなという事で、やはりこの連携を取りながら出来れば同じ価格でという様な事を我々としては、少ない予算でという事であれなんでこの点。ちょっと若干メーカーは違うかもしれないけども、たまたま愛育ベット(マット付)という、両方とも同じようなあれになっておりますので、その点を確認したいと思えます。それから次に127ページ一番下から2番目の委託料の中なんですけども、いま同僚議員の方からお話があったんですけども、言うならば中央保育所で幼児健康診断という事で、119千円決算されておりますけども、たまたま東中の保育所の事業費を見ますと、13,14,15と同じように119千円計上しているんですよ。しかし16年度の決算は予算書を見ただけ何も無いんですね、ゼロなんです。ですからその点はどういう事なのかなという事で、非常に疑問を持ったのが1点。それからもう、1つ浄化槽管理21,210円。ところがこれも13,14,15と東中のところ見ると全部42千円ずつ決算されているんですね。だから半分になったのかどうなのかわかりませんが、どういう経過でこの決算がという事なんで、その点4点お尋ね致したいと思えます。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 中村委員のご質問にお答えをしたいと思います。西保育所に関わりましての雨漏りの関連でございますが、これらについては色々検討を加えながら特定できていないというのが現実でございます。これらについては努力して色々な手立てを講じてきております。更にまだ続いているという事については、私どもも把握をしきれない面もございますけれども、これらについては、更に雨漏りがあるようであれば、これらについては実は対応していかなければな

らないという事で、更に色々な方面にその協力をいただく様な形を取ってございます。ただいわゆる融雪時期においては、特に無いという事も私お聞きをしてございまして、その辺が非常に分かってきてないというところもございまして。何とか根源に対応していきたいというのが、考え方として持っておりますので、決して放置をしているという事ではないので、ご理解を頂きたいというふうに思えます。卓球台の購入に関しましては、当初に予算を計上して、納入が12月以降になっている、1月になっているということも12月契約の1月購入ということでございまして、予算上の早い時期に利用できるものについては積極的に利用するという事で、今後対応していきたいというふうに思っておりますのでご理解を頂きたいと思えます。それからご指摘のかみんの部分と子供センターのベットの関連でございますけれども、価格の差が同じ課の中でおきているということのご指摘ございました。私もちょっと同じものかどうかというのはちょっと確認できてございませんけれども、それらについて課の中でしっかりと発注すべきものについて、それらの統一していけるものについては、課の中に充分周知をしながら進めたいというふうに思っております。ちょっとあと保育所関連につきましては、担当の主幹の方から説明をさせていただきます。

委員長(西村昭教君) 町民生活課住民窓口班主幹答弁。

町民生活課住民窓口班主幹(高橋司津子君) 元施設長として答弁致します。保育所の幼児検診が減額になっているのは、西保育所と中央保育所といままで一緒に保育所費の科目でやっていたんですが、西保育所がいま民営の施設管理になりましたので、予算書には入ってきません。それと今年度の東中の方ですが、予算作成当初から東中の幼児が減少するという事が分かっておりましたので、削減の方法と致しまして、中央保育所の児童と一緒に検診を受けるようにしました。それで東中の児童も内科検診、歯科検診は実施しております。浄化槽の件については、町で一括して、契約して頂いているんですよ。総務課総務班の方でして頂いているので、それで減額になったと思うんです。

委員長(西村昭教君) 暫時休憩します。休憩と致しまして答弁等につきましては、午後からにしたいと思いますので休憩と致します。午後は1時から再開致します。

11時59分 休憩

13時00分 再開

委員長(西村昭教君) 昼食休憩前に引き続き、会議を再開致します。午前中の答弁につきまして、答弁漏れもございましたので、再度答弁いたさせます。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長(米田末範君) 大変答弁に混乱を致しまして申し訳ございませんでした。村上委員、それから中村委員からお話ございました、保育所の健診に関わりまして関連につきましてはありますが、これにつきましては、それぞれ健診につきましては、1施設に対応して1

19千円というその健診料というふうになってございます。従いまして、東中保育所非常に保育児数が少ないということもありまして、効率化を狙うために中央保育所、1施設として位置取りをさせて頂きまして、その健診対応を図ったという事で、前年の金額より下がっているというふうに理解を頂きたいと。東中には予算措置のベースがないという形でご理解を賜っておきたいと思っております。それからもう1点中村委員からの浄化槽の関わりでございますが、これにつきましては、町が色々管理を致してございます浄化槽に関わりまして、効率化を図る上で、今一元管理の中といいますが、考え方を一致させて法定、それぞれ規模等によって色々法定回数が変わる訳でございますから、そういう中で法定を守る最低限の形で、それぞれ浄化槽の点検を進めているという事で減額になってきたという事でご理解を賜りたいというふうに思います。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） まず1つは、西保育所の天井の関係なんです、これはやっぱり元から直さないと駄目だという判断で今後予算措置等も含めて検討を頂きたいと思っております。それから中央保育所等の幼児の健康診断の関係なんです。というのは16年からそういうことであれば、その前からもやれたんでないかと。入所の幼児が少なければ、極端に言えば今やれるんであれば、その前もやれたのかなというふうなですね、考えが出てくるんですね。何人かわずか少ない中で1施設119千円ということであれば、これはもう今さかのぼってもしようがないけども、ここはやっぱりあの予算を措置する段階で、いろんなケースが出てくるのかなという気がするもんですから。例えば浄化槽の問題でも2回のところ1回でいいんなら、そういうところはまだ他にないのかなという事もあるような気もするんで。そういう点ですね。17年度は予算の執行途中でございますけども、今後18年、19年の予算の段階では、当然それらの部分も含めて検討されるだろうと思っておりますのでよろしく願いを致したいと思います。それから先程申し上げた愛育ベットのいうなればマット付の事をお話したけども、これはちょっとお昼の時間だったから、同じメーカーのものだったかどうかという事は、もし調べられていたんなら、その点の報告を頂いて、同じメーカーのものであればやっぱり横の調整といえますかね。そういう面でもやっぱり動きが、役場はいろんな場面で縦横のあれをきちっとしていかなければ、少ない財源でできるだけ大きな効果を上げるといいう事になると、そういう関係も充分観点に入れた形でして頂きたいという事でありまして。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 中村委員のご質問にお答えをしたいと思います。まず1点目の西保育所に関わりましてでございますが、先程もお答え申し上げました、更に雨漏りがあるというような事になれば、これについては当然根幹をどうしても見つけたいというふうに私も思っておりますので、この辺については、また努力を続けたいというふうに思います。それから保育所の関連でございますが、これにつきましては、ご指摘頂きます様に、早くからやれた可能性はないかという事でありまして、充分気がつかないままで過ぎてきた事もあるうか

なというふうに思いますが、今後、事務事業の見直し等も含めて進めてまいりますので、可能な限りこれらについては、対応を図っていくことになろうと思っておりますし、総体での論議がなされて行くものというふうに思っておりますし、私どもも心掛けていきたいというふうに思います。それから3点目の愛育ベットの関係でございますが、ご指摘のとおり、これについてはメーカーまさしく同じでございます。横の連携の足りなさというものを痛感してございますので、今後これについては、対応したいと思っておりますし、昼に戻りましてすぐ指示を致してございますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 103ページ老人身障者センターの改修に合わせてお伺い致します。今年度から使用するようになりまして、網戸、あるいは中庭にちょっとしたスペースを子供が遊ぶ広場等をつけてほしいという事で一部手作りで網戸を設置した部分もありますが、この点について、設置した後に問題点が明らかになってきた訳なんです。この改修にあたって、やはり事前にそういった対処も含めて、やるべきだったというふうに思いますが、これの点について、今後どのような対応になるのかこの点について、お伺いしておきたいというふうに思います。次に、119ページに関わって、西保育所と合わせて保育所問題についてお伺い致します。西保育所はこの時点において、民間、いわゆる指定管理者制度に移行されました。それでお伺いしたいのは、どの様に変ったのかですね、経費の部分で。この職員の方に賃金等が払われているかと思いますが、正職と。その内訳等について分らなければいいですが、お伺いしたいと思います。この指定管理者に至っては、安上がりの経費、住民サービス向上につながる保育内容の向上につながるというたい文句でありました。その点について、どのように変わったのか。経費面、またサービス面で変わったのかお伺いしておきたいと思っております。まだ、間もないから変わってないと言うのでは、これは話になりませんので、その事についても、またお伺いしておきたいと思っております。次に、今待機児童が増えています、現状の待機児童数はこの平成16年度においては、どうだったのかですね、中途でも入りたいと思っても、一杯だという事が口コミで広がって入れないという方もあります。町の方では、定数枠もあって増やせない、なかなか苦慮しております。そういう意味では、子育て支援するサポート制度。これも、1つの町の財政を軽減する1つの方策であり、またそういう子供たち預けたいという親にとっては、すべてが良いという訳ではありませんが、なんらかの対処策という形でサポート制度の設置というのが必要だというふうに思いますけれども、この点ですね、この16年度の決算にあたってどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員のご質問にお答えをしたいと思います。まず1点目の子供センターに係る改修の内容に関してでございますが、施設内の改修を主体的に展開してきたという事につきましては、当初の予算等でもお話を申し上げた事でございますので、

これらに対応してきた、実質改修後に、今お話のご意見の様な内容ができてきているという事でございますので、これらについては、対応するものについては、しっかりと対応していきたいと思いますが、現段階で、また検討させて頂くという事でご理解を賜っておきたいと思えます。次に西保育所の関連でございますが、指定管理者に移行した事による効果というものをどのように見ていくのかという事でございますが、概ね金額的には、1,300万円程度の効果を発揮しているのではないかとこのように、私どもとしては喜んでございます。なお、各指定管理者の職員の個々の給与体系については、知り得ていませんので、お許しを頂きたいと思えます。それから3点目の保育所の待機児に関わってでございますが、待機の数につきましては、私手元にちょっとございませんけれども、概ね各施設とも15%ないし18%程度までの展開が、定員数を超えてその入所を受け付けているというところでございまして、待機にあたりましては、16年度、最終的には3人の方の待機で対応してきたという事でございまして、そういうような内容で展開をさせていただいて参りました。次3点目の子育て支援の関わりでございますが、子育て支援センターを立ち上げまして、それぞれ育児に対応する内容について、対策を講じながら、積極的な受け入れ体制を作りながら進めていくという事でございまして、その点ご理解を頂いておきたいと思えます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） どのように西保育所は変わったか、サービスが向上したのかという点では、一向にお答えが出ておりません。現場の声を聞いたら変わっていないと言うんですよ。町長がサービス向上するという事で行なった施設であるけれども、しかし経費面では、確かにその正職員が居なくなる。その分、色々聞きましたら、かなり低い給与で働かざるを得ないというような。やっぱりそういう側面がある訳です。そこに、やはり労働条件の問題等がきっちりと私の知る範囲では、その様に考えております。そういう意味では、やはり根本的には充実するかどうかというのは、その管理者である人達がこの子育て支援についても、意識して改善に一步踏み出せるかどうか。というところの立場から、この保育行政の全般を見なければならぬのではないかなというふうに思えますので、この点ですね、もう一度伺い致します。どういうふうになったのかですね。伺い致します。それと身障者センターについては、今後検討するという事ありますので是非この点ですね、検討して頂きたいというふうに思えます。中庭にやはり広場があった方がいいという声がありますので、その点検討するだけでなく、前向きな方向で是非検討して頂けるのか伺い致します。それともう一つ、保育所の関係で言えば、やはり地域ぐるみで町全体で、保育の水準を上げるためにやっぱり枠を超えた連絡体制をきっちり取るという事が大切だというふうに思えます。こういう体制づくりというのは、一定部分話されているんだろうというふうに思いますが、この地域のやはり上富良野町での子育て支援を、この保育での支援をどうするのかというところの、詰をもっとすれば民間であろうとやはり公設であろうとお互いに競い合いながらその充実を図れるという事が、

他の地域でもやられてきています。私立、民間の枠にこだわらないで、今そういう時期ですし、その点の改善というのは、どのようになされているのかですね、この点についても伺い致します。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員のご質問にお答えしたいと思えますが、西保育所の指定管理者としての成果に関しまして、少しお待ち頂きまして、後ほどお答えをしたいと思えます。もう1点の子供センターの関係でございますけれども、いま委員ご指摘の中庭等の関連であります。私もう少ししっかりと見つめさせて頂きまして、論議を進めたいというふうに思えます。それからもう1点の子育て支援のかかわりでございますが、おっしゃるとおり、町全体でその保育という、子育てという環境をどうやって育てていくか。これまでも各その子供を育てる以前からの妊娠期の方々から、それからすでに養育を始めているみなさん方の母親の対応とかそういうものについて、それぞれ対策を立てながら、真剣に取り組んで参ってございます。そういう中で保育というも自体にまだまだというよりも、家庭の機能というものが充分発揮されてきてないというような事がございまして、こちら辺りどう対応していくかという事で、現在ファミリーサポートセンターというものを設置しながら、その支援体制を可能な限り、広い枠で整理をしながら展開していくという事を、いま何とか具体化をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解頂きたいというふうに思えます。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の西保育所が指定管理者制度になってどう改善されたのかと、1年という短い期間でありますけれども、それでも改善の内容についていかかという事ですが、基本的には町の財政負担というのは、軽減されたことと、それと保育行政のサービスについては、悪化することなく現状のサービスを維持しながら、父兄と子供たちと先生方とのつながりというのが、非常に密接になってきているという認識を、私は持っております。従前、西保育所の玄関と事務所との対応の中で父兄が子供達を連れにきて、置きにきて、先生方が全く高く見えなかった。こういう事ではいかんというような事から、行政では全くそれを認知することができなかった分野においても、そういうことではいかんと。子供達の顔が見れて、父兄が連れにきたり、子供を置きにきた時に先生方と親しく対話を出来るような施設に改造しなきゃいかんというような事やら、靴箱が少ないと、しかし行政では財政的な部分があって、その靴箱も少ない中でも対応していた訳であります。それらの部分についても、指定管理者の中で管理していく中で、これでは子供達とのつながり、あるいは父母の皆さん方とのつながり、そういったものに支障を来すというようなことから、自費で改善をするというような前向きな対応で、保育行政に対して進めて頂いているというような事を含めても、保育行政、保育サービスの向上につながっていると私自身は認識を致しております。ただ、そこに働く人達の賃金が公務員よりも安いから、劣悪な労働環境だということにイコールということには、私はつながらないと。上富良野町の企

業に勤めておられる従業員のみなさん方の賃金と比較して、その今西保育所で働いて頂いている方々の賃金が本当に劣悪なのかということになりますと、公務員と比較すると町職員と比較すると賃金差はあるかもしれませんが、上富良野町の企業で働く勤労者のみなさん方の賃金と比較として劣悪であるという判断にはなっていない、思っていないということでご理解を頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） そのサービスの点でなんですが、それは町長言い訳で、その現状、公設の時靴箱でいえばやれるんだったらいくらでもやれた話で、そこら辺というのは、やはり行政のシステム上の問題なんです。それは前もって前段できちっと補正してやればできるはずですからね。やはりそういう問題を単に、向上したというふうな短絡的な捉え方というのはいかがなものかというふうに思えます。確かに賃金というのは、それぞれの給与体系ありますから、一概に言えない部分もあります。しかし、私はやはり公がきちっとやるべきものを、やはり民間指定管理という形で、私はせめてもこの部分は、行政がきちっと管理すべき内容でなかったのかという立場でこれを質問していますので、この点、指定管理者になりましたので、その評価について、改めてもう1回伺いしておきたいと思えます。今までも先生とのやりとりという形では、従来もその点はやられてきています。その時々でなかなかやられていない部分というのは、あるのかもしれませんが、そういう事を含めてさほど変わってない。町長の変ったというのを考えればそんなふうにするんですが、もう一度伺い致します。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の質問にお答えさせていただきます。町もそれを換えれば、予算を措置して換えれば良かったのではないかとありますが、西保育所を建設して今日までの長い間、直営でやっていて残念だけでも町職員がそこに気づかなかった。しかしわずか1年間、対応したことによって指定管理者の方は、そこも重要、重大さに気づいて即改善を図ったという、そういう観点からしても行政が直接対応するよりも、できなかった部分も民間の指定管理者が即1年間で気付くと、そういった部分の前向きの姿勢と申しますか、行政も前向きでやってはいるんですけども気付かなかった部分を前向きに対応していくと、そういうことによって徐々に私はこの指定管理者による保育行政のサービスの向上につながっていくもの。そして財政の負担軽減に大いにつながっていくものというふうに認識を今尚しているという事でご理解を頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。なければ以上で3款の民生費についての質疑を終了致します。次に4款の衛生費について、質疑を行ないます。

128ページから149ページです。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行委員。

14番（長谷川徳行君） 141ページのゴミ埋立地管理についてちょっと伺い致します。この役務費の中の手数料はたぶん汚泥かなんかの検査だと思うんですが、その検査結果はどうなっているのか。また予算で旧ゴミ埋立地周辺環境整備費として76千円計上されていたん

ですが、これらが執行されていないのでどういう具合になっているのか、それをお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 14番長谷川委員のご質問にお答えします。ゴミ埋立地管理の手数料の関係でございますけれども、この手数料につきましては、平成11年3月ゴミ埋立地閉鎖後から、周辺の水質検査ということで周辺3ヶ所を実施しておりまして、過去ずっと異常なしということでございまして。検査の発注につきましては、道立衛生研究所というところに依頼して、検査しているところでございます。それとこの決算にはございませんけれども76千円ということのご質問でございますけれども、周辺整備という事で、人件費という事で、予算、常に計上していたとございまして、地域と協議しまして中止ということにしましたので、ご理解を頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男委員。

3番（岩崎治男君） 145ページ町民生活課まず何点かお伺いしたいと思いますけれども、まず負担金補助及び交付金、この中で資源回収団体補助864,400円これ団体というのは、また業者と別かなというふうに判断するんですけども、この辺の内容について、お尋ねをします。2点目として合併浄化槽整備事業、これの補助金の活用状況といいますが15年度から始まるというふうに理解しておりますけれども、新築、改築の設置数ですね。次に3点目は合併浄化槽なんですけども。清掃業ね、町内業者1社しかない訳なので、一般廃棄物の昨日もらった一覧表見ますと、浄化槽清掃業は上富は1社で旭川、富良野全部で4社ということですか、これらにつきましてですね。内容として、この手数料、私ら前に3万円払って点検をして頂いて、その他に汲み取り料は年1回別枠で、これはリッター数か何かによって支払っている訳なんですけども。料金というのは法律的に決まっているのかどうか。1社だと自分の会社で決めた、点検料という手数料でもって請求してくるのかどうか。その辺がはっきりしてない訳ですね。次に4点目として。最近昨年もそうだったんですが、旭川の方より無理に何か清掃会社というか、清掃業のネームを付けて、合併浄化槽の始業点検にきましたと。うちは上富良野の業者に年1回という契約で毎年やっていますからというような事をお話しまして。それは集会がありまして、私らの部落といいますが、そこで集まって何軒か合併浄化槽を新築と同時に設置しているものがありまして。話しますと、うちはその人に見てもらって、手数料払いましたよと。払わない人もおるし、払う人もおる。この辺は法的にどうなっているのか。その設置している名前を旭川の業者が把握して、その設置している家庭だけを訪問して来るっていうあたりが、どのような過程でそういう事が、訪問が行なわれているのかという部分についても伺いたいというふうに思えます。まとめて伺いますが、145ページの下の方です。一般廃棄物有料化対策費、この対策費の内訳ですね。内容について、袋を売ってそのあれでもって回収しているというふうに理解するんですけども。その317万円ですか。この辺についても伺いたいと思えます。次に147ページ。これもやっぱり生活環境班ですけども、上富良野の旧し尿処理施設、草分

にありましたあの処理施設の解体、これから整備を行なうということでしたけれども、この辺は完了したというふうに理解しているのかどうか、その辺についてもお伺いを致します。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩崎委員のご質問にお答えを申し上げます。資源回収団体の補助の内容でございますけれども、これにつきましては、リサイクル資源を各団体で集めて頂くための補助でございます。28団体に対しての補助を行っております。団体につきましては、子供会、町内会、婦人会等でございます。次に合併浄化槽の新築と改築の内容でございますが、合併浄化槽につきましては、平成15年から実施しております。平成15年度28基、新築が9基、改築が19基でございます。また、平成16年度につきましては、27基、新築が8基、改築が19基でございます。次の町内業者の関係でございますけれども、服部主幹からご説明を申し上げます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課生活環境班主幹答弁。

町民生活課生活環境班主幹（服部久和君） 清掃業の関係なんですけども、この価格については統一されているものは御座いません。あくまでもその会社さんの任意です。1つにこれは独禁法上で価格を統一するということは、業者さんの民間の自由競争という観点から禁じられているものとされております。それと収集運搬、ようするにあの浄化槽での汲み取りなんですけども、これも上富良野町で言いますと1社に収集運搬業の許可を与えているんですけども、これもつい最近までは条例の中で10リッター当たりいくらという事で、金額の定めがありましたけども、それは現在は自由に価格を設定できることになっております。それと5点目の有料化対策費の内訳なんですけども、有料化対策費の消耗品につきましては、ゴミ袋を作成購入する部分の経費でございます。そして、147ページの役務費の手数料、これにつきましては、各個店の方でゴミ袋を売って頂いた時の証紙の販売手数料としまして、7%プラス消費税の7.35%を手数料として支払ったものが、この147ページの手数料の額となっております。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 総務課長答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 6点目の草分地区にありました旧し尿施設でございますが、これにつきましては、用途が目的を果たしたという事で、用途廃止を致しまして用途変更という形で、今は物品等の収納施設になってございますが、これにつきましては解体の課題がございますが、財源の財政上の問題で今日までこの解体に至っていないということでございますが、現在当分の間こういう物品等の収納に活用させて頂いておるという事で、財産については、普通財産の用途変更をさせて頂いているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課生活環境班主幹答弁。

町民生活課生活環境班主幹（服部久和君） すみません。1点答弁漏れがありましたので。浄化槽を設置した後に設置の状況を検査に来る業者、旭川からというお話

でしたんですけども、北海道浄化槽協会という、れっきとした財団法人なんですけども、こちらで必ず新設した時はその設置状況が正しくされているか、あるいはその設置後の管理状態っていいですか、きっちりされているかどうかっていうのを設置検査に来るものです。これについては、法令で北海道浄化槽協会が指定されておまして、その料金もその中で決められているものです。決してあやしい業者さんではありません。それと補助金を申請して頂く設置者が補助金の申請をする時に、実績報告の中で、その新設の設置検査を受けるという事で、確約書を頂いてこの検査を行っております。沢山の書類があるもんですからきつと設置申し込みされた方も、勘違いをなさっているものだと思います。我々の方にも何度来るんだという照会の電話もたまにきますけども、今言ったような話でご説明申し上げているところです。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男委員。

3番（岩崎治男君） 今、お話にありました道の方のそういう協会といいますか、連合会があって検査に来るんだというお話ですけども、これらについては、義務付けられたものであるのか、ないのか。ある家庭では、うちは町内の業者に2月に1回かな、点検を実施しているからいいですよって言ったらすつと帰ったと。ある業者のところではそうやって強く言わなかったら検査しないとやらんのだと言って、手数料、浄化槽の5人槽とか7人槽によって単価も変わってくるのかもわかりませんが。私のところへ来た業者は6千円もらうんだとゆっていたんですけども。他の家庭に入った時は、1万円位取られたというような事、今いう自由競争で単価を決めるって言えば、これも致し方ないことなんですけども。その辺もちょっとあやしいなというふうな判断をしたところでありますし。それから町内での点検の時の手数料ですね。もとはちゃんと定めとったんだけど、今は自由競争で独禁法では、自由競争かもしらんけど逆に公取がきちつと検査する場合は、決めた範囲を定めて、それ以上の料金を取ったら駄目だという。逆の規制法もある訳なんです。独禁法とそれは公取の委員会の判断と、その辺がやっぱり町としてはね。これだけちょっと見ますと60戸から70戸位、町の助成でそういうものが設置されて、その他に個人で私もそうなんですけど、住宅を建てた時にもう設置してしまったというのかなりあると思うんですよ。そうやって数が増えてくると料金を定めないと、やはりいけないんでないかなというふうに思いますので。その辺の検討も行なって頂きたいなというふうに思います。まずお伺いします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 岩崎委員のご質問でありますけれども、浄化槽につきましては、家庭によって検査の内容、料金違うという事でございますけども。先程、服部主幹の方から言いましたように、契約によりまして、実施されるという事でうちの方では、5人槽と7人槽ありますけども。その中で料金が違いますけども、基本的には違わないと思いますけども。これらにつきましては、うちの方でもう少し確認といたしますか。それをさせて頂きたいと考えております。それともう1点、点検の手数料につきましては、先程も自由競争という事で

ありましたけども、料金を定めてはという事でございませすけども、これらについても充分検討させて頂きたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思います。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男委員。

3番（岩崎治男君） 点検業者の資格なんですけども、上富には指定業者で上下水道のそういった仕事をする業者は、5社位あるんでなかるうかというふうに思っておりますけども、これらについて、そういう資格の申請は、町でやるのか、それとも上の段階でやるのか。それから、町でやれるとしたら、これらの資格の習得について、申請がなされた業者はないのかどうか。私は1社ではちょっと困ると判断しているの、そのあたりの資格についてお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎委員のご質問にお答えさせて頂きます。浄化槽につきましては、私も下水につなぐまでの間、対応していたんですけども、これは年に1回保健所から検査に来るのと。維持管理については、常に対応することという条件がございまして。上富良野町には1社しかこの資格をもった方はおりません。それで私もその1社にお願いしていたと。確かにおっしゃるようによそからも来ます。しかし、今のリフォームのあれでありませんですけども、本当にその方が資格をもっているのかどうか。そういうものを充分確認して、本当に北海道のその協会から出てきている人なのかどうか確認して対処しなければならぬ。そしてそれが、その保健所も年に1回検査に来ますんで。それらの対応についても、本当に資格を持った本人なのかどうか、確認をしなければならぬ。そういうことで、私は地元の業者をお願いをしていたというこれは私的な事ですよ。ということですが、今岩崎議員のおっしゃるように、このことにつきましては、料金等々につきましては、行政が関与するという事はできませんのでね。やはり、ただ維持管理費だとか、保健所の検査は何千円とかって決まっているんですけども。その検査に来た方が本当にその資格をもった検査員なのか、そこらあたりの事も充分その時、その時のケースで確認していただかなければならぬということであれば、この公式の場所でこういう事を言うのは、ちょっと言葉ではまずいかもせれませんけども、地元の信頼できる業者をお願いするという事が大切なというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子委員。

13番（村上和子君） 143ページ委託料、クリーンセンターの施設維持管理費のところでございますが。機械警備外、この決算書で見るとは備品等も308,700円になっておりまして、全体でも1,928,658円です。これくらいかかるのかなと思うんですけども。昨日の伝票を調べさせて頂きましたら、あまりにもその修繕とか消耗料がこんなにもかかるのかなと。例えば10月には、ガス冷却塔下ロータリーバルブ交換、それから灰固化装置の整備を致しております。これは2,281,650円かかっておりまして、また監視用のパソコンも壊れておりまして、修理が429,870円かかっております。2月を上げますと、2月2日には、希硫酸を使用しております。7日には吸収液、7日にまた

車輛の修理、ワイヤー交換を致しております。14日には、クリーンセンターの水処理のシャッター修繕をしております。それから17日にはベストスリングを、それから石炭スコップを購入いたしております。2月25日には一般消耗品としてほうき10本、それから2月28日は、インベーターファン、それからワイヤースチームトラップこれらを交換しております。それで3日から1週間位で、なにかしら取替え修繕、消耗して経費がかかっているんですが、こんなにも経費がかかるんでしょうか。1点目はまずそれらをお尋ねしたいと思います。それから2点目につきましては、この焼却施設は日立金属株式会社が設計してございまして、それで点検修理部門をもっていないということから、今年の平成16年の4月1日から日機プランティックに営業権が譲渡されたということで、16年4月1日からここに随意契約をしまして、修繕をやっていただいておりますが、これらは日立金属株式会社と同じような取り扱いになるのかとは思っております。それらが数値を上げていないのでしょうか。それから3点目はですね。薬品を消石灰これの外、これも含めまして7つ位希硫酸とか、それから吸収液だか、色々使っておりますが、単価が都度1Kg65円、消石灰は1Kg65円から68円、都度単価が変わっております、使用するその予定数量は1万kgと。消石灰にしまして、あとキレート液も1,200kg。こういう予定数量がきちっと計算されている訳ですから、必要量は同一単価で買えば経費節減になると考えるんですけども、いかがでしょうかお尋ねします。以上3点お願い致します。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 13番村上委員のご質問にお答えを申し上げます。クリーンセンターの維持管理経費についてでございますけども。管理につきましては、まず管理の中身です。人件費、安全対策、機械機器点検、それにつきましては、委託ということでやっております。それから警備等につきましても、機械警備、それから電気保安等の警備を委託しながらやっているとございまして。この修繕につきましても、主なものとしては、先程も村上委員おっしゃいましたように、ガス冷却塔のロータリーバルブの交換、それから大きいところでは、A系のガス冷却室耐火機材の取替え修理と。これにつきましても、7百何十万円ということで、高額な点検保守をやっているところとございまして、これらにつきまして、前年度の維持管理を修繕の時に発見しまして、16年度に補修を加えてきたところとございまして、管理等につきましては、安全管理に注意しながらやっております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課生活環境班主幹答弁。

町民生活課生活環境班主幹（服部久和君） 2点目の日機プランティックと随意契約することによって、高額になっているんじゃないかというご質問だったかと思うんですけども。日機プランティックと契約をしているから高くなるのではなくて、特殊機械ですので、その修繕をするにあたっては本州から旅費をかけて技術員が来るという事をして。北海道にそういう資格を持って、ノウハウがある業者さんがいれば、もう少し安くできるのかなというふうには思っておりますが。現状色々なノウハ

ウが詰まった機械を使っているという事でございまして、ましてやその性能について責任を取れるところにやらせている事ですから、その部分は若干割高になるのは致し方ないと思っております。それと薬品の購入単価についてなんですけども、薬品の購入単価につきましては、年度始めに、単価の入札を行なっております、使用量についてはバラツキがありますけども、単価については、同一単価になっているはずで、後ほどちょっと確認させて頂きたいと思っております。お時間を頂きたく思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子委員。

13番（村上和子君） それであるならば、72,345千円の中に、これらあの修繕とか、当然そういった消耗品ですか、そういったものをこう書き表せばいいんですけども、この中に私、大体計算しますと、800万円位そういったその修繕とか、備品とかっていうものが隠れた数字となって入っており、分かりにくいというか、どうしてこういう。この決算書で見る限りはね、これぐらいの消耗品とか、こういう備品は必要だな。点検なんかも必要だなと思う訳ですけども、昨日伝票を調べさせてもらってビックリしたんですね。こんなに部品がしょっちゅう壊れて取替えなんだかんだって。もう部品の名前も全部違う訳ですね。私、一応昨日調べさせてもらって書いた訳ですけども、どうしてこういう修繕費、当然そういうふうな明細で書いて頂いた方が分かりやすいんでないかと思うんですけどいかがなものですか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課生活環境班主幹答弁。

町民生活課生活環境班主幹（服部久和君） 色々な部品といたしますが、非常にあのクリーンセンターの方、現地を見て頂いてお分かりのとおり、多くの機械で構成されております。日点検、終点検、月点検、年点検という点検をやっておりまして、その中で異常音の出ているもの、あるいは磨耗の激しいもの、都度、その点検の中で確認して、すみやかに交換等の作業を行なっているところです。ですから、非常に数多い部品の購入だとかございますけども、今後、機械が古くなればなるほどこういう部品の交換等が増えて、維持費経費もよりかかるものと思っております。ですから自分ところで交換ができるうちは、逆に経費がかからない。大きな故障を起こさないためには、小さな部品を数多く取り替えて適正な管理をしていかなければならないものと考えております。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行委員。

10番（仲島康行君） 関連ということで1つ質問をさせて頂きますけども、これはだんだん古くなってからどんどん金かかって来るだろうなというふうに思っております。これ点検を日立から日機へ移ったというのは、どういう理由でそうなったのかと。始めの方のその入札の時、随分私も指摘した事あるんですけども、日立という会社は、北海道で1カ所か2カ所しかないよと。そういうところではなくして、メンテナンスのすぐ出来るような会社に、少し位の金額の高いのは問題じゃないんじゃないのかという事で質問させて頂いた経緯もあるんですが、日立が一番安いということで、日立さんになったという経緯もあるんですが、入ってしまっただけで今度、煤煙の問題、ダイオキシンあれがボンボラボンボラ出てしまっただけで、これがまた大変な事になるという

事で何年かかって仕事したと。日立の会社そのものというのは、私の聞いている範囲内では、自社で賄えない機械が随分あるんだって話も実は聞いているんですよ。それもここで質問させて頂いた事あるんですけども、だから直せれないという部分が出て来るんだろうと思うんですね。ここの中で日立という名前、私入札の時、名前出してお叱り受けて懲罰くらったんですが、今になって見ると、じゃ荏原っていう会社は、北海道中たくさんやると。入札する時はちょっと高かったんですが、彼らがやっているメンテナンスはもっとスムーズにいくだろうと。だからその時だけ安ければいいんじゃないかと将来においてどうなんだっていう事も考えていかないとこういう問題が出てくると思うんですね。これから古くなるから、もっともつとかなると思うんですよ僕は。だからこちら辺区域でやっていて、うちの場合は焼却の方を受けもっているんですけども、どんどん金かかって来るんだから、少しよそからも金もらわないと採算が合わなくなってくるんでないかと思うんですけど。その辺はどうなのかなと思うんですけど。そしてどうしてこういうふうにして簡単にパッとこう他の会社になったのか。入札で切り替わったのかどうか、私わかりませんが。その辺、経過というのをちょっと分からないから教えて下さい。

委員長（西村昭教君） 町民生活課生活環境班主幹答弁。

町民生活課生活環境班主幹（服部久和君） 日機プラントティックに変わった理由については、元々メンテナンスについては、日立金属の子会社が行なっておりました。その子会社、最近大手メーカーも経営の合理化を計っておりまして、そのメンテをしていた会社が解散ということに。日立金属の方の子会社が解散になりまして、その中で日機プラントティックという子会社が1つできたことから、日立金属の方からその維持管理については、日機プラントティックが行なう事にしたという旨の通知を受けまして。日機プラントティックが現在、その維持管理の修繕を行なっている訳です。あと具体的に名前出していました荏原さんとの比較なんですけども、客観的に比較するものがございませんので、その辺のところはなかなかコメントしづらいところでございます。ただこのメーカーさんも、維持管理部門というのは、本州に拠点があります。非常に一般廃棄物の施設っていうのは特注ございまして、メーカー1社で対応できるものではございません。元請は1社でございますけども、他に小さな部品1つのノウハウについても、多くの業者がかかわっておりまして。そういう観点から考えますと、北海道っていう距離的な部分が、非常にコストをあげているという要素が強いと思われます。例でいいますとクレーンだとかそういうものもなかなか本州のメーカーが主でございまして、結果どこのメーカーさんも荏原さんであろうと、どこであろうと本州のメーカーのクレーンを入れて、使っているものから、結果として大きな経費の差はないと思われます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行委員。

10番（仲島康行君） そういうふうな形になって向こうから来るんだぞということになれば、だけど、じゃ荏原、日機さんと。ようするに日機だけ、当時は日立

だから何件位ここ北海道中で仕事をやっているということになると思うんですね。ようするに各市町村が、それを比較すると全然格段の差があると思うんですよ。だから他の方の会社が多くここで手がけていけば、迅速に対応が出来ると思うんですよ、僕は。人員がいなきゃならないんだから何社もある訳だから、何ヶ所も。その辺で金額が同じなんて理屈になる訳がないんだわ。そうだと思うんだけど向こうからわざわざ呼ぶのと北海道にいるからついでに回るのと全然違うと思うんですよ、僕はね。その辺は全然把握してないのかもしれないけどさ。その辺どんなふうになるのかなと、その辺考えた事ない。

委員長（西村昭教君） 町民生活課生活環境班主幹答弁。

町民生活課生活環境班主幹（服部久和君） 先程もお話したように客観的に比較するものは、残念ながらものさしはございません。ただ総体的に、今、仲島委員のおっしゃったように、修理する場所が多くてたまたま偶然にこっちでも修理がでたという時には、出張旅費がかからないのは当然ですから、その分は安くなるのかなと思いますけども。ただなかなか業界も金額については、どこも話聞きますと非常にメンテナンスのお金は高額になっております。会社として補償をつけるという事は、高額になる要素のひとつだっている事も、あるかと思えます。安くする方法としては、まったく技術ちょっとできるなという人達を集めて、修理する方法もありますけども、それでは性能を保証するものがありませんので、会社が性能を保証するっていう部分で言えば、そういうものは、割高な技術料としてなるのが一般的かと思われま

委員長（西村昭教君） 12番金子益三委員。

12番（金子益三君） 同じく145ページのクリーンセンターのきつこの辺になるのかな。145ページですね、負担金及び交付金のところですね。一般廃棄物処理施設設置区連絡協議会負担という、100万円程になっておまして。前年度は500万円かかっておまして、これは減ったといえば、大きく減っているんでしょうけども。これは一体いつまで続けなくてはいけないものなのかをちょっとお聞き致します。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 12番金子委員のご質問でございますけども、負担金補助金及び交付金の広域圏分担処理地域交付金の400万円でございますけども、失礼しました。この500万円につきましては、一般廃棄物の処理施設設置地区連絡協議会と広域の分、合わせた中で500万円という形でございます。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員のご質問にお答え致します。これはあのクリーンセンターを設置しているというような事で、地域に対する対応を図っている部分でございます、クリーンセンターが存続する期間、これは継続されるものというふうに認識致しております。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三委員。

12番（金子益三君） これは迷惑料という、そういう判断を今の町長の答弁からさせて頂いてよろしいんですか。ということは他の、では迷惑料的な部分、これは

ゴミ以外の事ですよ。そういうことは生じていないのに、何故この部分だけクリーンセンターが活動している間、払わなくてはいけないのかが、ちょっと分かりかねますので、どうして迷惑料ここだけに払うのか、教えて下さい。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員のご質問にお答えします。クリーンセンターをあそこに設置する時に地域の皆さん方とお約束事でございます。このことによって、あそこにクリーンセンターを設置する事に理解を得たと。そのことによって、クリーンセンターの稼働している中で、このことをこの支援を対応していると。年に1回ずつ総会がある訳でありますけども、私行ってお世話になっておりますということでご挨拶させて頂いておりますが。地域のみなさん方からして見れば、あの施設というものは本当に我々のところにあると、また草分地区には、ゴミの、一般ゴミではなくて産廃の処理やら、そういったものばかりがくるというような事で、ご指摘を得ているところでありますが。この事につきましては、その設置の時から約束事でありまして。この事を申し上げますと、これを廃止するという事になれば、地域の皆さん方の感情を害するという事に、相成るといふうに私は認識し、設置の約束とおりの対応を進めていくという事が必要であるといふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 今、日新地区の一般廃棄物の関係なんですけども。あそこ作った時から100万円じゃないんですよ。ダイオキシンの問題が出てきて風評被害も出てくるからって、強い要請で30万円が50万円、50万円が100万円になったんですね。町長さんは今年のあの予算特別委員会でもこの事は話をしたんですけども。言うなれば、あそこの部落へ行けば、この100万円は絶対切ったら駄目だぞというような事の答弁があったのも事実なんで。ただ、私はダイオキシンの問題やんかが、もう低濃度で安全をクリアしている。それからもう一つは、今、町としても、財政的に非常に苦しいから100万円を80万円にしてくれんかだとか。何かですね、機会がある事にあそこの地元の人にそういう話をチョコチョコ出して。少しはこう下げて頂くように。話をしていってもいいんでないかというのが1点。それからもう一つは、クリーン推進委員の関係。これは分別をする時に各町内会の人達に5千円ずつ出してきていたんですけども。これを廃止はどうかという事で。ひとつはもう住民会、町内会でも、それはそれでもうある程度定着してきて、自分たちの環境は自分達で守るというような状況になっているから、もういらないんでないかというところはあるし、もしどうしても必要なのであれば、それぞれの町内会で担当を決めて、そして謝礼は謝礼で町内会並みに払うという動きもあるものですから。そういう点で、今後の考え方という事で、その2点お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員のご質問にお答えさせていただきます。12番金子議員のご質問と関連する訳でありますけども、おっしゃるとおり、当初は私の記憶では40万円だったのかなという記憶をしております。た

だそういう事で一時使用停止をしていた。再発したというような事で地域の皆さん方からの要望でこの対応したのと。もうひとつですね、今これ終わるんですけども、圏域からご負担を頂いて対応した分、これ終わりになる訳ですが、これは当初、クリーンセンターは、上富良野町のゴミを持って行って焼却するから、あそこに建設させて下さいという事で、スタートした訳ではありますが、色々生ゴミの対応だとか、色んな中で圏域の粗大ゴミ、広域の衛生ゴミ等々についても、上富良野町が担当してくれという事を言われまして。このことに対して、地域の皆さん方に協力をお願い申し上げましたところ、当初は、町のだけをお引き受けしたんだという事で、なかなか了解を得る事が出来なかった訳ではありますが。最終的には理解をして頂いて、いま富良野圏域の粗大ゴミの処理と衛生ゴミの焼却等を実施させて頂いておまして、この決算書にも書いてあります様に、ある程度の収入をも得ているというような状況下にある訳であります。こういった事につきましては、現時点で私としてはそういう約束事で、今、地域の皆さん方と対応しておりますよという事で。地域の皆さん方にこれを値切る事はまかりならんという事は、もう既に釘をさされておるところであります。ただ今、委員のおっしゃる様に町の情勢とかがいろんな面で必ずしも、このことを廃止する事は難しいというふうに認識しておりますが。これらの部分については、また地域の皆さん方と協議をして頂かなければならない時期はあるのかなという様な気はしますが。今、早急に厳しい財政だからうんぬんという事には、今の地域感情をもってすれば、私としてはそういう事を申し出る時期でないというふうに認識しておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2点目のクリーン推進員の事でございますけども。このクリーン推進員につきましては、各町内会、農事組合にお願いしましてご推薦頂きまして、行政と住民のパイプ役という事で果たして頂いております。町としても分別の方法と仕事の内容をお願いしている以上、廃止するという事は難しいと考えております。また謝礼の上限につきましては、考えていかなければならないというふうに考えてございます。また、この度10月に、クリーン推進委員の研修会を行ないまして、またお願いする事になると思えますけども、その辺のご意見を頂きながらと考えております。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫委員。

15番（向山富夫君） 先程の同僚委員の質問と重複致しますけど。私、実は協議会の事で、昨年度もお尋ねした記憶にありますけど。まず、この協議会が迷惑料、一言で言えば迷惑料かなと思うんですけど。どの様にその協議会の中で、この交付金が生かされてるのか、もし把握出来ていればそれをまずお聞きしたい事と、去年も私、同じ事申し上げて申し訳ないんですけど。例えばダイオキシンに端を発して、色々その本州でおきました。ダイオキシンの野菜と風評被害とか農作物の、そういう事の不安を常に抱きながら、日々営農されているという、そういう状況にある事は、私も百もご承知している訳ですけど。そうであれば、そこに住んでいるという事に対

しては確かに不安要素、あるいはゴミが飛散したという事で迷惑を及ぼすという事も当然考えられます。であれば、例えば日新地区で営農なさっていた方が、例えば住まいを町へ変わったと。だけど営農はその地区で継続されているというような人も、これから出る可能性は充分あります。ですからその対象は、その地域の人的に迷惑を及ぼすという事に対する思いやりなのか、そのそこに用地がある人も今は住んでいないけど、当時は住んでいたけど今は住んでいないと。だけど農地はあって営農はしていると。そういう人達も含めての対象としているのかどうか。去年お尋ねした時は、なんかあまり整理されてないようなお答えで終わった様な気がします。もう1年経過しておりますので、改めてお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山委員のご質問にお答え致します。今委員が手を上げた時にですね、あっ昨年の事だと思い出していたところでもありますけども。去年もお答えさせて頂いたと思えますけども。当初はあそこにクリーンセンターを設置するという事で地域住民の皆さん方の理解を設置上、あれは何キロかのあれで住民の承諾が必要だという様な施設だと思えます。それでまずは、地域住民の皆さん方の承諾を得るという事が前提で、こういう形で進めてきたものというように思っております。おっしゃる様にダイオキシン問題で地域に大変ご迷惑をおかけした折は、地域の皆さん方が開口一番申し出たのが委員のおっしゃる様に。やはりその風評被害が大変だぞと。そのことによって農作物の販売に支障をきたす様なになれば大変であるというような認識で、私どもも地域の皆さん方と対処させて頂いたという経緯がございます。しからば、言うならばそこに住む人、それからもうひとつは、通い作と申しますか、そこで畑なり農作物を作付けしている人、そういう人達の部分はどくなるんだという事については、ひとつこのことにつきましては、また地域の皆さん方と事あるごとに、また協議を重ねながら、そういった部分についての対応も今後検討させて頂きたいなというように思えます。現状では、地域に住む人達の人的な部分、そういうような事で水質の検査だとか、土壌の検査だとかをさせて頂いておりますけども。そういう様な事も含めた中での状況であると、後は他のいわゆる通いという様な部分について、どう対応していけるのか、そういった事も含めて検討させて頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 村上委員の2点目のご質問にお答えします。まず100万円の町負担金の使用でございますけども。まず会議費として、総会の費用、それから地区の振興費としての費用、それから環境整備費としての草刈りと人件費等の支出でございます。これらの費用に使用されているという事でございます。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫委員。

15番（向山富夫君） 中身はあまり詮索しない事にしましょう。こういう極論で聞くのは、町長に失礼かと思えますけども。仮にですね、今、人が土地かというような事で、極論でお尋ねいたしますけど。そういう事はあってほしくないんですけど。じゃあの周辺に住んでおら

れる方が不便なので、町へみんな移転したと。だけど営農は続けているというようになったら、今すぐ即答できないとして、考え方としてはどうでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山委員のご質問にお答えさせていただきます。先にもお答えさせていただきましたように、このことにつきましては、地域住民の皆さん方の了解を得るという事が前提であったという事で。地域の部落と申しますか、地域、部落全員の皆さん方を対象に承諾書をもって、その地域にこの助成金を対応しているという事で。受け手はあくまでも地域住民会という形になっているという事でご理解を頂きたいと思っております。地域住民会イコール協議会メンバーという事でご理解を頂きたいと思っております。現時点では、そういう住民会にいるものでもって組織化されておりますので、住民会から離れていけば当然にして、その協議会のメンバーからは離れるという形になっている訳ですが、それだと今委員のおっしゃるような畑作とか、農産物だとか、そういった部分の事はどうなるのよという課題が残ると。今は人的な部分しか対応されていないという部分があるという事でありますので、これらについては、今後の課題として地域の皆さん方と検討していかなければならない課題だなというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 以上で、4款の衛生費についての質疑を終了致します。暫時休憩と致します。

事務局長（中田繁利君） 開会時間を、14時40分と致します。

14時25分 休憩

14時40分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引続き、会議を再開致します。私の方からお願いでございますが、予定よりも、若干会議の進行が遅れておりますので、質問も答弁も含めて簡潔明瞭にお願いを致します。先程答弁について、保留の部分がありましたので、13番村上和子委員の質問に対して答弁させます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 13番村上委員の薬品の購入に対する単価についてのご質問かと思っております。これにつきましては、入札を行なったときに3業社により入札を実施しておりまして、それぞれ入札単価が違っておりまして、その決定単価により購入しているという事でご理解を頂きたいと思っております。それぞれ3業社から見積りていいますか、入札行ないまして、65円、68円、1業社につきましては辞退という事で、65円という事で決定しまして、この単価で契約致しまして購入しているところでございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 以上で、4款の衛生費についての質疑を終了致します。次に5款の労働費、6款の農業費、7款の商工費について質疑を行います。

148ページから185ページです。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 149ページ商工観光班の労働

者対策費の負担金補助及び交付金と165ページの産業振興課のこれも負担金補助及び交付金についてお尋ねを致します。まず149ページの富良野地域人材開発センター運営協会負担という事で。ここはどういうことをやっているのかですね。上富良野では、パソコンは無料で教えてくれるんですよ。ところが富良野は有料なんですね。この辺の違いこれ57万円ですか。これだけ持っていてなんでこう違うのかなという、その辺ちょっとお答え頂きたいというのと。それからもう一つ、その下の町内労働者団体育成補助、これ22万円。これは資料取り寄せまして、全部公務員なんですよ。それでちなみに議員は補助金というのを一切もらっていないですよ。これちょっとピーアールさせてもらいますけど。それから住民会の住民会長連合会というのは12万円でもって、ほとんど町内の住民会は入っており、道町連(北海道町内会連合会共済)というのに加入して、1人200円で年間ですね。保障してもらっているんですよ。入っていないのは道はもう1つくらいかな。大体みんな200円で面倒見てもらえるんですよ。これみんな入れればこの町全部200円で保障してもらえるぐらゐの活動しております。そして、その他にですね。ふれあいサロンという事で、5住民会に3万円ずつ今年も補助が来るという事で、町の方にも貢献しているんですよ。この住民会長連合会ってというのは、その組合でございまして、そんなことじゃないんですよ。それでも12万円を上げてくれる事ではないんですよ。下げる方向にならないのかなという事を言っているんですね。それと165ページの国営空知川右岸地区地域用水機能増進事業補助、これはまだやっているのでしょうか。合わせて、いつまでやるのかまで聞いた方がいいですね。以上お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の3点のご質問にお答え致します。まず、人材開発センターの関係、中身でありますけれども、これ富良野地区の5ヶ市町村でまず負担をしているという事で、1つご了承頂きたいと思っております。その中におきまして、富良野地区のいわゆる中小企業のそういうその人材を育てていくんだと。そういう場であるという事で、ひとつご理解を頂きたい訳であります。その中におきまして、情報提供はもちろんでありますけれども、パソコンの研修、それからヘルパー、ホームヘルパーの要請、あるいはあの農業簿記、こういったものが主な内容になってございます。その中におきまして、講座を開設して有料で開設してると。そういう状況でございます。そういう事でもありますので、今後もこれは続ける必要はあるのかなというふうには考えてございます。それから町内労働者団体の関係でありますけれども、これは町内のいわゆる、私何度か申し上げてございますけれども、勤労者あるいは労働者団体の福利厚生を向上させるという意味で補助しているものでありますけれども、本来であれば勤労者会館的なところに入って頂くのが筋かなと思っておりますけれども、それも出来ない状況でございます。そういうような事から、民間施設を借上げて、その家賃相当分を助成していると、そういう内容でございます。それから空知川右岸の関係でありますけれども、これ国営事業でございます。空知川から用水機能を高めるという事で、今、管を引い

ている最中でございます。上富良野まで来ることになってはいますけれども、おおかたの部分は富良野、中富でございます。私どもの町は東中に一部かかるかと思えますけれども、それを行なうためのひとつソフト事業もございますけれども、今後、これらに対する負担も今出てくるかと思えます。年度は、平成21年というように記憶してございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 分かりました。町内労働者のさつきほとんどが公務員と言いましたんで私ね。確かにもらった資料では公務員なんです。公務員は、これとは別に福利厚生費っていう事で、それぞれ全部出るようになってはいるんですよ。福利厚生っていうからそれには当てはまらないのではないのかなっていう事で、今こういう状況です。議員なんか3年も4年も前に、補助金はお返ししますからという事でやっておりますし、それぞれみんな少ないところでやっているんです。いつまでも同じという事にはならないのではないかなというふうに思うんですよ。公務員ですから、その辺ですね。本当の労働者というのは、車でこう行ったら旗を振っている。そこでやっている。私はああいう方達が労働者でないのかなあと思っています。この方達はあなた達の若い時の立派なネクタイ締めていたあれですから。その辺ちょっと考えてやって頂きたいなと思えますね。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子委員。

13番（村上和子君） 155ページの農業情報センター運営事業費の件でございますが、これは昨年と比べて町の負担金は50万円位減っております、550万円でございますが、昨日決算書頂きまして繰越金が、526,472円出ております。ところが相変わらずセンターの人件費が450万円の予算に対して4,872千円と。こここのところの利用料も農家の方の戸数もちょっと減りまして、利用料も減ってきているんですが、この人件費のところの削減というのは、どうにもならないもんでしょうか。昨年も申し上げたんですけど、これは難しい事なんでしょうか。予算に対してちょっと増えておりますけど、後の部分は減っておりますがいかがでございますか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上委員のご質問にお答えを致します。農業情報センターの関係でありますけれども、実は17年につきまして100万円ほど減額してございまして、この決算では、550万円になっておりますけれども、17年度会計におきましては、450万円という事であります。これについては100万円の減額につきましては、決算の状況、昨日お配りした中にお示ししてありますけれども、実は1.4人でこれは0.4というのは交代要員も含めたという事で積算してございますけれども、17年度におきましては、この0.4人分をひとつ削減させて頂いたと。これは農協等含めまして、相談してこういう結果に持っていきたいという事で100万円程減額致しました。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三委員。

12番（金子益三君） 151ページの負担金及び交付金の中の富良野地方アグリパートナー協議会及び町アグリパートナー協議会補助というのは、これは必要と

いうかは大いに分かりますけども、他の、若者団体のいわゆるお嫁さん対策費というのが無い中で。これらが、毎年同じ金額計上されていっているというところは、いかがなものかと、ちょっと思っています。どういふような考えが今後あるのかも含めて、お聞かせ願いたいと思います。それと担い手対策のUターン者奨励金7名、70万円程算出されておりますけれども、これも同じ理由ですね。他の産業については、そういったものは、一切無い訳ですけれども、この部分というのは、今後どうなるのかお聞かせ下さい。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 金子委員のご質問にお答え致します。アグリパートナーの趣旨その他については、私が申し上げるまでも無く、ご理解頂いていると思えますけれども、なぜそれ以外の団体無いのかと。結果、農業だけで無く、他の団体もそういう事はあるというようなことは私は認識しては思いますが、ひとつはここだけでなく、そういうものはあったらいいのかなというように思っています。更に、135万円毎年でするという話ですが、これについては、17年度会計におきまして、35万円削減させて頂きました。100万円の中で、これ農協さんも負担を頂いてございまして、双方協議した中で、お互いに予算を縮めてこの対策に当たるとい事で進めて来てございます。それから成果報告の27ページでございますけれども、これにつきましては、新規就労者と新学卒者、またUターン者に対する奨励金という事で、まず新学卒者、それからUターンに対する奨励金。これらについては、就農祝い金的なものでお配りをしてございましたけれども、17年におきまして、これらについては、削減をさせて頂きました。その他で、この祝い金の他に何か事業というか、ためになるような事が出来ないかというような事も考えまして、17年度におきまして、研修会、講習会を致しまして激励をさせて頂いたというものでございます。それから、あと新規の就農者の分がございまして、これらについては、施策として取りあげてございます。そういうような事から、年間何名かの問い合わせがございまして、その中で農業者になりたいという人がおりますので、それらの相談業務だとかそういった事をやっておりますが、最終的には、新規就農者として認めるまでには相当時間がかかる、何かと申しますと、やはり農業実習等つんでもらわなきゃならないと。すぐ今日話をして明日から農業者になれるものではないというような事でありまして、そういったものの費用が、このページには出ておりませんが、そういった事も考えながらやっているという状況でございます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田浩志委員。

7番（岩田浩志君） 177ページから183ページにかけて。まず道々吹上上富良野線ラベンダー等管理という公園の管理等につきまして、この委託料、それぞれの委託料がまだまだ高いように思われますね。それで、今後に向けてやはり警備といった特殊なものは除いて、公園管理、トイレの清掃等においては、地域住民並びに町内会等に働きかけて事業所に委託している部分をこの価格の何割か程度で出来る可能性があると思うんですよ。そういう観点から今後に向けて、そういう考えはあ

るのかないのか。それをまずお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（田中博君） 7番岩田委員のご質問にお答え申し上げます。公園の管理につきまして、高いのではないかとご指摘でございますけれども、これにつきましては、うちの方の予算と北海道からの委託料として頂いているものがそれぞれありまして。年々、経費につきましてかなり削減に努力してきているところでございますけれども、これらにつきましては、所管の課題として、検討させて頂きたい。そのように考えております。道の方の委託を頂いているところにつきましては、この中で吹上線につきましては、町単独であります。それから深山峠につきましては、町の単独ですね。これにつきましては、それから千望峠につきましては、駐車公園とトイレ等につきましては、北海道から100%委託を頂いて管理をしているところでございます。それから美沢公園、183ページのところにあります。道々美沢の駐車公園につきましても、これも100%北海道からの委託金で管理をさせて頂いております。これにつきましては、業社名は別にしても、そういう事で管理させて頂いておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 7番岩田浩志委員。

7番（岩田浩志君） ただいま、道から100%きているという事ですけども。これに関しては、例えばその減額して委託するという事は可能なんでしょうか。どうなんでしょうか。それが1点ともう1点。例えば自衛隊裏門のロータリーの部分のラベンダーに関して、ああいうものこそ、本当に町内会に委託する事が可能かと思われる。その2点お伺いします。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（田中博君） 岩田委員のご質問にお答え申し上げたいと思っております。道からの委託金につきましては、減額してはどうかという事ですけども、これにつきましては、減額しましたらそのまま道の方に、うちが例えば150万円頂いておりますと、100万円でもいいよと言えば、100万円しか北海道からきません。そういうものでございます。それから自衛隊の東門のところにある小さなポケットパーク、あれにつきましては今数万円の維持管理費がありますけども、次年度以降は廃止しようというような考えを所管ではもっております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫委員。

15番（向山富夫君） 1点お尋ね致します。6款なんですけど、ちょっとこの成果表の方で26ページに事業費が伴っておりませんので、26ページにあります最下段の上。認定農業者についてちょっとお尋ね致します。もうご案内のように、国は平成19年からまったく新しいしくみによりまして、経営安定対策に移行しようとしている中で、一番基本となるのはさまざまなハードルがありますけど、まず、認定農業者でなければならぬというハードルがある訳ですけど、平成16年度で、241名の方が認定農業者となられているという事で、まずその対象農業者に対してどれくらいの比率で認定農業者が認定されているのかと。それと再認定されている方もおりますので、これは私の認識では5年で認定し直すという仕組みになっているかと思っておりますけど、再認定に

ならなかった人がいるとしたら、どういう理由でその再認定にならなかったか、そのちょっと中身もお知らせ頂きたいなというふうに思います。それとこの認定を、するかしんないかという様なその決定をしている機関なのか組織なのか分かりませんが、それがどこの認定農業者の問題について、ちょっとお尋ね致します。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 向山委員のご質問にお答えを致します。認定農業者に関わってのご質問かと思っておりますけれども、1点目の認定農業者ここに数字出ています。241名となっていますけれども、その後増えまして、再認定の関係もございましたけれども、現在253名であります。その率でありますけれども、461戸と私把握していますけれども、461分の253ですから、55%位になるかと思っております。率的にはそのような事かと思っております。それから再認定が、委員ご発言のとおり5年間で一応再認定の形になります。そうすると年齢の関係もその本人、農業者ご自身の年齢の関係もでございます。そういった事から、私どもは拒否するものは何もございませんけれども、基本的には農業者の皆さん方が自ら基本計画というか、農業の営農計画を立てて頂いて市町村長が認定する事になるんですが、ここにおきましては、やはり高齢っていうか、年齢の問題がひとつ一番大きな要件かなと思っております。それから、その市町村長が認めるにあたって、その中の要件のひとつに、所得制限というのが設けられてございます。その中におきまして、農業者自信が工夫をしなければ、そういった所得制限をクリアできないという場面が出てきます。それで色々考えるとなかなかそういう目指す農業が出来ない事も考えられることという事から、再認定を申請出来ないというか、しない場面も出てきます。そういった事で、1つは年齢問題、ひとつは基本計画の所得の問題、この2点かと思っております。それから3点目の誰が認定するのかという事ではありますが、これは農業基盤強化法に基づきまして、市町村長が認定をする事になってございます。ちなみに、これまで上富良野町長としては一度も申請されたものに対して、拒否したものはございません。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫委員。

15番（向山富夫君） 100%設定して頂いているようで、ありがとうございます。私お尋ねしたかったその部分ではですね。どういう、その例えば書類審査をする。書類審査によるという事であれば、例えばどこでその書類を審査しているのか。最終的な認定者は、町長というのは分かりますけど。その前段ですね。それがどういう組織か、あるいはどういうところでその審査が行なわれているのかという事をまず、再質問させて頂きたいと思っております。それと、非常にその国が、どんどん、どんどん認定の農業者、農業者としての担い手って言った方がいいのかな。ハードルを高めてこようというふうにしているんですが、まず、この認定農業者でなければ、特にこの経営安定対策の対象者にならないということで、上富良野農業の本当に行く末がもう大きく左右されるぐらいの、私は重大問題だと思って認識しているものから、是非、この認定農業者に今のところこの50数%では本当にお寒い状況なので、今日は決算ですので、そこまで聞くことはどうかと思っておりますけど、こういう50

数%の状況だということに対して、どういう認識を持たれているかという事と合わせてお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 向山委員のご質問にお答えを致します。まずどういうところで書類を審査して認定しているかという事でありますけども、これ当然、町と農協、それから普及センターと入りまして書類を審査するという事であります。その前段に、当然あの中は計画として工夫をしてもらわなければならないと。私再認定の場合を想定してものを言いますと。前回と同じでは、これはまたひとつ認定をするのが非常に難しくなってくる。ある意味では工夫をしてクリアしてもらえないとならん。そういう事前の指導と言いますか、指導までいかないですけども。こういう工夫をして頂きたいというような話をして、農業者の皆さんの自ら出して頂くと、それをさっき言ったように総合推進会議と聞いていますけども。その中で認定をしているという事であります。それから認定農業者の関係でありますけども。委員のご指摘のとおり、平成19年度からこれは施策と財源、これを集中化重点化しますと。こういう国の考え方があるようです。なぜかという、国もそこまで財政的なものがなかなか見通しがたないという事もございます。その中におきまして、ハードルを高くするいわゆる面積を大規模化する。そういった事で所得の制限を高くする。そういった事に合わせて、私が申し上げれば農業者の数を減らしながら施策と財源をそこへ認定農業者、それから担い手といわれる人に重点化する。そう言われてございます。その中におきまして、私どもの253戸の認定農業者が今ありますけれども、残りを勘定しますと、あと200戸弱ぐらい。その中にはいわゆる二種兼業農家、あるいは一種兼業農家といわれる方がおりますので、それからを除くとまだ、100戸程度は、私は認定農業者になって頂けるのではないかと考えています。そういうような意味からですね、もうちょっと普及啓蒙に努めなければならないというふうに考えていますので、ひとつ皆さん方にもご協力を頂かなければならんというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 177ページの産業振興課の負担金補助及び交付金のリフレッシュマイタウンかみふらのこのことですね。これずうっとこう私見ていたんですけど。こうなんかお祭りのあとくっついて歩いているような感じを受けているんですよ。これ確かですね。これまちづくりという崇高な使命を持っていなければならないと私は見えていますよ。若い人達が入っているから、だから期待はしていたんですけどね。いかがなのか、私よりもこれ15万円という補助金多くもらって。そういう様な感じを受けると。例えば、11月13日に北海道の市町村合併構想の発表が上川支庁であるそうで。そういうようなのにリフレッシュマイタウンあたりが行って。そして町長ももう考える時期に来ているんだからというような事も出ていますから真剣に、話づらいところを避けたら駄目なんですね。いやなところどんどん話し合っとういう事ですね。というようになって頂きたいなと思って見ているんですけど。これはどういう事でしょうね。リフレッシュマイタウンというのは、

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員のご質問にお答えを致します。先程お話ありましたけれども、私としては、当初の活動より若干こう戻すばみという言い方はちょっと語弊ありますけれども、少し会員数も減ってきていますし、そういう意味ではもうちょっと積極的にやってほしいのかなという考え方を持っています。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男委員。

3番（岩崎治男君） 185ページの最後の方なんですけども。大雪山登山道保全事業の委託料966万円が出ておりますけれども。この委託先についてお伺いをしたいと思います。それから露天風呂ですけども。前には岩が崩れて危険性があるという事で金網を張って1回閉鎖した事がありますけれども。利用者が多くてまた利用開始していると思うんですけども。中風呂あたりはそういう危険性が無かったのかどうか。無料という事で結構利用者もあるというふうに聞いておりますけども。これらの安全管理についてお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 岩崎委員のご質問にお答えを致します。まず大雪山系登山道保全事業という事ではありますが。これにつきましては、事業については、国の緊急雇用総合特別事業という事で、登山道の整備をさせていただきます。総体的な整備でありますから、約20kmに渡り登山道の整備をしたという事であります。それから相手先は、委託先でありますけれどもアラタ工業であります。それから2点目のご質問でありますけれども。吹上露天の湯、これらについては、要するに歩道部分の山側でありますけれども。そこが崩れてくるというような危険性がありましたので、それらの防護柵等を設置してもらいました。いまのところは、私も現場を何回か見てますけれども、その危険性が無いというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 以上で5款の労働費、6款の農林業費、7款の商工費についての質疑を終了致します。次に、8款の土木費・9款の消防費について質疑を行います。184ページから213ページです。

13番村上和子委員。

13番（村上和子君） 8款1項1目の187ページですね。負担金補助及び交付金についてお伺い致します。災害復旧促進協議会負担、北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担、それから北海道河川環境整備促進協議会負担、北海道用地対策連絡協議会負担、各会議負担とありまして、255千円。これどの様な目的でもって、どの様な活動をしている団体なのでしょう。事務所はどこにあるのでしょうか。それから2点目は、また協議会に入らなければどのようなことになるのでしょうか。やっぱり、これどうしても入らなければいけないもんなのでしょうか。それと3点目は、負担金はどんな割合、区分で決められているのでしょうか。3点ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長答弁。

建設水道課長（田中博君） 13番村上委員のご質問にお答え申し上げます。初めの負担金のそれぞれありますけれども。負担の中で災害とか、それから治水砂防、河川環境、それから用対連。それから一番最後の会議負

担につきましては、これは担当者がそれぞれの事業に研修会とか説明会等がある時に出席する会議の負担金であります。それからその前のそれぞれ災害の促進費、事業をやるためにそれぞれ国とか、そういうところの要望に対する中央要請と申しますか、そういうものに使われている負担金でございます。ちなみに2番目の北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金っていうのは、これにつきましては、通常30万円でありますけども、国、道の火山砂防、河川類ですね。この事業費は、15年度事業費は少なかったということで、このように18万円ありますけども、これからまた、17年につきましても30万円あります。それから、あと負担の割合ですけども、これ1町村いくらとていう事で、それぞれ3千円とか5千円とかそういうふうなもの、それにプラス事業をやる。これうちの事業ではなくて、国とか道の仕事だとか、そういう事業費の割合によって決まるものであります。そのやらなければどうなるのか、ということでもありますけども、やらなければ怒られる事はないと思いますけども、やはり促進のために使われているという事で、協力しなければならぬのかなというふうに認識しております。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 以上で、8款の土木費、9款の消防費についての質疑を終了致します。次に10款の教育費について質疑を行います。

212ページから271ページです。

9番米沢義英委員。

9番(米沢義英君) 221ページ、220ページに関わって特別支援指導という形で、これは小学校が中心になって、情緒障害だとかいろんなそういう形の子供達に補助員をつけて、支援するという形で行なっています。今年も一定の予算化をされた部分もありますが、そこでお伺いしたいのは、日常生活あるいは学校等においても、こういう子供達が中学校に進学しても支援できるというような。コーディネーターのその役割的な方をもっと育成してはどうか。というような声も聞かれてきております。見渡しますと、確かに学校単位においては、それぞれ連絡はとっておられるかというふうに思いますが、全体的にこの見回してこういう子供達の生活や、やっぱり勉強等についても支援するというような。そういう指導する立場の方が見受けられないように思います。そういう意味で、この子供達が勉強することによって、今聞きましたら一歩二歩、足を踏み出している成長していく過程が見受けられます。そういう後押しを支援するという点でも、非常に大事な役割かというふうに思います。今後、こういった今なげかけられている課題、この補助員も1部増員はされてきておりますが、手厚くこういう子供達を支援するという上での課題等がありましたら、教えて頂きたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 教育振興課長答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 9番米沢委員の特別支援教育についての質問にお答えを申し上げます。本予算におきましては、16年度決算におきましても、この特別指導助手という事で予算を頂きまして決算をしているところでございますけれども、特別支援教育におきましては、やはり平成19年度におきまして、そういう現行の制度が見直しをされるという過渡期にある

という事でございます。ご指摘のように、今後校内におけるコーディネーターの養成であるとか中心的に役割を担っていく指導的な立場の養成が望まれている現状でございます。我々もそれを1つの課題として受け止めてございます。今後におきましては、それぞれの校内体制では中心的役割を担う教員もおりますけれども、それらを連携した中で、検討委員会の立ち上げを今後予定してございます。そういった中から、各学校連携を取った中でコーディネーターの養成であるとか、あるいはそれらを含めた研修等の実施も、今後進めて参りたいというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀委員。

11番(中村有秀君) 2点ほどお尋ねをしたいと思っております。まずひとつは、249ページ生涯学習推進費の北海道のカワシンジュ貝を守る会の補助の関係です。これは貝の専門家という事で、ある人がいらっしゃいまして、何とかこのカワシンジュ貝を守り育てるといような事で、平成14年に清富小学校に自然体験学習池の設置ということで、1,562,400円で作っておりました。現在、これが20万円の補助と道の補助を受けてやっているんですけども。現実にあそこで、カワシンジュ貝が生育できるのかどうか。というのはある時、NHKで取材にくるとい事であそこのカワシンジュ貝がみんな死んでいまして、それで慌てですね。布礼別の方へ行って、わざわざカワシンジュ貝を取ってきて、入れて生きていますよ。というようなことで撮影させているんですね。現実と一緒にいった人が、私に言うんですから間違いはないんですよ。それで現在、清富小学校の生徒は6人から3人に減ったという事で、観察とか維持管理、いろんな面で僕は大変でないかなという気がするんですね。そうすると、これからの維持管理を今後とりあえず、あそこを維持管理をどうするかという事と守る会への補助というのは、どうあるべきかという事で、今町としては、どう考えているかという事でお尋ねを1点致したいと思います。それから2点目は、261ページ町民スポーツ大会の負担85万円という事がございます。これは町民ふれあいスポーツ実行委員会が構成をされて、その実行委員会の規約に沿って、いろんな計画を進めるというのは、この実行委員会の規約にあるんですね。ところが、この実行委員会が出来てから1回も実行委員会の役員会というのが開催された事はない、と私は判断しているんですね。そうすると一体何のための実行委員会かなという事で、教育委員会が若しくは、体育指導委員が一方的に自分達の計画を実行委員会と称して押し付けられているのかという事で、実際私も見ますと、パークゴルフの会長やっているから実行委員の中に入っているんですね。今年ソフトボールの会長をやっているから名簿見ましたら入っているんですね。しかし1回も実行委員会が開催されてないし、それから現実にもそのための相談というのも無いものですから。一体この実行委員会の認識というのはどうされて、今後、出来るだけ地域の各種団体がやっぱりいろんなアイデアを出しながら、上富良野町のスポーツ振興をどうするかという事になるとですね。一方的な教育委員会や体育指導委員会だけの判断で進めるべきではないという気がするものですから。本来の実行委員会の趣旨に沿った形で、やはり進めていく

べきだと思いますが、その点お聞きを致したいと思いません。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村委員の2項目のご質問にお答えを申し上げたいと思います。最初の清富小学校観測池のカワシンジュ貝の保存のご質問でございますけれども、お話のように、平成15年にカワシンジュ貝保護養殖池として、清富小学校敷地内に自然観察の一環としての設置致したところでございます。その折には、カワシンジュ貝は10個と記憶しておりますけれども、観測生物として、山女を放してございますけれども。その後において、やはり気象条件等の要因から、カワシンジュ貝が数個は死亡したという状況がありました。これはもうちょっと、色々思案をしているところでございますけれども、カワシンジュ貝を守る会の代表の方とも、今後どうするかというような事を充分相談して参りたいというふうに考えているところです。生息していても増えていくという要素が、これからも見込めるかどうかということも。あらゆる角度から十分に詰めて参りたいというふうに考えてございます。2点目の町民のふれあいスポーツ大会の件でございます。この件につきましては、9種目の事業実績がございますけれども、この計画にあたりましては、ご指摘のように実行委員会を組織している中において、規約等もございまして、その運び方としましては、やはり体育指導委員会の協議の基に、年間計画を決めまして、実行段階に移してございます。全体としての召集といいますが、構成員の方の会議を開いてないという実態にありますけれども、事業を実施する段階においては、それぞれの団体の方と相談をしているという状況にはあります。この会の運び方が果たしてこれでいいのかどうかということも含めまして、やはりご指摘のように反省する材料もございまして、今後充分、各関係団体の方のご意見も聞きながら進めて参りたいというふうに思います。以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） やはりカワシンジュ貝は、人工的にああいうふうな池を作って川から水を入れるような形だけれど。現実には、そういう自然環境にはなかなかない貝だからこそ、カワシンジュ貝は絶滅の危機に今なってきたというの、僕は事実だと思うんですね。ただ現実には、布礼別川から取ってきて、そして入れて、そこでまた死なす。また取ってきてという事になると。逆に自然を守る、カワシンジュ貝を守る立場の人が逆にそういう事やって、結局カワシンジュ貝の絶滅の危機にどんどんなっていくんでないかな、という気がするんですね。やっぱり布礼別川の自然であれば、そこにそのまま置いて。そしてあそこにあるよ。見に行ったら駄目だよというような形の方が、僕は本来的な形ではないかなあという気がするもんですから。その点、このカワシンジュ貝を守る会の皆さん方とも充分協議をして頂いて。そしてやっぱりあの本来の姿というような事でやって頂いて。言うなれば貝の説明をするため、カワシンジュ貝だとか自然を守るというそういう立場での。やっぱり啓蒙だとか学習会だとか、いろんな物を僕は必要だと思いますので。そういう観点からもう一度考え直して頂きたいと思えます。それから、ふれあい

実行委員会の関係。今、課長のお話のように改善するところは改善して、やはり予算をつける。そしてあと担当の個別の委員と話をするというのではなくて。やはり体育指導委員や各団体の人も入れて、みんなで上富のスポーツをどうするかという事の形で、僕は進めるべきだと思いますんで、何とかそういう方向で今後進めて頂きたいと思えます。以上です。

委員長（西村昭教君） 教育長答弁。

教育長（中沢良隆君） 中村委員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、1点目のカワシンジュ貝の件ですが、相当の実績ができて参りました。そういう事からカワシンジュ貝の生育状況等を見据えた中で、またあの守る会の方とも充分な協議をした中で、今後どうしていくのか。というような事で方向性を定めて参りたいというふうに考えてございます。また2点目のふれあい実行委員会の件ですが、これもご指摘のとおり今まで開かれてなかったという事ですが、当然、主旨は理解しながらもそのような忙しさにと言えはちょっと語弊がありますが。なかなか実行できなかったと言う事がございます。こういう実行委員会の規約のとおりやる事がいいののかも含めながら、ちょっと見つめ直して行きたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 217ページの上富良野高校対策振興費と249ページの富良野地区高等学校PTA生徒指導連絡協議会ですね。それと259ページの体育指導委員というところでもってお尋ねしますが。この217ページを見ると色々こうお金の面で面倒を見ていると。それから249ページの生徒指導という事でいきますと、私たちの老人会は交通安全と地域安全という事でやっていて、その高校生って何で分からないのかなって。たまたま連絡きて時々連絡していますけど。あの学校にも言っているんですよ。2人乗りはイケませんよっていう事をやっていて。女の子もやっているんですね。これはね、どこが悪いのかな。現場指導員が立っているところは、こうぽつと降りてね。通り過ぎたら、またぽつと乗っていくんですよ。違うところ行くと違うところは、また女の子がだぁと、乗っていくんですね。これはどうゆう事でしょね。学校で言って駄目。現場で指導してもそこだけっていう事で、この辺のところをご検討頂きたいというのが。それが1つと、それから体育指導委員という事ではないんですけど。住民会にスポーツ推進員が2名きているんですよ。ですけど、旭住民会については要するにパークゴルフの同好会を作っているんですよ。先生つけて。それからミニバレーも同好会を作っているんですよ。もうびっしり先生もおるんですよ。そうすると、この方達で全部やっちゃうもんだから。指導員2人うちの場合、旭の場合はいらんんじゃないかという様なところもありましてね。あの辺はどういうようになってるのか。あの手当も出さずもんだからですね。お金絡むんですよ。人をお願いするという事は、その辺のところどういう様に受け止めたらいいかんと思えて、お尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 1点目の高等学校生徒

の指導の関係でございますけども、高校教育の進める方の中で、やはりそういった交通ルールであるとか、その基本的な社会生活を今後営んでいく上でのルールといえますか。当然それは身につけていくべき事でございます。人の注意を素直に受け入れて、そして身につけていくという事が重要な事と考えております。これらについて、我々大人が、やはり率直に注意をした中で、今後生徒のための健全な、社会人となるような方向で指導していく事が必要かと思っております。そういった意味で富良野高PTAの協議会においても、富良野沿線地区の高等学校、富良野高校、緑峰高校、それから上富良野高校も入ります。南富良野高校の推進指導体制を充実しようという事で、活動進めているところでございます。これからも、こういった意味での審議をして参りたいと思っております。それからスポーツ推進員の件でございますけれども、やはりその地域におきまして、それぞれスポーツが盛んでありまして、その種目によっては指導がなかなか行き渡らないっていいですか。その他の狙いと致しましては、町全体が広い範囲でのスポーツの振興という事が狙いかと思っております。そういった意味ではパークゴルフであるとか、ミニバレーは充分取り組まれているかと思っております。その他につきましても、今後やはりその推進員の方々を中心とした中で地域性を広めていくことが、必要かなというふうに考えてございます。以上です。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 推進員ですけれどね。中心にという事にならないと思っておりますよ。4つやっていますよね。住民会対抗を。町の大会4つ大きなのをやっていますよね。4つのうち3つまではびちっとね。それぞれ先生いるんですよ。私、他の住民会もそうではないかと思うんですよ。いると思うんですよ。それぞれその方を中心に動いていっているのではないかなと思っておりますね。あとの1つソフトボールだけね。これ面倒見てもらうんだったら、私1人で自分のところを中心に言ってしまうようですけど。その辺のところ2人としてという具合に限定されて。されなければならぬのかなという。その辺のところなんですよ。やっぱり必要だという事で、今答弁したとおりですかね。

委員長（西村昭教君） 教育長答弁。

教育長（中沢良隆君） 梨澤委員のスポーツ推進員についてのお尋ねであります。今、旭町住民会等の実態についてお話を聞かせ頂きましたが、当初、我々が考えていたのは、やはりスポーツの普及、推進員というような事で、その住民会の中には2人というような基準の中で置いてもらう事でスポーツの振興を図ってきたところであります。ただ、今言われました様に2人絶対いなければならないのかというの、やはりその地域、その地区でのそのスポーツの推進の仕方等によっては、1名でも構わないと思っておりますし、また独自でその住民会に3人置いて頂いて、更に進めて頂くということも。もしそういう気持ちがいれば、それでも結構かなと。形で決めるものではないのかなというふうに捉えておりますので、ご理解を。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 学校給食の点について、まずお伺いしたいと思っておりますが、近年では食育という形で地域

の農業や地元の農産物を見直そうという事で、そういう事業が進められています。ある地域では、農業認証士の方が学校に立って、やっぱり農業や食べ物についてのありがたさや、そういうものを話しながら、この地域の農業あるいは農産物を見直して、この地域でやはり安全でおいしいものを消化するという、食べるというような運動に取り組んでいる地域もあります。そういう意味で、上富良野町においても、幾分やられている部分はあるんですが、やはりこういう制度がというのか、そういう方向性の流れが今、出来た時に、やはりこれを勢いよく進めるためにも、子供達のアトピーの問題等もありますので。やはりこういう点の食育の立場からの教育内容に、ちょっと掘り下げた立場から食についての問題提起というのが、もっと知っていく必要があるのではないかなと思っております。この点について、教育委員会の方ではどのように考えておられるのか、この点について、お伺いしておきたいというふうに考えております。次にお伺いしたいのは、251ページの上富良野地域子供教室実行委員会という形で補助金が、モデルケースという形で、道、国の方から補助がついているかと思っております。これは時限的なものであって、予算がなくなりますと当然自らの町の財源で賄うという形になるかというふうに思っております。そうしますと、やはりなかなか今でも現場行ってみたら、子供達はいきいきとこの事業にのって遊んだりだとかして。指導員の方は、大変苦勞なさっています。セミナーのこういうところに対する補助、あるいは学童保育との関わりで、こういったものを一体的に、やはり見直した中で予算を有効的に使うという方法もひとつの手段かなというふうに思いますが、この点について、どのようにお考えなのか。また現況についてもお伺いしておきたいというふうに思っております。次にお伺いしたいのは、いま図書館という形で、今年の10月から運営されて。上富良野町にも読書感想だとか、色々な形で行なっている事業があります。ここで他の地域では、図書館運営をサポートするという形の事業が幅広く進められてきています。上富良野でも読み聞かせの会というのがあります。そういう人達の力を借りながら、図書館の運営をするという形で読み聞かせもすると食育もすると。そして図書整理もするという形の流れもいま出てきております。やはりこういう形の、図書館運営のあり方というの、当然必要かと思っております。現状ではそういうサポートするような方というのは、おられるかどうかです。この点について、お伺いしておきたいというふうに考えております。次にお伺いしたいのは、いわゆる子供交流という形で3年に1回、あるいは三重に行ったりだとかして。その時に限られた予算という形の中で、国内外の交流基金という形で使われている部分もあるかと思っております。最近では、子ほめ基金というのが使われて、一定の奨励策という形の中で。これとは別なのですが、置かれています。やはりこういう子供達の交流を進めるという意味で子供独自のやはり交流基金、若しくはそういった基金の設定というのを行なって、そういう交流が行なわれる時に財源を確保できるというような、運営の仕方ひとつかなというふうに思いますが、この点について、考え方についてお伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の4項目についてのご質問にお答えを致します。最初に食育の関係でございますけれども、お話のように食育、生きがいを通じた健全な食生活の実現という事で、食べることは単に栄養を摂るだけでなく、地域の食文化を伝えるというようなことで、やはり学校給食においても、昼食だけではなくありますけれども、そういった観点で進めているところでございます。各学校におきまして、そういった給食指導という、現在は言葉になりますけれども、そういった中で正しい食事の仕方とか、やはり栄養の充実、それからもう1点、町で生産をされています地場産品の給食材料への導入という事につきましても、取り組みを展開しているところでございます。導入している作物におきまして、年々種類を増やしているところでございます。例えば、アスパラガス、キャベツ、それからかぼちゃ等につきましては、100%上富良野産を使っているという事ですし、米についても学校給食を通じた中で上富良野産米というふうな指定をしてございます。そういった中で、それらも含めて、今後も推進して参りたい。それからもう1点アレルギー対策におきまして、やはり各学校におきまして、数名かのやはり心配はありまして、例年実態を把握しているところでございますけれども、それらについてもきめ細かな、なかなか個々の対応というのは難しいものもありますけれども、出来るだけそういう症状を回避する様な策を講じているところでございます。それから地域子供教室でございますけれども、この事業につきましては、平成16年から実施をしてございます。昨年度は、学校巡回型という事で、初年度でございます。この初年度の取り組みも、各町村から非常に注目されたという国の方からも高い評価を受けておりまして、今年度2年目におきましては、巡回型に加えまして学校固定型を取り入れてございます。委員ご指摘のように、これは3年間の国の委託事業という事で、18年度には終了することになりますけれども、この点、現在の段階と致しましては、児童館事業への移行といえますか、連携、それらについての可能性を保健福祉サイドと事務的な段階で詰めてございます。具体的な方向性はこれから、また幾度かの話し合いを致しまして進めて参りたいと思っております。19年度には補助は無くなるという時点におきましては、地域子供教室から放課後の子供の安全な居場所づくりを維持していくために、国の委託料は無くなりますけれども、円滑なスムーズな移行をして参るように、検討していきたいというふうにご覧でございます。それから図書館という事で、いよいよ今月の16日にオープン致します。まず運営面におきましては、本来の図書館としての機能を充実していくという事に重点をおきまして、軌道にのるよう。とにかく職員一丸となって検討しているところでございますけれども、ご指摘のサポート体制、現状では、例えば読み聞かせグループがありまして、それらの支援を頂きまして子供達への読み聞かせを実施しているところでございます。今後におきましても、民間の方々のサポートを、やはり支援を頂く事が重要なというふうにお考えですので、これからは充分検討致しまして、進めて参りたいというふうにお考えです。それから子供交流事業でございます。現状では子ほめ基金

というのがございまして、子供はほめて育てるという主旨でありますけれども、この活用面におきまして、子ほめに加えて子供を健全にしていくという見地からも、有効的な活用を進めて検討をしていくように考えてございます。またカムローズ市への派遣であるとか、津市への子供会派遣という場面におきましては、国内外交流の見地から、そういった財源を確保した中で実施をするよう進めて参りたいと思っております。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己委員。

16番（渡部洋己君） 249ページ。ちょっとお聞きしたいんですけども、学校週5日制活動推進費というの。これはどういう意味なのかちょっと教えて頂きたいなと。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 16番渡部委員のご質問でございますけれども、これは小中学校が完全週5日制になることによりまして、土、日の居場所というのが重要視されてくるという事で、完全週5日制に移行した時に、必要になってくるという事で、本件につきましては、その子供の居場所の確保という事で、様々な事業、土曜日の社会教育活動事業を実施している状況です。それらの費用に、この予算を当ててございます。以上です。

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己委員。

16番（渡部洋己君） ということは、その事業をやるんじゃなくて、そういった他の活動をやるという事ですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 只今の再質問にお答え申し上げますけれども、249ページ、532、634円ですか。これらにつきましては、地域子供教室。先程説明申し上げましたけれども、この事業は学校児童生徒の居場所という事で実施しておりますけれども、合わせて土曜日の、居場所という事も社会教育事業として、6回程実施をしてございます。そういった費用でございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己委員。

16番（渡部洋己君） 週休2日っていうのは、大人社会が作った、連休を作ることによって経済効果を上げるという事で。これで子供達が犠牲になっているような気がするんですね。それでいつかの報道でちょっと都会というかね、東京、大阪あたりは、その授業時間が短いとって、今の週休2日になると5日制になるとね。それでその休みの主に夏休みだと思んですが、その期間を短くして、学校へ行く日を作るとか。あと、1日の授業時間を長くしたりしてね。そういう工夫をしてやっているような報道されていたんですね。これは私立なのか。その公立ではできないのかという。そこら辺はあるんですけど、今うちの町として、そこら辺はどう考えているのか。実際にその教育の勉強する時間が短いのか。そこら辺を聞きたいなと思うし。先程同僚議員が言っていた食育だとかというのは、更にそういったものを入れていくと、なお更その勉強時間がなくなるっていうかね。人間性豊かな児童生徒の育成って。ここに今うたっているんですけども。そういった事は、自然環境だとか、そういったものも取り入れながらやるのが、教育のひとつの方法かなと思うし。実際に東中の中学校あたりは学校

田、水田があって、田植えだとか稲刈りだとかとあって、そういう体験をしているという事なので、そういった事を少し教育長にお聞きしたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長答弁。

教育長（中澤良隆君） 渡部委員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、週休2日制の事です。最後の方からお答えをさせて頂きたいと思っております。体験については、非常に今の子供達に欠けている部分というような事で、その生きる力を身に付けるというような事が言われてきております。そのために、今、東中の例も出されましたが、総合学習というような事が、各学校で取り組まれているところであります。その中で東中やなんかでは、水田に稲を植えて収穫やなんかの体験をしながら、子供達が自然を学んで頂くと。また他の学校は、また違った取り組みをしております。そういうような事から、今、総合学習の時間が非常に多くとられて体験をして頂いて、生きる力を身に付けて頂くというような事が進められているところであります。また、前段の週休2日制の関係であります。週休2日制の中で、やはり子供が安全で安心して居れる場所、居場所づくりという事で、うちの町では16年度から、子供の居場所づくりに取り組んできているところであります。その中で、先程課長からお話させて頂きましたように、土曜日に、例えば、スポーツセンターの無料開放、その中で、また子供達が求めるものの居場所づくりという事で、色んな遊びなんかも指導するとか、また平日の日にちにつきましては、学校で居場所という事で、放課後安全にお預かりをするというようなことで、今、対策を講じてきているところであります。またもう1点、授業時間数を長くしたりすることはできるのかというご質問でありましたが、今、学習指導要領の中で決められておりますので、その範囲内に応じてやると。ですからもっと具体的に言うと、今の時間帯がほぼ満杯の時間で運営されているという事でご理解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己委員。

16番（渡部洋己君） すいませんけど、実際に父兄から授業時間が短いとかという話はないんですか。

委員長（西村昭教君） 教育長答弁。

教育長（中澤良隆君） 今のご質問であります。今、学校を通じてとか、そういう事では我々のところには届いてはおりませんが、そういう求めも絶対ないのかと言えば、やはり潜在的には、そういう求めもあるのかなとは認識していますが、大きな声として受け止めてはおりません。

委員長（西村昭教君） 7番岩田浩志委員。

7番（岩田浩志君） 各学校における事務生、一般に事務生と呼ばれている臨時職員の部分。確かに小規模校には、いない学校もありますけれども、この事務生の業務内容とそれから必要性に関してちょっとお伺いしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 7番岩田委員のご質問にお答え致します。只今、ご質問の各学校における事務生。これは町が雇用する事務職員でありまして、町内に上富良野小学校、西小学校、それから清富小学校、上富良野中学校と置いているところでございますけれども、その業務

につきましては、やはり一応の学校における印刷業務であるとか、中にはその職員室等の清掃であるとか、それから学校給食の手伝いとかという事があると思っております。これらにつきましては、事務事業の見直しの中で、教育委員会としても改善をございまして、過去には1日勤務する日額の雇用体系でございましたけれども、午前中勤務のパート職員にするという方法の処置を講じて、17年から実施をしているところでございます。それから清富につきましては、毎日じゃなくて隔日に、週3回のやはり清富小学校ですと、人数が少ないために教職員の人数も少ないので、必要な事務が出てくるときの事で、配置をさせていただきます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 7番岩田浩志委員。

7番（岩田浩志君） 確かに削減の方向ではきていますというお話ですけども。基本的には先生方のコピーだとか、それからお茶を出したりだとか、そういった業務がほとんどだと思います。清掃に関しては、用務員の方がおられるので、そんなに大きな仕事ではないかなと思います。例えば、コピーの仕事においても、せいぜい30名程度の学年、学級30名程度のコピーをするのに、そんなに多くの時間かかる訳でもないし、例えばそれを前の日にやったりだとか、朝早くやったりだとか。当然、その出来る範ちゅうであると思っております。そんなことから早急に廃止する方向で考えるべきではないかというふうに思います。特に中学校の事務生においては、先生方も6時間びっしり教務がある訳じゃないし、その空き時間を利用して、そういった作業もできるのではないかなというふうに考えます。その点について、もう一度お伺いします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 岩田委員のご質問でございます。ご指摘のように、やはり中学校におきましては、教科担任であるために、職員室に誰もいないという事は無い訳ですけども。やはり小規模校、小学校におきましては、誰もいなくなるという状況もございまして。電話を取るのもいないとか、そういった観点もひとつありますけれども、それらをカバーする体制とか、やはりパート化という事で、今年度スタートしておりますけれども、今後に向けてのやはりあるべき姿を、十分検討して参りたいと思っております。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 以上で10款の教育費についての質疑を終了致します。次に11款の災害復旧費、12款の公債費、13款の諸支出金、14款の給与費、15款の予備費について質疑を行います。

272ページ・277ページです。11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 2点ほどお話を伺い、また、方針を聞きたいと思っております。第1点は、職員の通勤手当の関係なんです。従来、私も申し上げておりましたけれども、新しい行政改革の中で、今後、町民に使用料、利用料とも含めて、アップをせざるを得ない状況になってきています。それであればいろんな面で、我々も含めて職員も含めて、どうするかという原点に立たなければならぬではないかという気がします。それで昨日資料を頂きました通勤手当の、16年度の一般会計のみの関係で21名という事でございました。以前頂いた時には、各会計全部含めて42名いらっしゃいますんで、大体似たよう

な数字か、若干減るんでないかなという気が致します。それで私あれするのは、2 km以上という事で、5 km、10 kmという5 km刻みに現在はなっております。従って、例えば3.1 kmの人が、言うならば4.9 km、それから5.1 kmの人が9.8 kmと同じように4,100円もらうんですね。そうすると結局実際には、それぞれの均衡を図るということになれば、富良野の方式では、2 kmから以上は1 km刻みにして、そして1 km単価を20円、1月21日働くという事で、例えば420円、それかけるキロ数かける12月という事でやっていくと。約私の試算では、60万円ちょっと削減がされるんです。現実には私は職員の皆さんに聞いても、キロ数の関係でわずかちょっと出たのと、次の上のレベルのちょっと下のところで同じ通勤手当。やっぱり矛盾があるっていうんですね。ですから富良野のように1 km20円が妥当かどうかは別にしまして。やはり今後、行財政改革ということでなれば、やっぱりこの点も改革をしていかなければ、町民が納得出来ないんじゃないか。極端に言えば、ある議員でその事を言ったら、一般の町民はそんなものは通勤手当ももらってないよと。そんなもの出すべきでないかという人もいますけども、国もある程度、そういう事で認めて出している。道も出している。これもだんだん削減の方向に出て参りますけども。基本的にはそういう事で、ある面で均衡がある形。それから、もう一つは、削減の中でどういう数字がいいかという事も含めて、この18年度の予算編成の段階では、新行財政改革の中での1つの方針として、やはり具体的に出してはどうかという事が1点目です。それから2点目は、持ち家者の住居手当の関係です。それで16年度の資料を頂きました。持ち家者は76名、6,279千円という事です。今年の春、予算特別委員会の中でも資料を出し、国の基準と町の基準で、どれくらい差があるという事も出して頂きましたんで、理事者の皆さん方も議員の皆さん方も十分承知をしております。今、7千円です。いうなら持ち家者になって、退職するまで7千円。それから、一般公務員は、持ち家者になった場合は2,500円が5年間国家公務員出て。その後は何も出ないんですね。その前は千円出ていたんですけども。ですからやはり恐らく道も、今持ち家者は3,500円で。これも恐らく、今、高橋知事が給与の削減等も含めて、その諸手当の見直しという事で、やっておりますので。これも手をつけられるんでないかなという気が致します。従って、私は出来れば、いっぺんに7千円を国並みに2,500円にしれとは言いませんし、富良野は現在、6千円でやっています。従って、例えば7千円から5千円にしていくと、1,689千円私の試算では。いうならば削減される、節約されるという数字になります。7千円から、6千円が5千円がという事の妥当な数字は、特にまた職員達への影響力もあろうかと思えます。従って、自治労との関係の交渉とも、この手当の関係ではあろうかと思えますけども。充分、現在の財政状況と今後、町民に対する利用料、それから負担金等の値上げが想定される中で状況の中で、出来ればそういう環境整備をしながら、我々もこうやって下げているんだよというような事を。何とか取り組んで頂きたいという事で、特に町長にこれらの関係についての答弁を求めたいと思えます

が、よろしくお願い致します。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員のご質問にお答えさせていただきます。いつも申し上げておりますように、行財政改革の中で、人件費につきましては、15%の削減を目指している。平成20年までの間に、15%の削減を目指しているという事で。その中で、今、言いましたような諸手当の部分にも手をつけることにも、あいなるでしょうし。賞与等々についても手をつける事に、あいなるでしょうし。また時には本棒にも手をつけなければ、15%の削減にならないという事にも、あいなるでしょうし。ある面では、今、職員の適正化計画を立てておりますが。職員の定数を減らしていくという事も含めながら、15%の削減を目指していかなければ。先程委員からご発言ありましたように、町民の皆さん方に負担金、補助金等々の削減、そしてまた諸手数料の値上げ等々のお願いする中であって、決して許されるものではない。この人件費につきましては、15%の削減を対応していくことに努めていかななくてはならぬというふうに思っておりますので。そういう中であっての、ひとつ今、委員のご提言につきましても、当然にして、それからの部分にも手をつけていかなければ、15%削減にはならぬだろうというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

委員長（西村昭教君） ございませんか。無ければ、以上で11款の災害復旧費、12款の公債費、13款の諸支出金、14款の給与費、15款の予備費についての質疑を終了致します。これをもって、一般会計の質疑を終了します。次に、国民健康保険特別会計全般の質疑を行います。

281ページから315ページです。9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 304ページですね。不用額の点についてお伺い致しますが。これは療養給付費のその患者数が減った、病院にかかる方が減ったという形になるかというふうに思いますが。当初予算で不用額がかなり出るという状況になっておりますので、この点については、どのような経過と要因でなっているのか。この点についてお伺い致します。それと国民健康保険税の短期の保険の交付証等の実態等については、どのようになっているのか。この点についてもお伺い致します。近年では、この決算意見にも色々ありますが、生活困窮者等も増えるという状況の中で、この国保税が高いというような状況もありまして、色々この点の見直しというの必要だと思っておりますので、合わせてお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員の1点目の不用額について申し上げます。これについては、被保険者の保険医療機関で診察等を受ける際の保険給付という事でございまして、たまたま16年度におきましては、一般の給付金の減額をみたという事で、ご理解を頂きたいと思います。

委員長（西村昭教君） 準備があるので、後ほど答弁をいただきます。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠委員。

5番（小野忠君） ちょっと滞納問題で。これちょっとしのびない言葉なんです。この所得階層、町税です

か。収納状況の16年度課税分の点。これを見ました時に、前回、昨日ですが、税務課長にもちょっとお聞きしたんですけど。納得出来ない部分がございますので、ちょっとお聞きしたいんですが。早く言えば、700万円の所得のある人が、それでこれ61万円の昨年は581,100円あった訳なんです。今年度は61万円になった訳なんです。この700万円の所得層といたら上富良野でどういう人なのか。これは大事業を行なっている人でなければならないと思うんです。普通一般の方、公務員の方にはそういう人もいないかもしれません。一般層では、こういう金額はないと思うんです。この人達は恐らく700万円も所得を持っている人は、車の3台も持って、自由な生活されていると思います。これらをこのまま許しているという事はどうしてなのか。私達納得いれないんですよ。これね、それが昨年は581,100円だった。今年は61万円。増えているんです。逆に、これらは、そうしてここには、500万円から590万円。この人達は、これ1名いますね。それから500万円から540万円まで。これまた1名いる。これだけの所得を持っている人が、どうして国民保険税を払えないのかという事。この点について少し明確にお答えを頂きたいと思います。

委員長（西村昭教君） 先の質問から答弁いたさせます。町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員のご質問にお答えを申し上げます。短期交付の件数と人数でございますけども。現在、短期交付につきましては、6ヶ月、3ヶ月という事で実施しておりまして、36世帯の77名という事でございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 税務課主幹答弁。

税務課主幹（田中利幸君） 小野委員のご質問でございますが、所得階層のいわゆる高額所得者の収入済みが、今回無いじゃないかというご指摘でございます。実は、午前中の税の方でも申しましたように。例えば700万円の1件の方は、事業を行なっている方です。たまたま現年度に収入がありませんが、古い税が相当ありまして、古い税の方にいま収納をかけている最中でありまして。ちなみに、この700万円の方については、年間200万円の分納誓約を頂いて、その執行をいま進めているところでございます。なにぶん古い方から税を入れませんと、間違っってその時効を迎えるような事のないように考えながら入れているところで。その500万円前後の2名の方も同じような形で、古い方の税から収納をしている実態でございます。合わせてこの2名の方にもきっちりとした分納誓約を頂いて、金額が大きいもんですから、かなり遅れますが、今少しずつ追いついてくるところでございます。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠委員。

5番（小野忠君） それはちょっとね、分かって分かんような答弁じゃないかと思っております。その古いのはあったんだと。したら古いのがあるからこっちは。そりゃ分かるわ。分かん訳ではないんですよ。こっちは古いやつを下へ下ろしたからという計算になるんだと思うけど。これだけの所得、これ事業やっとな人がね、これだけ滞納してね。あんた、分納だなんていう

話ないでしょう。みんな苦しい中で保険税払っているんですよ。それなのに、この大事業やっている人がね。あんた分納だなんてね。それを認めている町自体もおかしいかい、だけど。どういう人が知りませんよ。だいたい想像するかもしれません。これらを想像するにもね。これはもう絶対落ち度があったはずなんだ。でもこれは言いません。でもね、これは許されないですよ、今事業をやられているんでしょう。その人がこの金を払えないなんて、こんな堂々とここに出てくるの。これが議会で認めたなんて。予算委員会で認めたんだよなんていう、問題はないんじゃないですか。これはもう少し徹底的にね、整理しなかったら。それだったらみなさんに。こういう人いるんだから、もう払うこと無いって言われたら。もう開いた口ふさがらんだよ。これはちょっとやっばり、収納にご苦労なさっていると思うけども。これは色々手段をとってでも、やっばり来年の決算委員会に、これは消えているんだと。不納欠損でもいいから消えているんだと言えるぐらいな書類を作って下さいよ。まず、どのように今後、やるのかやないのかちょっとお聞きして。

委員長（西村昭教君） 税務課主幹答弁。

税務課主幹（田中利幸君） 委員のおっしゃるとおりだと、私も思っております。実はあの事業収入が多いという事は、町の税金だけでも100万をゆうに超えます。国税も合わせますと、200万以上の税を賦課される方でございます。確かに所得額はご覧のように相当ありますが、1年間に納める税が、200万円を超えるような状況ですので、町税だけでいいますと、100万をゆうに超えておりますので、先程言いましたように、分納の200万円をきっちり入れて頂いても、毎年100万以上の町税がかかりかかってきます。今現在滞納額は500万円を超えておりますので、一気にこれを収納するというのは、かなり難しいかなというふうに判断しております。いずれにしろ3年、若しくは4年の中できっちり、毎年の200万円の分納をしながら、あと国税は100万円以上ありますから、税だけでやっばり300万を納めていくっていうのは、なかなか厳しいかなというふうにも一方では考えております。もちろん、これを許す訳ではありませんが、これらきっちりとした、その分納の計画を履行しない場合には、午前中にも言いましたように、毅然とした態度で強制執行かけるの対応を図っていきな、というふうに思っておりますので、もうしばらくお待ち頂きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠委員。

5番（小野忠君） そこまでね、確信的に触れてきましたので言いますが、これは恐らくもらえないでしょう。恐らくもらえないでしょう。これはどうしてかといったら、競売の時に先に押さえたらこういう事にならなかったんですよ。これ競売の時にもうすでに競売された後で、こういう事やるとるからね。500万からの国税並びに、これらがあると思えますよ。ですから今後ね、そこら辺の確信的な問題は触れません。とにかく今後やるだけやっってください。

委員長（西村昭教君） 時間を頂きたいという事でございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 305ページの負担金補助及び

交付金で、柔整療養費が340万円ですね。鍼灸療養費ってのが、3,192円という事で。この鍼灸療養費は何か制限をしているのですか。それとも、これは保険がきかないという事であったんですけれど。今は保険がききますよと。きいているから出ているんでしょうけど。ききますよという事を親切にやっぱり教えてやるべきではないかな。もしやっぴいなら。ではないかなと思うんですが、その点お尋ねを致します。

委員長（西村昭教君） 町民生活課主査答弁。

町民生活課主査（宮下正美君） 今質問ありました鍼灸療養費の関係ですが、これにつきましては、通常言われております、針、マッサージなんですけども。すべてが該当する訳ではありませんで、保険適用になる部分だけ、16年度1件請求があったという事で、国保会計の方から支給をしているという形になっております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 今言っている、そこを聞きたいんですよ。その1件だけ出てきたという、だからただ行ったって、やってもらえないということですかね。結局は、この辺が。利用者というが国保を納めて使っている人は、どういう事なんだろう、何かそういう事を知っている人だけが、それを利用できるという事であっては、ちょっとおかしいなというふうに思うんですよ。その辺どうでしょうね、もっと分かりやすく、使いやすく説明を。

委員長（西村昭教君） 町民生活課主査答弁。

町民生活課主査（宮下正美君） すみません。これにつきましては、町内にはこういう機関はないんですけども。都市に行きますと色々あるんですが、基本的には通常の病院の医師の判断によって、こういうところに行って治療を受けなさいという部分につきましては、保険請求の適用になりますので。それぞれ必要な方につきましては、うちからの広報というよりは、それぞれの医療機関からの紹介といいますが、治療の一環という事で行なわれる事になっております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 先程の話に戻りますが、いわゆる短期証明なんです。国保税を納めたら保険証を渡すという形だと思っておりますが、その間は窓口では、恐らく全額負担という形になるんだろうと思っておりますけれども。この人らはそれに至った経過というのは、単純に国保税を納めなかったからという事なんだろうと思っております。この人達の生活状況等が、どのようになっているのかですね。これ全国的にも大きな問題になっておまして、単純にこれは納めない、或いは少額だという事で、これ以上町の収納率向上の観点からいえば、5千円、3千円というのはものではないという形の中で。これは納めた内に入らないという状況で、いわゆる短期証明書を交付するというような事態も全国であります。上富良野町というではありませんが、この点について、国会でも問題になりまして。安易に、悪質という形の中で、短期証明等については、交付はあいならないという答弁が出ております。そういう意味では、親切丁寧に何回も言いますが、自治体というのは、もう取り立て屋ではありません。そういう意味では悪質だと思われる人については、それ相当の法的手段に訴えるという事は、これはあるかという

ふうに思いますが、この人達の生活実態はどのようになっているのかですね。この点についてお伺いしておきたいのと。この資料で、細かく聞きたいんですけども、時間ないという事ですから、大まかにこれ道民税含めて滞納額356件という形で、3万から5万という色々書いてありますが。将来また、この中から欠損処分も出てくるという事も考えられると思っております。見通しというか、これどういうふうな状況なのかですね。ちょっとお伺いしておきたいと思っております。実態も含めてですね。

委員長（西村昭教君） 税務課主幹答弁。

税務課主幹（田中利幸君） 9番米澤委員のご質問でございます。現在、保険証の切替えの時には税務課と国保担当と連携をしながら滞納のある方については、保険証の交付の段階で税務課の方にご案内をさせて頂いているところです。私の方で滞納の状況について、その保険者と相談をいたします。今の収入状況、あるいは、これからの分納のお約束をさせて頂いて、その分納のお約束を頂いた方については、短期の保険証の交付を致します。場合によっては、3ヶ月、6ヶ月の交付を致します。その間、その分納のお約束が、きちり守られるかどうかの判断をその間でさせて頂いております。2回目以降、その分納がきちり守られているようでしたら、残りの期間を発行するような形にさせていただきます。もしも、それが守られていないようなケースは、また、更に3ヶ月間の猶予を持って、更に見極めていくと、こういう状況でございます。一方、ついこの間新聞にもありましたが、いわゆるその資格証明書、これは保険証の返還を求めて、資格証明書を発行して病院にかかった時には、全額医療費を払うことになって、その後には保険の7割の給付を請求をします。こういったケースですが、これらについては、まだ上富良野町では1件も実施をしたケースがございませんが、何分悪質なケースの場合は、これらを適用しようじゃないかという事で、今関係課と打合せをしているところでございます。あと2点目の来年以降の欠損がどういうふうになっていくのかというご質問でありましたが。実は昨日お渡しをしました資料の中で、居所不明者、あるいは町外者、町外者については、今、転出先の市町村に実態調査をかけてございます。すべて集まってございませんが、かなり転々としている方が、その中にもいますので、これらの方と無収入、無申告、あるいは途中での退職、給料ももらっていないけども退職、あるいは臨時雇用、午前中にも言いましたように就業環境が悪化している。こういう方については、かなり取れない方もいるかなと。従いまして不納欠損、執行停止をかけながら不納欠損を一方ではしていかなければならないかなというふうに考えております。ちなみにこの表で言いますと、臨時雇用、中途退職、あるいは中途の就職も含めると、あと年金者、無申告、無収入、これら合わせますと104名、率にしますと4.4%くらいの方が、150万以下の収入になっているかなと。それぞれ実態に応じて更に調査をかけなければならぬと思っておりますが、いわゆるこの滞納者全員のリストを作りながら、この不良債権化をしている方、どれくらいいるのか、払いたくても払えない状況。これらをきちり分析しながら、いわゆるこの800万の中の内、不良債権化している実態を、今1年かけて実態をあらっていきいたいなとそ

んなふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 私、短期証明の発行においても、慎重にやるべきだというふうに思います。本人がいわゆる納付の意志があるという事であれば、それはきちっとした保険証を渡すべきだというふうに思います。確かにいろんな要因の中で、私も今まで見たケースの中では、なかなかそういう方というのは、本当に生活的にも大変、あるいは性格的にもいろんな問題を抱えているという複雑な環境におられるという形もあります。私ここでいうのは、悪質な人以外については、やはりきっちりとした保険証を渡すべきだと思いますが、町長はこの点についてどうでしょうか。もともと国民健康保険税というのは社会保障という位置づけで作られた制度でありますから、やはりこれをしっかり抑えて物事を考えれば、当然こういう納付の意志があれば、つまずくかもしれないけれども相談に応じて納付させるという手立てを取ってこそ、始めて自治体の役割だと思えます。この点についてどうお考えなのかお伺い致します。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 米沢委員のご質問にお答えさせていただきます。そのとおり保険に加入し、保険料を納める相互扶助の精神で、この制度が成り立っている訳であります。この保険料を納めて頂くことによって、この制度が生きてきている訳であります。しかしながら、やはりその時々状況によって、保険料を納付できないという事情もわかる訳であります。そういう方々につきましても、満度に納付する方々につきましても、同じ条件ということには、私はあいならんだろうと。ただし、それらの方々が病院にかかるのに支障をきたさないような最善の対応を計ってやりながら、対処してやるべきであるというような事で考えているところありまして。これらにつきましても、ある面では、滞納額の抑制、収納率の向上という厳しいご指摘を受けている現状にありまして。なんとしても完納して頂くすべを協力していただかなければならないというふうに思っております。しかしながらその事によって、医師にかかれないうような事のないように。その手立ては町としても最善をつくしているつもりでありますので、ご理解を頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） ございませんか。無ければ、これをもって、国民健康保険特別会計の質疑を終了致します。次に、簡易水道事業特別会計全般の質疑を行います。319ページから333ページです。

（「なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） ございませんか。無ければ、これをもって、簡易水道事業特別会計の質疑を終了致します。次に、老人保健特別会計全般の質疑を行います。337ページから351ページです。ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） 無ければ、これをもって、老

人保健特別会計の質疑を終了致します。次に、公共下水道事業特別会計全般の質疑を行います。355ページから373ページです。ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） 無ければ、これをもって、公共下水道事業特別会計の質疑を終了致します。次に、介護保険特別会計全般の質疑を行います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） この資料では介護保険料等について、いわゆる未納者が増えてきているという事で、説明が細かく書かれてきております。それでお伺いしたいのは、生活困窮だとか、今特に1、2階層、3階層という形の中で比較的、あるいは所得の少ない層、2階層でしたら8万以下とか、そういう部分の、やはり滞納者が増えるという状況になっているかというふうに思いますが、もう1回聞きますが、この滞納者の階層別の内訳はどのようになっているのか。それと生活実態はどうなのかという事を改めてお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢委員のご質問でございます。階層的に申し上げますと、2階層、3階層という分野が大半を占めているという状況でございます。そういうような状況で、生活実態というふうにご質問頂戴致しましたが、経済的には厳しい状況にはあるのかなというふうには感じてご座います。以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） このことについて、毎回言っているんですが、当然こういった部分の、やはり減額、町長はもともと減額されているから、これでいいんだという事で答弁されているんですけども、各自治体では、その自治体独自で減額制度を作って、運用を図るという事になっているところもあります。国はそれをやれば、自ずと自分の自治体の首をしめますよ。だからやらないうで下さいというような、圧力をかけているというのが実態であります。それに屈している自治体が、またそうでないかというところの差がある訳で、やはりそういうことを踏まえて、町長は現状、やはりもう一度、この介護保険料のいわゆる1階層や2階層等についてのやはり軽減策も含めた段階的な軽減策をいま取る必要あるんじゃないかなというふうに思いますが、この点お伺いします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長答弁。

保健福祉課長（米田末範） 米沢委員のご質問でございます。ご承知のように1号被保険者に関わっては、委員もお話頂きましたように、それぞれ階層区分によって軽減措置を取って、総体として3千円という今の基本的な基準値の数をもってございますので。これは、それを9期に分けて納入頂いている訳でございますので、こういう点からいきまして実質的に、その生活実態としてどうだという事になれば、どういう対応で、それを見ていくかという問題はひとつあるかと思いますが、それぞれ負担する範囲の中に私はあるというふうに思っております。たまたま1番最初にどこにお支払いになるのかという問題もその中にありますので。滞納している方々については、積極的に言葉悪い訳であります。

少ない額でありますけども、分納計画を立てて頂くとか、口座からの引き落としに積極的に協力を頂くように努めてございますので、私どもと致しましては、今の態勢を維持していきたいというのが、基本的な考えであります。以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） もうこれ以上はもう譲れないという答弁ですね。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員のご質問にお答えさせていただきます。基本的には米沢委員も心配されておられるのと同じように、私どもも心配を致しているところであります。国もこれらの対応につきましては、町が独自の施策を展開することによって、財政的に豊かな町であるからできるであろうというような対応がなされる事は、もう当然であります。しかし、だからという事ではありませんが、私としてはこの制度というのは、今発足したばかりで、3年ごとに見直しをかけているのは、そのサービスの面を見るばかりでなくて、やはり保険に加入する被保険者が納入しやすい保険料にいかにしていくかと、保険料の軽減をしていくかという事も含めながら、3年ごとに見直しをかけている訳でありますから、そういった事を充分見極めながら。今後のまた、見直しがされてくる、その状況等々を見極めながら、また我が町の実態を見極めながら、考えていくべき事であるというように思っておりますので、ご理解頂きたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） 389ページ、負担金補助及び交付金の福祉協会福利という、これの説明をお願いします。

委員長（西村昭教君） 会計課長答弁。

会計課長（越智章夫君） もと総務課長という事で答弁をさせていただきます。福祉協会の福利というのは、共済組合の付属団体というところがございまして、そこを福祉協会とさせていただきます。ここにも掛金をそれぞれ職員の給与の額に応じて分担しなければならぬように義務付けられてございますので、その共済費の一環とした中で、この福祉協会に負担をしているという状況でございます。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三委員。

4番（梨澤節三君） ちょっと、分かったような、分からんような感じするんですけどね。福祉協会というのは、屋上屋というような体をなしていないですかね。これについてお聞きします。

委員長（西村昭教君） もと総務課長答弁。

会計課長（越智章夫君） 今、梨澤委員のおっしゃるとおりで、共済組合のもう一つでそのとおりです。もう一つの機関があるという事で、ご理解頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 無ければ、これをもって、介護保険特別会計の質疑を終了致します。お計り致しますので、予定の終了時間が午後5時を過ぎると思えますので、あらかじめ延長のご承諾を頂きたいと思えますが、これにご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間はあらかじめ延長とする

ことに決しました。次に、ラベンダーハイツ事業特別会計全般の質疑を行います。403ページから425ページです。ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、ラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了致します。

以上をもって、各会計決算特別委員会の各会計歳入歳出決算についての質疑を終了致します。

企業会計の全般質疑応答

委員長（西村昭教君） 続いて、企業会計決算特別委員会の各企業会計の質疑に入ります。最初に、病院事業会計全般の質疑を行います。9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 未収の問題について、お伺い致しますが。相当事務局の方でも訪問されて改善されているという状況になっているかというふうに思いますが。引き続き、未収が残るという状況は変わらないというふうに書かれているところであります。その中で、今後の対応等について伺いたいのと。それと診療報酬の観点で、事務処理の誤り、いわゆる過剰診療等々という事が、書かれておりますので、この点についてはどういう内容なのか。もう一度詳しくお聞きしたいというふうに考えております。それと、看護補助員のいわゆる待遇改善の問題であります。前にも言っておりますが、なかなか改善されない。決まりでは6ヶ月雇用という形であります。しかし実際現場を見ましたら、現業でありますから6ヶ月といっても実質継続雇用という形になっております。そういう意味では有休はありますが、繰越はできないと、退職金制度もないという状況になってきております。同じ自治体職員という形から考えれば、当然そういった部分のやっぱり改善という事が必要だというふうに思いますが。この点について、いわゆる継続雇用という観点の立場から、見直しを行なって、処遇の改善を図る必要があるのではないかなというふうに思いますが。この点についても、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 病院事務長答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 9番米沢委員のご質問にお答え致します。まず1点目の未収の対応でございますが。まずは17年度いわゆる現年度といわれますものについて、極力滞納を発生させないということで取り組んで参りました。16年度の滞納は、年度末には448万程あったのでございますけども、職員の努力によりまして、86.4%、9月末現在の収入をみたところでございます。このようにして、今後現年度の診療の料金の未納については、間髪入れず一定期間過ぎればすぐに督促に参るという事で。今後も対応して不良債務にならないような事で取り組んでいきたいという事でございます。それから2点目の医療診療請求のいわゆるその過大請求と申しますか、そういった事の実態でございますが。今の診療報酬につきましては、色々決まりがございまして、病名に関する診療報酬の内容というのが、決められておまして、お医者さんが注射3本打つても、この

病気に関しては、注射が例えば2本までですとか、色々な病状に応じまして、薬とか投薬とか治療行為が制限されるといいますか、回数も制限がございまして。医療費の抑制になっているかと思えますけども、そういった事の部分で、診療請求が過大ですよといった事の支払基金の方からの戻しがございます。これらに関しては、同じ事を2度繰り返さないよという事で、それは2ヶ月後に結果が分かりますんで、戻ってきた段階で、医師始め事務当局が集まりまして、それらの中身がどうしてこうなったのかという事の部分を分析して、そういった過誤請求とかにならないような適正請求になるような事で、今取り組んでいるという事でご承知おき願いたいと存じます。それから看護補助員の改善という事で、昨年も委員から一般質問を受けたところでございます。この職種につきましては、病院ばかりではなく、ラベンダーハイツの中にも同じ職種の方がおられます。我々現場をあくまで患者さんとして、大変きついお仕事を低料金でされているなという事も実態は良く分かっておりますんで、今年の4月に時間単価をわずかでございまして、200円程度アップしたところでございますけども、まだ抜本的な改善になっておりません。また短期雇用という制度からも脱却しておりません。これを委員ご質問のように、そういった待遇するにはやっぱり一般職員化していく以外には、今のところない訳でございまして、なかなか経営の実態からいきまして、そういった事にもあいませんし、かといってそのままの待遇でいいのかという事で、我々にとっても両方で大変苦労しておりますが、何分予算の事もありますが、病院とハイツの部分の補助介護員さんにつきましては、今総務課の方と協議しまして、18年度に向けてなるべく労働に見合った待遇になるような事での改正をするという事で、これから詰めていって、18年度には何とか、今よりも改善された姿にして、不安なく働いて頂けるような環境を作って参りたいというふうに思っているところでございます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 審査の中でも、特定の人がかかりな未納になっているという形で、こう話を聞いていても分かってきたんですが、そういう人については、きちっとした家族、あるいはその支払いについては、どういような対応をされてきているのか、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 病院事務長答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 米沢委員の再質問にお答えします。ご指摘のように特定の者が長期にわたっての滞納がございまして、ちゃんとした保証人のある方がおられますので、年に何回かお呼びして未納についての納付の督促を行っておりますけども、今もまた入院されておりますので、税務課の手法に習いまして、誓約書、それから分納の場合には、納付の計画書をださせるような事で、今その方については、そういった証書を取ることで、その分の解消を図って参りたいという事で、今手続きを行なっているところでございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子委員。

13番（村上和子君） 18ページの委託の件でございまして、民間委託をした方がいい場合とそうでない場

合とがあると考えられますけども、例えば、医事業務は二チイ学館に委託をしておりますけども、これは人件費等々を考えますと、こちらの方の委託の方が金額的にはかからないのかなと考えますが、一方ボイラー等は、資格のある人を直接雇用した方が民間委託よりは、今3人交代制でやっているようですけども、資格取得者を雇用する等の考え等はいかがでございましょうか。それと病院の正面玄関の自動ドアの保守点検、これは患者さんがいらっしゃるので、毎年しなきゃいけないかもしれませんが、役場の庁舎の方は、正面の自動ドアの保守は義務付けられていないという事で、今年はやっておりませんが、そういった事もお互いに役場の職員の方と連携をとられて、こちらでやる場合には、一緒に保守点検をやってみるかという事をお考えになられたら、少しでも経費はいかなものかと思うんですが、縮小されるんでないかと思ったりするんですけど、いかがお考えでしょうかお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 村上委員のご質問にお答え致します。まず1点目のボイラーの維持管理の点でございまして、当初、あのボイラーを管理するにはボイラー1級の資格がいるという事でございました。今ボイラーを担当しています委託の者の他に、自衛隊退職者の方が2名携わっておりますが、その方のうち1名が近々に1級の資格を取ったという事でございますので、それで1級が2人になりますので、従来の委託を続けていなくてもいいのかどうか。ローテーションがうまくそれで回っていくのかどうか確認しまして、安くなるような方策でボイラーの運転をいたして参りたいというふうに思っているところでございます。それから玄関の自動ドアの保守管理でございまして、強制的な点検の義務はございませんけども、病院というところは、土・日も含めて、毎日お客様が出入りするところでございまして、そしてまた、2重の自動ドアをくぐってくる事になっておりますので、万が一支障があった場合には、お客様に大変ご迷惑をかけることから、最低の整備をいたすという事で、委託点検をいたしているところでございますので、ご理解頂きたいと存じます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 16ページ、その他の医療外収益の関係でお尋ねいたします。1点は売店使用料の関係です。292,218円という関係でございまして、この歳出の根拠についてちょっとお尋ねを致したいと思えます。それから2点目は、住宅料という事で564千円でございまして、この前昨日の審査の関係で、事務長等にお聞きしますと、医師用の住宅が4戸あって、月額12千円を頂いているという事でございまして、それで議会事務局を通じて美瑛の町立病院、上川の町立病院等も調査をちょっとして頂きました。これはあの住宅にしましては、12千円は非常に安いんでないかという町民の声があります。それで以前、私がこの問題を質問をしたところ住宅手当が12千円で、12千円引くともうゼロになるからと、それ以上高くすると住宅手当を出さなきゃならんという答弁だったんですね。それで美瑛の町立病院は、住宅料18千円支出をして住宅手当はなしと。それから上川町立病院も13,500円、17,800円、

18、000円という事で、これは建設年次と面積で決めて、これも住宅手当はなしという事になっているんですね。そうすると私も町民感情として、相当な高給をもらって、そして新しい、この前改修したところもありますけども、若干古いところもあります。そういう事で建設年度と面積等も含めて、この12千円の住宅料というのを見直しをしてはいかがかという事でございます。それからあともう1点は、今回、病院の会計の関係で給与の関係をちょっと見てみました。そうすると病院の処理上のことだろうと思うんですけども。住宅料の控除はどこでされているかという事で見たら。台帳枠では、職員親睦会費等という事になっているんですね。欄見ると役場と同じ様式を使っているという事で。例えば公営住宅の家賃の関係、それから職員住宅の家賃の関係、あとその引くところがないんですね。そんな関係で給与台帳の中では、病院親睦会費という事で。ちょっとその中を調べましたら、職員会費1,200円それから住宅料12千円、その他給食代、電話料がその中で合算して控除される形になっているんですね。これは事務長に話したら、これはもうやり方だから、すぐ変えられるだろうということなんだけども。住宅料はどこで、どう出ているかという事で調べたら、そういう状態で、それじゃ細部とって調べたら、そういう事になったんで。この3点についてお尋ねを致したいと思えます。

委員長（西村昭教君） 病院事務長答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 中村委員のご質問3点にお答え致します。第1点目の売店の使用料の算定でございますけども。まず売店につきましては、面積平米あたり500円という事で、売店の面積が8.85平米ございます。それと自販機につきましては、1台、月250円と、それとあと電気料はメーターで確認して、その使用料分を頂いているところでございます。それから2点目の医師の住宅の件でございまして、この住宅につきましては、うちの病院は救急指定を受けておまして、24時間医師が待機して、そういった救急の患者さんの対応をしているところでございます。通常病院敷地内に医師住宅がない場合においては、病院内にあります医師の当直室において、そこで仮眠というか、土・日の対応をしてもらわなければ医療法によりますその部分が認められません。認められる範囲は、要するに病院の敷地内に医師が住まいをしていて、そこからその病院の救急に対応する場合は、それは先程の病院内に泊まっている者としての分として認めてもらえる訳で、医療法の適用も受けられる訳でございまして。また泊まりというか、宿直が月1回程であれば、私も病院に泊まる事はやぶさかではないのかなと思う訳でございまして。今4人のお医者さんで、月平均5.5回から6回の宿直をしなければならぬ。更にその他に、旭川医大からの出張の先生来た場合においては、待機とって、その先生が急患でどっか、旭川とか富良野の方に一緒についていった場合は、当直医がいなくなる訳でございまして。その待機の先生が帰ってくるまで、その役を担うといった事で、非常に一週間のうちで休まる機会がないという事で。12千円が安いとか、おっしゃられていますけども、私としては、そういったものも含めて、あそこの住宅に戻って、月6回なりの宿直をこなして頂く事によって、精神的な

負担が疲れがとれるのかなという事で考えているところでございます。ちなみに報告書にはありませんが、お隣の中富良野町の医師住宅の情報が入って参りましたので発表しますけども、中富良野町におきましては、院長が8,500円、副院長さんが14,720円という事で、それぞれ建てた年次だとか大きさによって変わるものだと思っております。それに今4件の医師住宅につきましては、昭和54年の12月に、今の病院が建てられて時に3戸を建てております。大きさについては、今、桜井という医師が入っているところ、これは元の院長住宅で道路側でございまして、これは169.28平米ございまして、昨年土台とか、床が腐った事で、そういったものも取替えを行なった住宅でございまして。それからもう1人、兼子という外科医長が入っていますのは、127.98平米でございまして。それからもう1人藤谷という医師が入っているところも136.08平米のもので。これについても同じく昭和54年から兼子と藤谷の入っている住宅については、当時のままで来ております。それからもう一戸、白田院長が入っている住宅につきましては、これは平成3年の12月に医師が増えたことによりまして建てられたところで、4件の中で一番新しい住宅でございまして、141.54平米でございます。以上が医師住宅に關します答弁とさせていただきます。あと給与につきましても、表示が公示額の欄がなかったという事で、大変申し訳なかったという事で。今指示しまして、親睦会の会費の中から医師住宅の分を取り出して、給与明細書のしかるべきところに12千円の表示をするようにという事で、事務方に指示を致しておりますのでご理解賜りたいと思えます。以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 1点目と3点目の方は理解ができたんですけども。住宅のこの12千円という、前の植田助役は12千円から12千円引くからゼロだから、住宅手当はだせないからこの金額にしていたという答弁だったんですね。それで私はどうも実態として、町民感情も含めて12千円という事は、あり得ないんでないかというような事で、例えば教員住宅を見たって、それより上の住宅使用料なの。それで住宅手当の関係と使用料がどうなっているかということで調べて見たら、そういう実態があるもんですから。これからの行政改革の関係等も含めて、すぐやれとは申しませんが、建設年度と面積をした形で、やはりある程度。この12千円の住宅使用料を見直していくべきではないかという気がするんでそういう事で、一応、助役の答弁を頂きたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員のご質問にお答えさせていただきます。住宅料にしろ、医師の報酬にしろ、委員のおっしゃるように、私もなかなかいい報酬であるなというふうに思っております。おっしゃるように減額するとよい住宅料もらう。その事については、いささかも私もそうやりたいと思えますが、そのことによって医師の派遣がなくなるというような事だとか、いろんなものがございまして。今現在でもお宅の医師の報酬は安いと言われておりますので。そういった事、いろんなもろもろの事を考えて対処させて頂いておりますので、

ひとつご理解を頂きたいなというふうに思います。ただし是正すべきものについては、是正をする考え方にたっては、住宅料というもの、住宅手当というものを一般職のように与えて、そして住宅料をもらうというような形を取れるのかどうか、というような事も含めて検討していきたいと思いますが。私と致しましては、行財政改革という事は、聖域なき改革を進めるぞという意気込みであります。しかしながら、手をつけられないところも手をつける事によって支障をきたすというようなところも、無きにしもあらずというような事も含めながら、全般的なものを判断しながら、対処していきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。無ければ、これをもって、病院事業会計全般の質疑を終了致します。

水道事業会計の全般質疑応答

委員長（西村昭教君） 次に、水道事業会計全般の質疑を行います。5番小野忠君

5番（小野忠君） 先程はちょっと失礼致しました。これあまり言っても憎まれ小僧になりますので、監査委員の審査意見のとおり、まず収納率を上げて頂きたいという事で私は終了します。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） 無ければ、これをもって、水道事業会計全般の質疑を終了致します。以上をもって、企業会計決算特別委員会の各企業会計についての質疑を終了致します。各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会の各会計の質疑を終了致します。明日は、各特別委員会の分科会審査報告の取りまとめ、引き続き、審査報告意見に対する全体での意見調整を経て、表決という順序で進めたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

散 会

委員長（西村昭教君） 本日は、これにて散会と致します。

17時16分 散会

目 次

平成17年10月 7日(金)

○議 事	
・分科会審査報告の取りまとめ	1
・分科会審査報告に対する全体での意見調整	1
・成案調整	2
・理事者の所信表明	2
・討 論	2
・採 決	3
・審査報告の内容一任	3
○委員長挨拶	3
○閉 会	3

**各会計及び企業会計
決算特別委員会会議録
(3日目)**

- 1 日時 平成17年10月 7日(金)
9時00分 開会
(出席16名)
- 2 場所 議事堂

開 会

委員長(西村昭教君) 昨日に引き続き、出席ご苦労に存じます。ただいまの出席委員は16名であり、定足数に達しておりますので、これより各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会第3日目を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」の議事を継続致します。

分科会審査報告の取りまとめ

委員長(西村昭教君) これより分科会審査報告の取りまとめを行います。各分科会ごとに審査報告を検討し、審査意見を取りまとめの上、委員長まで提出願います。事務局より、説明を致させます。

事務局長(中田繁利君) 分科会報告の取りまとめ場所につきまして、ご説明致します。第1分科会は第2会議室、第2分科会は議員控室と致します。移動方よろしくお願い致します。

9時01分から

分科会

10時45分まで

分科会審査報告に対する全体での意見調整

委員長(西村昭教君) これより分科会審査報告と委員相互の意見調整を行ないます。はじめに、第1分科会の審査結果報告を願います。第1分科長 中村有秀君。

第1分科長(中村有秀君) 各会計・企業会計決算特別委員会の第1分科会意見審査について申し上げたいと思います。本分科会が担当した各会計歳入歳出・企業会計決算について、次のとおり結果を報告致します。町税及び税外収入について 町税及び税外収入は滞納額・収入未済額が増額しているため、収納向上策として、滞納者の状況分析に基づいたきめ細かい督促と、分納誓約書の活用、保証人制度の厳格な適用と悪質な滞納者には強制執行を含め、一層の解消に努められたい。 不納欠損処分については、その内容を明確に区分すると共に、

十分精査の上実施されたい。補助金・負担金について 補助金・負担金については行財政改革の観点から一層その用途を精査し、奨励事業、支援事業、団体運営等の目的に沿った事業効果・評価を取り入れ、効果的な運営を図られたい。会計事務処理について 会計事務処理にあたっては、十分にチェック機能を強化し徹底を図られたい。 需用費については、財政効率をより一層高めるよう努力されたい。業務委託について 委託業務は財政効果が一層上がるように進められたい。備品購入について 備品購入にあたっては、有効な活用が図られるよう必要性を十分検討した上で、購入されたい。職手当について 持家手当と通勤手当については、見直しを図られたい。子育て支援について 学童保育の運営については、受入時間の延長、受入枠の拡大等充実を図られたい。

介護保険について 在宅サービスの利用促進と低所得者利用者の負担軽減措置の充実に一層努められたい。

病院事業会計について 未収金について 患者負担金の未収金については、利用者の公平性と病院の健全経営を図るため、未収金の解消にきめ細かい督促と保証人制度の厳格な適用を図られたい。水道事業会計について

未収金について 水道使用料の収納については、より一層の努力を払うと共に、不誠実な未納者に対しては、引き続き給水停止等も含め断固とした態度で臨まれたい。以上でございます。

委員長(西村昭教君) 以上で第1分科会審査報告を終わります。次に、第2分科会の審査報告をお願いします。第2分科長 岩崎治男君。

第2分科長(岩崎治男君) 各会計・企業会計決算特別委員会の第2分科会審査意見を述べます。本分科会が担当した各会計歳入歳出・企業会計決算について、次のとおり結果を報告する。町税及び税外収入について

町税及び税外収入の収納向上対策として、滞納者の状況分析をし、納税相談を実施すると共に、分納誓約書の活用を図り、一層の解消に努められたい。 不納欠損処分については、その内容を明確に区分するとともに、十分精査のうえ実施されたい。2、燃料等の購入について

購入単価が個人購入と比較して高いので、購入方法を検討されたい。3、備品の購入について 購入時期、購入方法等適正な予算執行に努められると共に、備品の有効活用を図られたい。4、クリーンセンターの維持管理について 年々、修繕費が増加しており、計画的な維持管理に努められたい。5、公園管理について 積算基準も明確にし、住民会等地域への委託も検討されたい。

6、保育所運営について 保育所運営については、保育料の負担軽減に努められたい。7、教育について

食育の教育を進めるため、地場農産物の活用を更に進められたい。病院事業会計 未収金について 患者負担金の未収金については、利用者の公平性と病院の健全経営を図るため、長期末収金の解消に努められたい。

水道事業会計 未収金について 水道使用料の長期末収金の解消に努められたい。以上です。

委員長(西村昭教君) 以上で、第2分科会審査報告を終わります。ただいまの、各分科会の審査報告を一括して意見調整を行ないます。意見はございませんか。無ければ、成案調整を行いますので、暫時休憩と致します。

事務局長（中田繁利君） 成案調整は、議長室で行ないますので、委員長、副委員長及び各分科長はお集まり下さい。他の委員さんは、暫時ご休憩をお願い致します。

11時30分 休憩
13時12分 再開

成案調整

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。成案の整理を行ないましたので、事務局長に朗読させます。事務局長。

事務局長（中田繁利君） 意見書を朗読致します。平成16年度上富良野町各会計・企業会計決算特別委員会審査意見書（案）各会計

- 1、町税及び税外収入について 滞納額・収入未済額が増額しているため、収納向上策として、滞納者の状況分析に基づいたきめ細かい督促と、納税相談を実施するとともに、分納誓約書の活用、保証人制度の厳格な適用と悪質な滞納者には強制執行を含め、一層の解消に努められたい。不納欠損処分については、その内容を明確に区分すると共に、十分精査の上実施されたい。
 - 2、収納事務処理について 収納事務処理にあたっては、十分にチェック機能を強化し徹底を図られたい。
 - 3、補助金・負担金について 行財政改革の観点から一層その用途を精査し、奨励事業、支援事業、団体運営等の目的に沿った事業効果・評価を取り入れ、効果的な運営を図られたい。
 - 4、需用費について 燃料等の購入を含めた需用費については、経費節減に努力すること。
 - 5、委託業務について 委託業務は財政効果が一層上がるように進められたい。
 - 6、備品購入について 購入時期、購入方法等適正な予算執行に努められると共に備品の有効活用を図られたい。
 - 7、クリーンセンターの維持管理について 年々修繕費が増加しており、計画的な維持管理に努められたい。
 - 8、保育所運営について 保育所運営については、保育料の負担軽減に努められたい。
 - 9、子育て支援について 学童保育の運営については、受入時間の延長、受入枠の拡大等充実を図られたい。
 - 10 公園・広場等の管理について 公園・広場等の管理のあり方について十分検討されたい。
 - 11、教育について 地場農産物の活用を図り、食育の教育を更に進められたい。裏面をご覧ください。
 - 12、職員手当について 持家手当と通勤手当については、見直しを図られたい。
 - 13、介護保険について 在宅サービスの利用促進と低所得者利用者の負担軽減措置の充実に一層努められたい。
- 病院事業会計 1、未収金について 患者負担金の未収金については、利用者の公平性と病院の健全経営を図るため、未収金の解消にきめ細かい督促と保証人制度の厳格な適用を図られたい。

水道事業会計 1、未収金について 水道使用料の収

納については、より一層の努力を払うと共に、不誠実な未納者に対しては、引き続き給水停止等も含め断固とした態度で臨まれたい。以上でございます。

委員長（西村昭教君） 成案について、調整を行いたいと思います。成案について、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 以上をもって、審査結果報告の意見調整を終わります。理事者に意見書の報告を致しますので、暫時休憩と致します。

事務局長（中田繁利君） 委員長、副委員長と共に、理事者に意見書を報告し、概ね13時40分頃開会いたしたいと思いますので、暫時休憩をお願いいたします。

13時13分 休憩
13時40分 再開

理事者の所信表明

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 平成16年度の上富良野町各会計・企業会計決算特別委員会の委員の皆様方におかれましては、3日間に渡りまして慎重審議を賜りました。先程、西村委員長さんから委員の皆様方からご意見をいただきました。審査意見書につきまして、お受け取りをさせて頂き、また子細につきまして、口頭説明を頂きました。それぞれ皆様方の意見書の内容につきましては、一々私信もごもっともであるというふうに認識する部分が多々ございます。厳しい財政状況の中で、予算執行をしていく、そして行政運営を図っていくと、そういう中にありまして、委員の皆様方が取り上げて頂きましたその意見につきまして、十分今後はこの意見を呈しながら行政執行を図っていきたく、また決算特別委員会におきまして、それぞれの委員の皆様方からご提言を頂きました過般の各課題につきましても、それらの対応に万全を期していくべく努めて参りたいというふうに思うところでありますし、加えて監査意見書にもご意見を賜りますように監査委員の皆様方からご提言頂きましたご意見、これらにつきましても、今後の行政執行に反映していくべく努めて参りたいと、そして特に厳しい財政状況にあります中にありまして、行財政改革の一層の推進を図ると共に、町民の皆様方と共に、この上富良野町のまちづくりのために皆様方のご意見を十二分に呈して参りたいというふうに思っておりますので、どうか一つ本委員会に審議賜りました平成16年度上富良野町各会計並びに企業会計の決算につきまして、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

了致しました。

討 論

委員長（西村昭教君） お諮り致します。ただいまの理事者の所信表明により、今後の町政執行において、十分その意見を尊重し、最善の努力を致したいとの確認が得られましたので、討論を省略し、「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」を採決致したいと存じます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を省略し、「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」を起立により採決致します。

採 決

委員長（西村昭教君） 最初に「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

委員長（西村昭教君） 起立多数であります。よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

次に、「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

起立多数であります。よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

審査報告の内容一任

委員長（西村昭教君） お諮り致します。「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」の決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長にご一任願いたいと存じます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（西村昭教君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号平成16年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第9号平成16年度上富良野町企業会計決算認定の件」の決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長に一任されました。以上をもって、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会に付託されました案件の審議は、全部終

委員長挨拶

委員長（西村昭教君） 最後に、私の方から一言御礼を申し上げたいと思います。平成16年度の決算特別委員会の3日間、皆様方のご協力を頂きまして、無事終了させて頂きまことに厚くお礼申し上げます。

非常に財政が厳しい中で、16年度の決算色々と意見や質問もございましたし、またそれに向けての答弁も色々ありました。そういう中で、お互いに共通の立場に立っているような質問、答弁がやり取りされたと思う訳でありますけれども、意見書も非常に、ボリュームが多くなって、特に具体的な意見書になってきておりまして、私が議席を得たときから非常に表現も変わったなという感を非常に強く持つところであります。それぞれ出された意見について、それぞれ理事者各位におかれましては、一つそれを、十分留意しながら今後取り進めて頂きますことをお願い申し上げますと共に、すでに17年度の予算執行の中で取り組まれているものもあろうかと思っておりますけれども、18年度予算に向けては、また更に厳しい状況の中に置かれて、進めるという事では非常に大変かと思う訳でありますけれども、鋭意今回の決算意見を十分反映して頂きまして、最大の効果が上がるように努力を頂きたいという訳であります。また議員各位におかれましては、その厳しい状況十分理解しながら、ある面では住民の側に立つと非常に苦しい部分の発言もあったかと思う訳でありますけれども、やはり選任された立場としては、全町的な立場に立って、出された意見であろうかと思う訳でありまして、そういう点でも、車の両輪として、それぞれお互いに切磋琢磨して進めればいいのかという事で考えておるところであります。3日間皆さん方の温かいご協力のもとに、無事進めさせて頂きましたことに厚くお礼を申し上げますと共に、途中若干不備がありましたこともお詫び申し上げます。今後ともご協力頂きますことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、委員長退任の挨拶とさせて頂きます。どうもありがとうございました。

閉 会

委員長（西村昭教君） これをもって、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会を閉会致します。大変ご苦勞様でございました。

13時48分 閉会